

錦江町地域防災計画

(令和5年6月)



錦 江 町

余 白

目 次

第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	1
第3節 住民及び事業所の責務	3
第4節 錦江町の地勢と災害記録及び特性	4

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険地域の調査, 把握	5
第2節 防災施設・公共施設の整備及び対策	5
第3節 緊急輸送道路の対策	6
第4節 訓練計画	8
第5節 防災知識普及計画	11
第6節 災害危険箇所毎の警戒避難体制の整備	12
第7節 自主防災組織整備計画	13
第8節 災害ボランティアの育成指導	16
第9節 受援態勢	18
第10節 集落の孤立化防止態勢の整備	19

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織動員計画	20
第2節 気象警報等の伝達計画	26
第3節 災害情報収集報告計画	27
第4節 災害通信計画	32
第5節 災害広報計画	34
第6節 避難計画	36
第7節 避難行動要支援者対策	46
第8節 救難、救助計画	49
第9節 水防計画	52
第10節 土砂災害防止計画	52
第11節 消防計画	57
第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬計画	59
第13節 食糧計画	63
第14節 衣料、生活必需品等物質供給計画	66
第15節 応急住宅対策計画	67

第 16 節 給水計画 6 9
第 17 節 医療及び助産計画 7 0
第 18 節 防疫、清掃計画 7 3
第 19 節 障害物除去計画 7 7
第 20 節 農林業対策計画 7 8
第 21 節 輸送計画 7 9
第 22 節 自衛隊派遣要請計画 8 1
第 23 節 文教対策計画 8 4
第 24 節 地震津波災害対策計画 8 7
第 25 節 海上災害対策計画 9 4

第 4 章 災害復旧計画 9 5

参 考 資 料 等

錦江町防災会議条例	98
錦江町災害対策本部条例	100
資料編 1-1 洪水危険地域	101
同 1-2 火災危険地区	101
同 1-3 山腹崩壊危険地区	102
同 1-4 崩壊土砂流出危険地区	107
同 1-5 土石流危険予想箇所	109
同 1-6 主要交通途絶予想危険箇所	111
同 1-7 急傾斜崩壊危険地域	112
同 1-8 高潮、津波危険地域	116
同 2 消防施設の現況	117
別表第1 錦江町の河川及び山岳	118
別表第2 錦江町の過去の災害	119
別表第3 錦江町無線施設一覧	125
別表第4 緊急輸送道路路線図	126
別表第5 災害対策本部の非常招集要領	127
別表第6 防災気象情報等の伝達系統図	128
別表第7 災害調査票	129
別表第8 避難情報発表基準	130
別表第9 主食の在庫場所及び連絡先一覧	134
別表第10 他の主食（パン）、副食及び調味料等の在庫場所一覧	135
別表第11 衣料品等調達先一覧	136
別表第12 日用品等調達先一覧	136
別表第13 応急復旧資材等調達先一覧	136
別表第14 建設資材（木材）調達先一覧	136
別表第15 町内医療機関・県救護班・医療助産資材町調達先一覧	137
別表第16 仮設トイレ等貸し出し業者一覧	137
別表第17 町内建設業者一覧	138
別表第18 町有車両及び事業用車両一覧	139
別表第19 町内船舶一覧	141
別表第20 関係自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡先一覧	142
別表第21 錦江町ヘリコプター臨時発着場一覧	143
別表第22 町内文具店一覧	144

余 白

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき錦江町の地域に係る災害対策に関して、おおむね次の事項を定め、もって防災に万全を期するものである。

なお、錦江町地域防災計画（令和3年11月）は廃止する。

- 1 錦江町地域の地勢と災害記録及びその特性、錦江町地域の防災に関し、錦江町及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務、又は業務の大綱等に関する事項
- 2 災害危険地域の調査把握、防災施設及び物資等の整備、防災教育及び訓練並びに防災組織の整備等の災害予防計画
- 3 防災に関する組織、動員、気象警報等の伝達、災害情報の収集、避難、水防、消防等の災害発生の防御計画及び食糧、衣料等の供給、医療、救出等の応急救助計画並びに災害時広報、その他災害の拡大を防止するための計画等、災害応急対策の計画
- 4 災害の復旧に関する計画

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

錦江町地域の防災に関し、錦江町及び町内公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

- 1 錦江町
 - (1) 錦江町防災会議に関する事務
 - (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練及び災害予防
 - (3) 災害に関する情報の収集、広報活動等による情報の伝達及び被害調査
 - (4) 災害の防御と拡大防止の対策
 - (5) 罹災者の救助、医療防疫等
 - (6) 町管理施設の応急対策
 - (7) 災害時の文教、保健衛生、公安対策
 - (8) 災害時における交通輸送の確保
 - (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策

- (10) 被災施設の復旧
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (12) 災害対策に関する隣接市町との相互応援協力

2 大隅肝属地区消防組合

- (1) 災害に対する予防、被害の拡大防止
- (2) 消防機材の整備充実と訓練の実施
- (3) 災害時における避難誘導、人命救助対策
- (4) 災害時における危険物貯蔵所（貯蔵施設）の被災防止対策

3 鹿児島きもつき農業協同組合

- (1) 農産物、家畜管理者等に対する防災指導
- (2) 非常炊出し用主食の確保
- (3) 被災農家に対する融資等の援助
- (4) 生活必需品、生産資材の確保

4 漁業協同組合

漁船の遭難防止の対策、船舶の破損等に起因する港湾の汚染防止

5 商工会

- (1) 被災者に対する衣料、生活必需品等の管理確保
- (2) 被災商工中小企業者に対する融資等の援助

6 大隅森林組合（南大隅支部）

- (1) 被害林家に対する融資の斡旋
- (2) 復旧用材の確保

7 両根占土地改良区・肝属南部土地改良区

- (1) 灌漑用樋門、灌水施設等の整備及び防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び被害復旧

8 学校、幼稚園、保育園

- (1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等による被災予防
- (2) 災害時における生徒、児童、園児の避難誘導
- (3) 災害時に備えた応急教育の実施

(4) 被災施設の災害復旧

9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 医療施設経営者

- ア 防災に関する施設の整備と避難訓練等による被災予防
- イ 災害時における収容患者の避難誘導
- ウ 被災負傷者等の収容保護
- エ 災害時における医療、助産等の救助

(2) 社会福祉施設経営者

- ア 防災に関する施設の整備と避難誘導訓練等災害予防対策
- イ 災害時における収容者の避難誘導

(3) ㈱NTTフィールドテクノ鹿児島営業所

- ア 通信設備の防災対策
- イ 災害時通信の確保対策
- ウ 被災設備の応急復旧対策

(4) 雄川発電所（九州電力）

- ア 雄川ダムの安全放水の管理
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧

(5) 九州電力送配電㈱鹿屋配電事業所

- ア 災害発生時の送配電施設の被害復旧
- イ 停電情報の配布

第3節 住民及び事業所の責務

1 住民の基本的責務

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に災害に備え、防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動をはじめとする町・県等防災関係機関が行う防災活動と連携・協力する必要がある。また、住民は災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため相互に協力するとともに、町及び県が実施する防災業務に自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

指定公共機関事業所の管理者は、町及び県等の防災関係機関が行う防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、災害対策基本法第39条第1項及び労働契約法第5条に掲げる防災基本計画に基づき、従業員や顧客の安全を守りながら経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第4節 錦江町の地勢と災害記録及び特性

1 錦江町の地勢

町は、大隅半島の中南部に位置し、地形的に西部海岸地域、中部高原地域、東南部森林山岳地域の三つに大別される。北に鹿屋市、東に肝付町、南に南大隅町に囲まれ、南北約60km、東西約40km、面積163.19㎢となっている。

西部海岸地域は、南大隅町境から鹿屋市境まで約9kmの海岸線となり、人口の約35%が集中している。中部高原地域は台地が広く畑作地域を形成し、東南部森林山岳地域は大部分を国有林が占めて人工林化が進んでいる。

東南部から神ノ川が貫流し、鹿児島湾に注いでいる。また、大隅山地を水源とする雄川が田代を貫き、南大隅町を経て鹿児島湾に注いでいる。

2 錦江町の気象概況と災害の特性

全般に温暖多雨で、西部海岸地域の年間平均気温は19℃程度で中部、東南部は年間平均気温で1.5℃程低くなっている。また、東部山岳地域は降雨量が多く、5月、6月の梅雨期は集中豪雨に見舞われることがある。

一方、夏から秋に例年のように台風が襲来し、梅雨期の集中豪雨と共に、長い海岸線一帯の高潮は、その他の多くの災害を引き起こす原因となっている。

町内の主な河川と山岳は、別表第1「錦江町の河川及び山岳」(P.118)のとおり。

3 過去の災害記録

別表第2「錦江町の過去の災害」(P.119)のとおり。

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険地域の調査、把握

本計画は、浸水害、土砂災害の発生する恐れのある危険地域を調査把握し、災害対策の基盤とするものである。

1 洪水危険地域

町内河川ごとの洪水危険箇所及び被災地域は資料編1 - 1 (P. 101) のとおり。

2 火災危険地区

資料編1 - 2 (P. 101) のとおり。

3 山腹崩壊危険地区

資料編1 - 3 (P. 102) のとおり。

4 崩壊土砂流出危険地区

資料編1 - 4 (P. 107) のとおり。

5 土石流危険予想箇所

資料編1 - 5 (P. 109) のとおり。

6 主要交通途絶予想危険箇所

資料編1 - 6 (P. 111) のとおり。

7 急傾斜地崩壊危険地域

資料編1 - 7 (P. 112) のとおり。

8 高潮、津波危険地域

資料編1 - 8 (P. 116) のとおり。

第2節 防災施設・公共施設の整備及び対策

本計画は、災害発生及び災害拡大の防止のための水防、消防救助用具通信施設等の整備並びに救助実施の迅速を図るための援助物資の備蓄に関する計画である。

1 防災施設

防災行政無線、避難所、消防団詰所、防火水槽や消火栓等の防災施設は、災害時に被害を受けた場合、防災活動や避難活動が機能不全に陥ることから災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を防止又は局限し、早期復旧が図られるよう、施設の被災防止対策を推進する。

2 公共施設

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路、橋梁、港湾、河川、砂防施設等の公共施設は地域住民の生活の根幹をなすもので、これらが災害により被害を受け機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の被災防止対策を推進する。

3 水防倉庫、資材

第3章第9節「水防計画」(P.52)のとおり。

4 消防施設

錦江町における消防施設の現況は、資料編2-1(P.117)のとおり。

5 無線施設

防災行政無線は、別表第3「錦江町無線施設一覧」(P.125)のとおり。

第3節 緊急輸送道路対策

災害時には、道路、橋梁等の交通施設が被災することが予想される。このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送道路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に整備する。

1 緊急輸送道路

(1) 県指定緊急輸送路 別表第4「緊急輸送路路線図」(P.126)参照

区分	路線名	起点	終点
第2次	国道269号線	町内全区間	
	国道448号線	同	
	(主) 県道68号線	同	

(2) 町指定緊急輸送道路 別表第4「緊急輸送路路線図」(P.126) 参照

路線名	道路等級	路線番号	起 点	終 点	延長
県道神ノ川内之浦線	-	5 6 1	町内全区間		9.5km
県道池田根占線	-	5 6 2	同		3.9km
県道辺塚根占線	-	5 6 3	池野新田線交差点	田代上原交差点	2.6km
神川線	1	5 6	全区間		0.6km
神川中原線	2	5 8	同		4.8km
大谷線	2	6 5	同		2.6km
松尾線	2	6 6	大谷交差点	県道神ノ川内之浦線 交差点	2.3km
鳥浜線	その他	4 8	全区間		1.0km
坂之上線	その他	4 7	同		5.7km
厚ヶ瀬線	1	4 4	同		6.7km
中鳥井線	1	2 3	同		1.5km
山之口塩谷線	その他	1 1 2	同		2.8km
笹原線	2	8 6	同		2.2km
池野新田線	1	6 3	同		5.6km
肝属グリーンロード	広域農道	-	町内全区間		8.6km

2 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区域内の国道) 知 事 (指定区域を除く国道及び県道) 町 長 (町道)	(道路法第46条) 1 道路の破損又は欠壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条第1項) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合に行う規制 (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特に必要があると認める場合に行う規制 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合に行う規制
港湾管理者	知 事	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船どまり)の使用に関し必要な規制
海上保安機関	海上保安部長 港 長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認める場合に行う規制 2 海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混乱が生ずるおそれがある場合

		に行う規制 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合又は天災等の危険な事態が存在する場合にあって、人命・財産に危害が及ぶ恐れがあり、かつ急を要する場合に行う規制
--	--	--

3 交通規制の実地体制の整備方針

区 分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路・架橋等交通施設の巡回調査に努めるとともに、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等があった場合に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	<p>警察機関は、交通の混乱を防止し緊急交通路を確保するため、以下の項目の整備に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制計画の作成 災害時の交通安全や緊急通行車輛の通行を確保するため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 2 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 3 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知について、その内容や方法・手段について日頃から計画しておく。 4 警備業協会との協定 規制要員は制服警官を中心に編成すべきであるが、発災時において警察官は、被災者等の救助に重点を置いた活動を行う必要性が高いことから、緊急交通路の確保については、警備業協会と「交通誘導等に関する業務協定」を締結し、同協会の協力が得られるよう日頃から連携を図っておくものとする。 5 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、規制区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

4 緊急通行車輛の事前届出

町長は、町の保有する車輛等で災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車輛の事前届出を行うことができる。

第4節 訓練計画

本計画は、災害応急対策の迅速、確実な実施を期するための普段における必要な訓練実施の計画である。

1 実施責任者

災害応急対策の実施責任を有する町及び各機関の長が実施するものとする。

2 訓練実施の種類

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 通信連絡訓練
- (5) 総合防災訓練
- (6) その他必要な訓練

3 水防訓練

水防訓練は、次の大綱に基づきその都度実施要領を定め実施するものとする。

(1) 訓練内容

- ア 観 測（水位、雨量）
- イ 通 報（電話、無線、伝達）
- ウ 動 員（水防団の動員、住民の応援）
- エ 輸 送（資材、機材、人員）
- オ 工 法（各水防工法）
- カ 水門等の操作
- キ 避難誘導、救護等

(2) 訓練実施時期

訓練の実施はおおむね年1回とし、出水期を避けて行うものとする。

(3) 訓練実施場所

訓練実施場所はおおむね神ノ川、水流橋附近、麓川、雄川その他海岸線等訓練効果の高い場所とする。

4 消防訓練

町は、消防団員の消防教育訓練をおおむね次により実施するものとする。

(1) 学校教養

県消防学校に委託して実施するものとする。

(2) 一般教養

- ア 消防教育
講習・サービス教育

イ 消防訓練

消防機械器具操法訓練、消防放水訓練、非常招集訓練、人命救助訓練、飛

火警戒訓練、通信連絡訓練、破壊消防訓練、出動訓練、その他必要な訓練
ウ 実施時期、場所

学校教養については、県消防学校の計画による。

一般教養については、火災予防週間、その他の時期に随時行う。

場所は、火災危険地域を主とした訓練効果の高い地域で行う。

5 通信連絡

町長は、通信確保の訓練を次により実施するものとする。

(1) 実施責任者

実施責任者を町長とする。但し郵便局、鹿児島地区非常無線協議会会員、警察、消防団、南部消防署、自治会長等の参加を求める。

(2) 訓練内容

ア 災害情報連絡訓練（異常気象・災害発生情報）

異常気象（危険水位・崖崩れ等）及び災害発生を発見した場合の通報、連絡方法について訓練するものとする。

イ 気象警報伝達訓練

気象台からの気象警報を受信した場合の消防団、各機関、住民への伝達広報（防災行政無線・広報車・電話利用）について訓練する。

ウ 災害発生報告訓練

災害が発生した場合の町長への被害状況報告について、電話又は伝令による報告について訓練する。

6 避難訓練

(1) 訓練の実施区分と実施責任者

訓練の実施区分	実施責任者
町が企画し、一般住民を対象としたもの。	町 長
児童・生徒を対象としたもの。	教育委員会・学校長
幼稚園、保育園、病院、社会福祉施設、旅館等を対象としたもの。	施設の所有者又は管理者

(2) 訓練内容

避難情報の認知、避難方法の選択、避難場所への誘導、避難解除等について訓練する。

(3) 実施時期

毎年1回以上実施責任者は、町及び消防団と連絡の上、その協力を求めて実施するものとする。

7 総合防災訓練

(1) 実施責任者

町 長

(2) 参加機関

錦江町、大隅地域振興局建設部、錦江警察署、消防団、郵便局、大隅肝属地区消防組合、指宿海上保安署、日本赤十字社県支部及びその他町内各種団体

(3) 訓練内容

消防訓練、通信訓練、水防訓練、避難訓練、救出訓練及び救助訓練

(4) 実施時期

総合防災訓練実施計画を定め、各機関の協力を得てその都度実施する。

第5節 防災知識普及計画

本計画は、防災関係職員及び住民に対し災害予防及び災害応急措置等に関し、必要な防災知識の普及徹底を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1 実施責任者

町及び関係各機関の長とする。

2 普及事項

おおむね次の事項とする。

(1) 火災予防の心得

(2) 気象予報及び警報の種別と対策

(3) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(4) 災害情報の通報、連絡及び被害調査・報告方法

(5) 災害危険地区の指定

(6) 避難情報、避難場所及び避難所、避難方法

(7) 住家補強・農作物の被害予防措置等

(8) 豪雨、暴風、竜巻、高潮、洪水、土砂災害及び地震・津波等、災害時の心得

(9) 各種応急対策で住民に周知すべき事項

(10) その他防災上必要な事項

3 普及方法

次の媒体を利用して実施するものとする。

(1) 広報誌及びその他刊行物

(2) 防災行政無線、有線放送、ラジオ及びテレビ

(3) 広報車の巡回

(4) 講習会、巡回映画会

- (5) 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動
- (6) その他

第6節 災害危険箇所毎の警戒避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、町は、気象予報警報が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる態勢を確立するよう努める。

2 災害危険箇所巡回と警戒等災害予防に必要な措置

町は、人家等に被害を与える恐れある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、必要により地区ごとに警戒巡視員を選任するよう努める。また、災害から住民の生命を守るため、災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(1) 災害危険箇所の概況

町は、当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要支援者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。住民は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(2) 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、自治会の有線放送、広報車及び消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法の整備に努める。

(3) 避難場所・避難所・避難路の指定

町は、地域毎に一時避難場所を定め、また、避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中で崖崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定めるとともに定期的に点検を行う。また、避難所には、避難開始直後における住民の世話人の配置等の措置を講じる。

(4) 避難誘導員の指定

避難する際に地域の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に地域の独居老人等の災害弱者については、誘導担当員を定めておくなどの措置に努める。

(5) 避難情報の基準の設定

過去の降雨の状況と土砂災害及び水害などの発生状況、防災点検の結果などを踏まえ、併せて気象庁及び県による数値予報等を参考に住民への避難情報の基準を定めるように努める。

(6) 地区別防災カルテや防災マップの作成

町は、県や関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努め、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

3 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害や水害が発生した場合又は発生する蓋然性^{がいぜんせい}が高い場合における住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努めるものとする。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の協力により地域ぐるみで早めに行うよう努める。このため、町及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成強化に努める。

4 住民避難訓練

町及び各防災機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、土砂災害、水害、地震・津波を想定した避難訓練を実施するよう努める。

第7節 自主防災組織整備計画

本計画は、自主防災組織育成の基本方針及び組織の強化体制を整備する目的で、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全を確保するとともに、各自治会、各種団体及び各事業所においても、自主防災組織を編成し大規模な災害等に備えるためのものである。

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。このため、県及び町は、災害時における通信・交通の途絶等による防災関係機

関の活動機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護及び初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

町は、地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織強化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重点推進地区とするが、町においては、各種災害を想定して全ての自治会組織を対象とし加入推進を図る。

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であり、かつ、住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域とする。

(3) 自主防災組織づくりの推進

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 自治会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ 青年団、婦人団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 平時における活動

ア 防災知識の普及・啓発

イ 地域の災害危険箇所の把握

ウ 防災訓練

エ 家庭の安全点検

オ 防災資機材等の整備

- カ 避難行動要支援者対策
 - キ 他団体と連携した訓練活動の実施
- (2) 地域災害時の活動
- ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 初歩的な救出及び救護
 - エ 避難及び避難所運営
 - オ 給食及び給水

4 各事業所における自主防災組織

(1) 各事業所における自主防災組織の設置

大型量販店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する事業所等においては、火災の発生、危険物及びその他の有害物質の流出等により大規模な被害発生が予想されるため、これらの被害防止と軽減を図るため、自主防災組織の設置を指導・助言するものとする。

(2) 自主防災組織設置対象施設

- ア 大型量販店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自主防災組織を設置し、災害防止にあたるものが効果的である施設
- エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主防災組織を設置することが必要な施設

(3) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において消防、防災計画を策定するものとする。

(4) 自主防災組織の活動

- ア 平常時
 - (ア) 防災訓練
 - (イ) 施設及び設備等の点検整備
 - (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施
- イ 災害時
 - (ア) 情報の収集伝達
 - (イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導

(エ) 救出救護

5 自主防災組織の啓発と指導

(1) 組織の設置促進

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に組織の必要性等について積極的かつ計画的な広報を行う。

(2) 指導・助言

住民が自主防災組織を作り、実際に活動していくために、当該自主防災組織の運営及び防災訓練等に対する指導又は助言を行う。

第8節 災害ボランティアの育成指導

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大災害時におけるボランティア活動が活かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成・強化のための対策を講じる。

1 ボランティア活動と各課の関係

大規模災害時におけるボランティア活動の環境整備を図るため、関係所管課において、平常時からボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

	ボランティアの区分	活動内容	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う。)	所管課
専門分野	通信	通信、情報連絡	日本アマチア無線連盟県支部	総務課
	ボランティア・コーディネーター	災害時におけるボランティアの調整	町社会福祉協議会	介護福祉課
	医療	人命救助、介護、メンタルヘルス	医師会、日赤	総務課 健康保険課
	介護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	町社会福祉協議会	介護福祉課
	建築判定	建物の倒壊等危険度の判定	県被災建築物応急危険度判定協議会	建設課
	通訳	外国語通訳、通訳、情報提供	ボランティア通訳	総務課

一般分野	生活支援等	物資の仕分け、配送、食料の配給、配送等	町社会福祉協議会	介護福祉課
	復旧	高齢者等の居室等の片付け	町社会福祉協議会	介護福祉課

2 町によるボランティア受け入れの環境整備

大規模災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、以下に例示する取組に努める。

(1) ボランティアの事前登録、教育、訓練等

町社会福祉協会、日本赤十字錦江町支部、その他のボランティア関係協力団体と連携し、ボランティア登録の円滑化を図り、ボランティアの教育・訓練、調整等を行う。

(2) ボランティア・コーディネーター等の育成

町社会福祉協議会と連携しボランティア・コーディネーター等の育成を行い、災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施する。

(3) ボランティア拠点相互のネットワーク化

他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行えるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築するよう努める。

(4) ボランティア活動保険の周知

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(5) 災害時におけるボランティアの登録、把握

町社会福祉協議会と連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておくものとする。

(6) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するものとする。

(7) 行政による環境整備

行政は、行政OBや消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるように努めるものとする。

3 社会福祉協議会による環境整備

町社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、

関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から次に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

- (1) ボランティアの受付、登録を行うこと。
- (2) ボランティア・コーディネーターの設置、育成を進めること。
- (3) ボランティア保険の加入促進を進めること。
- (4) ボランティアの自主的な研修に対して協力すること。

第9節 受援態勢

下記のほか、「錦江町業務継続計画（BCP）」による。

1 公的受援

災害の規模が大きく対策要員に不足を生じるときは、災害応急対策の円滑かつ迅速化を確保するため、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」（平成19年6月27日締結）により、県、市長会、町村会を通じ、県内市町村から応援を受けるものとする。

2 民間からの受援

災害の規模が大きく、公的受援をもってしても住民生活の安定、復旧・復興のための労働力が不足、又は不足が予想される場合は、次によりボランティアの受け入れを行う。

(1) ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて求められるボランティア活動の内容、必要人員及び活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかにボランティア現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下によりボランティアによる支援体制の確立に努める。

ア 現地本部における対応

町社会福祉協議会は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

イ 救援本部における対応

被災規模が大きい場合には、被災地域周辺の通信・交通のアクセスの良い

市町村社会福祉協議会の協力を得て救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達を行い現地本部を支援する。

ウ ボランティア活動希望者の受け入れに当たっては、救援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容について現地本部、ボランティア関係協力団体との連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険加入について紹介、勧告する。

第10節 集落の孤立化防止態勢の整備

1 通信手段の確保

災害時に集落との通信手段を確保するため、防災行政無線、消防無線などの無線通信手段や災害時有線電話などを整備するものとする。

2 救助活動、物資供給

孤立集落発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、あらかじめ災害時要援護者の把握や災害発生時に予想されるニーズについて把握しておくものとする。また、ヘリコプターを有効活用できるよう、離着陸適地をあらかじめ選定しておくものとする。

3 孤立に強い集落づくり

孤立の可能性がある集落においては、孤立しても住民が支え合い生き延びることができるよう、備蓄の推進（3日間～1週間程度自活できる程度）等を通じ、地域防災力を強化しておくものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織動員計画

本計画は、災害対策本部等の設置、組織、編成、事務分掌及び対策要員の動員並びに防災関係機関との協力関係について定め、災害対策の万全を期するものである。

1 災害警戒本部（支部）の設置及び閉鎖

- (1) 各種の気象警報等の発表により災害が予想されるときは、関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の強化を図るため、災害対策本部設置前の段階として、災害警戒本部を設置するものとする。
- (2) 町は、地理的に広域なことと、標高差等による気象条件の違いから田代支所に災害警戒支部を設置するものとする。
- (3) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長を副町長、副本部長を総務課長とし、その他、消防団本部員をもって充てる。また、本部長不在時は、副本部長がその職を兼任する。
- (4) 災害警戒支部に支部長、副支部長を置き、支部長を支所長、副支部長を観光交流課長とし、その他、消防団本部員をもって充てる。
災害警戒支部長は、災害警戒本部長の命を受け、支所近傍地区の防災対応に当たるとともに、必要な情報を逐次災害警戒本部長に報告するものとする。
- (5) 災害警戒本部と同支部に災害警戒要員を置き、それぞれ総務課職員(住民生活課職員)及び本庁・支所の役場消防隊をもって充てる。
- (6) 災害警戒本部は、災害発生の恐れがなくなり、または災害が発生するか災害の発生を懸念するほど事態が悪化し、災害対策本部による対策実施の必要が生じたときは閉鎖する。また、災害警戒支部も同様とする。

2 災害対策本部（支部）の設置及び閉鎖

- (1) 次のような災害が発生し、または発生する恐れがあり、災害警戒本部では対応が困難であると町長（公務等で不在時は副町長）が判断した場合、災害対策本部を設置するものとする。また、田代支所には災害対策支部を設置する。
 - ア 大規模又は広範囲に及ぶ災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき。
 - イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置してその対策を要すると認められたとき。
 - ウ 災害救助法を適用する災害が発生し総合的な対策を要すると認められたとき。
- (2) 災害対策本部には、本部長、副本部長を置き、本部長を町長、副本部長を副

町長とし、その他、関係各課長並びに消防団員をもって充てる。

(3) 災害対策支部には、支部長、副支部長を置き、支部長を支所長、副支部長を観光交流課長とする。また、災害対策支部長は、災害対策本部長の命を受け、支所近傍地区の防災、救難及び救護等に当たるとともに、必要な情報を逐次災害対策本部長に報告するものとする。

(4) 災害対策本部及び同支部は、災害の種類または規模に応じて同時又は個別に町長が決心した随意の時期に設置される。また、災害対策本部は、災害の内容に応じて災害警戒本部及び同支部の設置を行うことなく設置する場合もある。

本庁及びその周辺施設が津波、高潮又は洪水等の被害を受けた場合又は受ける可能性がある場合、災害対策本部機能を支所に移設する。

(5) 災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、かつ、災害発生の恐れがなくなり、又は災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは閉鎖する。また、災害対策支部も同様とする。

なお、地震により被災しその災害応急対策を一応終了した後も、余震等への危惧が継続する場合は、災害警戒本部を設置した後に災害対策本部を閉鎖する。

(6) 災害対策本部を設置または閉鎖したときは、県(危機管理防災局)をはじめ、次により各機関に対し通知、公表するものとする。

通 知 先	担 当 部 班	通 知 又 は 公 表 の 方 法
各 対 策 部	総務管財対策部広報班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
県危機管理課他出先機関	総務管財対策部本部連絡班	県システム、電話、無線、その他迅速な方法
地元警察署及び消防署	同	電話、無線、その他迅速な方法

3 災害対策本部等の組織及び編成

(1) 災害対策本部の組織及び編成は次のとおりとする。

ア 本部長： 町長

イ 副本部長： 副町長

(2) 災害対策本部の編成

対 策 部 名	対 策 部 長 等	班 名	班 長	班 長 付 き
総務管財対策部	対策部長 総務課長 対策副部長 政策企画課長	本部連絡班	防災交通担当	電算担当、 政策企画(広報・統計)
		人 事 班	総 務 T L	
		広 報 班	総 務 T L	
		経 理 班	総 務 T L	
		管財対策班	総 務 T L	
受援調整班	政策企画 T L			
民生対策部	対策部長 介護福祉課長 対策副部長 健康保険課長 住民税務課長	救 助 班	福 祉 T L	介護 T L、住民 T L 住民 T L、税務 T L 介護 T L、保険 T L
		救 護 班	健康増進 T L	
		防 疫 班	介 護 T L	

産業対策部	対策部長 産業振興課長 対策副部長 農業委員会事務局長	農政班 林務水産班 商工班 耕地施設班	生産振興 T L 経済 T L 経済 T L 基盤整備 T L	
土木対策部	対策部長 建設課長	土木総務班 土木施設班 水道施設班 公営・町営住宅班	建設 T L 建設 T L 住宅水道 T L 住宅水道 T L	
出納対策部	対策部長 会計課長	管財調達班	会計担当	
教育対策部	対策部長 教育長 対策副部長 教育課長	教育班 教育施設管理班	教育総務 T L 生涯学習 T L	
応援対策部	対策部長 未来づくり課長 対策副部長 議会・監査事務局長	応援対策班	未来づくり T L 議会・監査担当	
南部消防署	消防署長所定			
消防団	消防団長			全団員

*その他、本庁職員は各チームリーダーの配下に入る。 T L : チームリーダー

(3) 災害対策支部の組織及び編成は次のとおりとする。

ア 支部長：支所長

イ 副支部長：観光交流課長

対策部名	対策部長等	班名	班長	班長付き
総務管財対策部	対策部長 支所長兼 住民生活課長 対策副部長 観光交流課長	本部連絡班 人事班 広報班 施設管理班 商工班	民生 T L 民生 T L 民生 T L 民生 T L 観光交流 T L	
民生対策部	対策部長 住民生活課長	救助班 救護班 防疫班	民生 T L	税務地籍 T L
産業・土木対策部	対策部長 産業建設課長	農政班 林務水産班 耕地施設班 土木総務班 土木施設班 水道施設班	経済建設 T L 経済建設 T L 経済建設 T L 経済建設 T L 経済建設 T L 経済建設 T L	
南部消防署	消防署長所定			
消防団	消防団本部員			全団員

*その他、支所職員は各チームリーダーの配下に入る。 T L : チームリーダー

4 災害対策本部（支部）の所掌事務

(1) 本部各対策部の分掌事項

総務管財対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議、本部会議、対策本部の庶務に関する事。 2 関係機関、各対策部、消防団との連絡調整に関する事。 3 気象情報の収集、伝達に関する事。 4 被害状況の調査、情報収集、報告に関する事。 5 災害記録に関する事。 6 広報に関する事。 7 配備要員の管理に関する事。 8 災害対策に必要な財政措置に関する事。 9 自衛隊派遣要請に関する事。 10 町有財産の災害調査及び通報に関する事。 11 町有財産の災害対策に関する事。 12 受援態勢の確立、円滑な応援人員・物資の配分に関する事。 13 その他、他の対策部の所管に属さない事項
民生対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災者の応急救護に関する事。 2 災害救助法に基づく避難所及び仮設住宅等に関する事。 3 日本赤十字社との連絡に関する事。 4 義援金品に関する事。 5 災害弔慰金及び見舞金等に関する事。 6 救助状況の報告に関する事。 7 医療機関との連絡及び指示に関する事。 8 災害用医薬品及び災害対策資材に関する事。 9 災害時の清掃、防疫、防疫維持に関する事。 10 感染症その他の災害調査及び防疫状況の報告。 11 避難行動要支援者の支援に関する事。 12 被災者台帳の作成・管理に関する事。 13 避難所の運営管理に関する事。 14 受援調整班との調整に関する事。
産業対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、畜産等の災害調査及び報告に関する事。 2 災害時の食料対策に関する事。 3 水産関係の災害調査及び報告に関する事。 4 災害用物資の入手及び斡旋に関する事。 5 林野災害に関する事。 6 商工関係の災害調査及び報告に関する事。 7 農地、農業用施設の災害調査及び報告に関する事。 8 受援調整班との調整に関する事。
土木対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防法に基づく諸施設に関する事。 2 土木、建築災害の調査及び報告に関する事。 3 水位等、河川情報の調査及び報告に関する事。 4 大隅地域振興局土木部との連絡に関する事。 5 水道施設給水に関する事。 6 町有財産（公営・町営住宅）の災害対策に関する事。 7 受援調整班との調整に関する事。
出納対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における町有施設利用に関する事。 2 災害対策に必要な経費の経理に関する事。 3 受援調整班との調整に関する事。
教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会所管に属する施設の災害対策に関する事。 2 教育関係の災害調査報告に関する事。 3 受援調整班との調整に関する事。

応援対策部	各対策部の要請に対する応援業務に関する事。
消 防 団	1 消防、水防活動に関する事。 2 救助、捜索に関する事。 3 住民の安全確保に関する事。

(2) 災害対策支部の分掌事項

総務管財対策部	1 防災会議、本部会議、対策本部の庶務に関する事。 2 関係機関、各対策部、消防団との連絡調整に関する事。 3 気象情報の収集、伝達に関する事。 4 被害状況の調査、情報収集、報告に関する事。 5 災害記録に関する事。 6 広報に関する事。 7 配備要員の管理に関する事。 8 災害対策に必要な財政措置に関する事。 9 自衛隊派遣要請に関する事。 10 町有財産の災害調査及び通報に関する事。 11 町有財産の災害対策に関する事。 12 受援調整班との調整に関する事。 13 その他、他の対策部の所管に属さない事項
民生対策部	1 罹災者の応急救護に関する事。 2 災害救助法に基づく避難所及び仮設住宅等に関する事。 3 災害用物資の入手及び斡旋に関する事。 4 商工関係の災害調査及び報告に関する事。 5 日本赤十字社との連絡に関する事。 6 義援金品に関する事。 7 災害弔慰金及び見舞金等に関する事。 8 救助状況の報告に関する事。 9 医療機関との連絡及び指示に関する事。 10 災害用医薬品及び災害対策資材に関する事。 11 災害時の清掃、防疫、防疫維持に関する事。 12 感染症その他の災害調査及び防疫状況の報告。 13 避難行動要支援者の支援に関する事。 14 被災者台帳の作成・管理に関する事。 15 避難所の運営管理に関する事。 16 受援調整班との調整に関する事。
産業・土木対策部	1 農作物、畜産等の災害調査及び報告に関する事。 2 災害時の食料対策に関する事。 3 林野災害に関する事。 4 農地、農業用施設の災害調査及び報告に関する事。 5 水防法に基づく諸施設に関する事。 6 土木、建築災害の調査及び報告に関する事。 7 水位等、河川情報の調査及び報告に関する事。 8 大隅地域振興局土木部との連絡に関する事。 9 水道施設給水に関する事。 10 受援調整班との調整に関する事。
消 防 団	1 消防、水防活動に関する事。 2 救助、捜索に関する事。 3 住民の安全確保に関する事。

5 災害対策本部会議

- (1) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、各対策部長をもって組織する。
- (2) 本部会議において協議すべき事項
 - ア 防災活動の企画、実施及び経過の概要に関すること。
 - イ 対策本部の配備体制に関すること。
 - ウ 応急災害対策の企画、実施及び経過の概要に関すること。
 - エ 警察、消防及び自衛隊等、災害派遣機関等の活動実績及び活動予定
 - カ その他必要な事項
- (3) 本部会議は本部長が招集する。

6 災害対策本部及び支部の配備体制

- (1) 災害対策本部の配備体制は、予想される災害の規模または発生した被害の程度により、次の3段階の配備に区分し、配備の指定はその都度本部長が行うものとする。

第1配備： 比較的軽微な災害が発生した場合またはその恐れがある場合

第2配備： 大規模な災害が発生した場合またはその恐れがある場合

第3配備： 町内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合

- (2) 本部の配備要員は次のとおりとする。

対策部名	第1配備	第2配備	第3配備
総務管財対策部	対策正副部長 総務課全職員	対策正副部長、各班長、 班員の中から指名された者	関係全職員
民生対策部	対策正副部長 指名された班長	対策正副部長、各班長 班員の中から指名された者	関係全職員
産業対策部	対策正副部長 指名された班長	対策正副部長、各班長 班員の中から指名された者	関係全職員
土木対策部	対策部長 指名された班長	対策正副部長、各班長 班員の中から指名された者	関係全職員
出納対策部	対策部長	対策正副部長、班長 班員の中から指名された者	関係全職員
教育対策部	対策正副部長 指名された班長	対策正副部長、各班長 班員の中から指名された者	関係全職員
応援対策部	状況により 対策正副部長	対策正副部長、各班長 班員の中から指名された者	関係全職員
消防団	団長 役場消防隊 各分団4名程度	団長、消防団本部、 各分団班長以上	全団員

- (3) 支部の配備要員は次のとおりとする。

対策部名	第1配備	第2配備	第3配備
総務管財対策部	対策部長 住民生活課全職員	関係全職員	関係全職員
民生対策部	対策部長	対策部長、各班長	関係全職員

	指名された班長	班員の中から指名された者	
産業・土木対策部	対策部長 指名された班長	対策部長、各班長 班員の中から指名された者	関係全職員
消 防 団	消防団本部員 役場消防隊 各分団4名程度	消防団本部員 各分団班長以上	全 団 員

7 災害対策本部の非常招集の方法

平常勤務時間中の場合

平常勤務時間中は、口頭又は庁内電話により次の要領により伝達する。

別表第5「災害対策本部の非常召集要領」(P.127)のとおり。

(注) 各対策部で連絡方法は定めておくものとする。

8 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外において大規模な災害が発生する恐れのあるとき、又は発生した場合は、速やかに所属課長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁し、上司の指示により勤務に服すものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

本計画は、災害発生に関係ある気象予報、警報及び情報等の伝達、通報の系統要領等を定め、対応の迅速、確実化を図り、災害の未然防止、又は被害の軽減を期するものである。

1 防災気象情報等の受取者

関係機関からの防災気象情報等は、平常勤務時間中は総務課（住民生活課）、勤務時間外は警備員が受取する。

2 関係機関より受取した防災気象情報等は、必要に応じて防災行政無線により、町内全域に放送し、住民への周知徹底を図るものとする。また、速やかに周知徹底を図る必要がある場合には、広報車による広報も併せて行うものとする。

3 所在官公署、消防団及び自治会長等については、必要に応じ電話連絡をし、必要な措置等を行わせるとともに周知を図る。

4 放送、広報にあたっては、警報等の内容の要点を集約したものを発表するものとする。

5 防災気象情報等の伝達系統

別表第6「防災気象情報等の伝達系統図」(P.128)のとおり。

6 気象情報の収集

町及び関係各機関は、ラジオ、県防災行政無線等により、気象情報の収集に努めるものとする。

7 火災警報の発表及び周知

(1) 火災警報の発表

町長は、県知事から火災気象通報の伝達を受けたとき、又は管内各地が次の気象状況に達したとき火災警報を発表することができる。また、火災気象通報の解除及び気象状況について火災の危険が予想されなくなったとき、火災警報を解除する。

ア 実効湿度が65%以下であり、最小湿度が35%を下ると見込まれ、火災の危険が予想される時。

イ 平均風速12m/s以上の風が吹く見込みがあり、火災の発生が大火に及ぶ危険が予想される時。

(2) 周知方法

ア 発表については、消防法施行規則の定めるところにより、サイレン、打鐘、信号、吹流し等とともに防災行政無線で行う。同時に火災予防上注意すべき事項についても発表を行う。

イ 解除については、サイレン信号とともに防災行政無線で行う。

第3節 災害情報収集報告計画

本計画は、災害情報及び被害報告を迅速かつ確実に収集し、又は通報若しくは報告するために必要な事項を定め、迅速な応急対策に資するものである。

1 災害情報等の収集報告実施責任者

町長は、管内の災害情報及び所管に係る被害状況を、住民の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県やその他関係機関に通報、報告するものとする。

2 災害情報の収集(通報)

(1) 災害情報とは、災害発生の恐れがある異常現象又は、現に発生しつつある次のような状況をいう。

ア 堤防漏水、津波の恐れがある場合

イ 河川増水による堤防決壊・越水、高潮、住宅浸水等の恐れがある場合

ウ 崖崩れの恐れがある場合

エ その他災害発生の際の恐れのある異常現象

(2) 災害情報の収集は、消防団員、一般住民の協力によって行うものとし、異常現象を発見した者は、119番通報を行うとともに、直ちに本庁又は支所へ通報しなければならない。

(3) 災害情報の通報を受けた町長は、状況に応じて直ちに次の措置を講じるものとする。

ア 現場の応急措置のため消防団の出動

イ 関係地域住民に対する避難指示（緊急）の発表

ウ 現場状況の確認

3 被害状況の収集、報告

(1) 災害速報

ア 自治会長は集落内に災害が発生した場合は、直ちにその被害状況を調査の上、役場・総務課に報告しなければならない。（住民の避難状況等含む。）

イ 上記の報告は電話によるものとし、電話不通の場合は、安全に十分配慮した上で消防団伝令により行う。

ウ 町長は、上記の結果を集計して県及び関係機関へ速報するものとする。

(2) 災害確定報告

ア 被害状況は、自治会長からの被害報告に基づき、調査確認の上、報告するものとする。

イ 前号の調査は、次の調査班を編成して行う。

(ア) 本部調査班

被害区分	担当部	責任者	備考
人・住家等関係	総務管財対策部	総務課長	班員は、班長があらかじめ指名するものとする。
社会福祉関係	民生対策部	介護福祉課長	
一般公有財産・施設	総務管財対策部	総務課長	
農林水産商工業関係	産業対策部	産業振興課長	
農地・農業用施設	産業対策部	産業振興課長	
土木・関係	土木対策部	建設課長	
文教施設関係	教育対策部	教育長	

(イ) 支部調査班

被害区分	担当部	責任者	備考
人・住家・商工等関係	総務管財対策部	支所長	班員は、班長があらかじめ指名するものとする。
社会福祉関係	民生対策部	住民生活課長	
商工等関係	同	観光交流課長	

一般公有財産・施設	総務管財対策部	観光交流課長 住民生活課長
農林水産業関係	産業・土木部	産業建設課長
農地・農業用施設	産業・土木部	産業建設課長
土木関係	産業・土木部	産業建設課長
文教施設関係	教育対策部	教 育 長

ウ 各班の調査結果は、総務管財対策部が集計するものとする。

エ 確定報告を県へ行なう場合は、必要に応じて錦江警察署と連絡をとり、情報の交換調整を図ることにより、被害状況集計の正確を期するものとする。

(3) 災害記録の保存

災害に係る災害状況、気象関係記録、災害対策の概要、災害写真等の資料は、総務課において一括保存するものとする。

(4) 災害報告の様式

災害対策本部が最終的に収集する災害報告の内容は別表第7 (P.129) のとおりとする。各対策部の様式は、法令その他によりあらかじめ定められている様式に別表の内容を考慮して定めるものとする。

(5) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は次のとおりとする。

ア 死 者

当該災害が原因で死亡し遺体の存在を確認した者、又は遺体の存在は確認できないが、死亡したことが確実な者

イ 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者

ウ 負傷者

災害のため負傷し、医師の治療を受けた者、又は受ける必要のあるもので次の区分による者

(ア) 重傷者

1か月以上の治療を要する見込みの者

(イ) 軽傷者

1か月未満で治癒できる見込みの者

エ 住 家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

オ 非住家

住家以外の建物をいう。

なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とし、これら

の施設に常時、人が居住しているときは、当該部分を住家とする。

カ 住家全壊（全焼・全流出）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

キ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満もの。

(ア) 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

(イ) 中規模半壊

居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

(ウ) 半壊

住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

ク 準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損害を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損

害割合が10%以上20%未満のものとする。

ケ 準半壊に至らない（一部損壊）

全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

コ 住家の浸水

住家の浸水被害の程度に応じ、損壊の程度は次のとおりとする。

住家の流失又は床上1.8m以上の浸水： 全 壊

住家の床上1.0m以上1.8m未満の浸水： 大規模半壊

住家の床上0.5m以上1.0m未満の浸水： 中規模半壊

住家の床上0.5m未満の浸水： 半壊

床下浸水： 準半壊に至らない（一部損壊）

サ 液状化等の地盤被害

液状化等による住家の被害について、損壊の程度は次のとおりとする。

外壁又は柱の傾斜が1/20以上、又は床上1.0mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み： 全 壊

不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満、又は床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み： 大規模半壊

不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満、又は基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み： 半 壊

シ 棟

独立した建物ごとに算定する。ただし、炊事場、浴場、又は便所が別棟であるような場合はこれらの生活に必要なものは合わせて算定すること。

ス 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位

セ 罹災世帯

住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、流失、埋没、焼失又は浸水等の被害を受けた世帯

ソ 罹災者

罹災世帯の構成員

タ 損害額

罹災地における時価（評価当時の市価）によること。見積りにあつては慎重を期し、単位は千円とし、千円未満の端数は四捨五入すること。

第4節 災害通信計画

本計画は、災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を図るものである。

1 各種通信施設の利用

災害情報の伝達、報告、交換等、災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

ただし、固有の通信施設をもっている機関についてはこれを利用する。

(1) 公衆電気通信施設の利用方法

ア 普通電話による通信

一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常通話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。

イ 「非常通話」の利用方法

災害時における「非常通話」による優先利用を図るため、平常時より最寄りのNTT支店、営業所に連絡して、非常電話の指定を受けておくものとする。非常電話を申し込むにあたっては、必ず「非常」をもって呼び出し、非常通話であることを表明する。(非常通話として取扱われる機関及び内容は、県計画のとおり。)

ウ 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信にあたっては、（はいしんし）頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて電報取扱局に頼信するものとする。

(2) 専用通信施設の利用

公衆電話通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続によるものとする。

ア 錦江町防災行政無線

イ 鹿児島県防災行政無線電話

ウ 錦江警察署電話

エ 九州電力送配電(株)鹿屋配電事業所電話（緊急時連絡用番号のため非公表）

オ 大隅肝属地区消防組合無線

(3) 総務省非常無線通信協議会を利用しての通信

災害による非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、有線通信、電

報が不通となり利用できない、通話が遠くてはつきりしない、又は通信が複そうして長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないときは、非常無線通信協議会の定める次の方法によって無線通信施設の利用を図る。

ア 非常通報の内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(ウ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(エ) 非常災害における緊急措置を要する犯罪に関するもの。

(オ) 遭難者の救護に関するもの。

(カ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(キ) 災害救助法等の規程により知事が医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常無線通信の利用者は原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

ウ 非常無線通信依頼上の注意事項

(ア) 頼信紙は、できるだけ無線局備え付けの用紙を使用すること。

(イ) 頼信紙を無線局の受付所に依頼する時は、必ず「非常」と朱書すること。

(ウ) 通信内容は、できるだけ簡素に要領よく、内容の長さは和文電報の場合カタカナ200字以内とする。無線電話用紙を使用する場合は3分以内に電送できる程度の内容とする。内容が欧文の場合は40語以内とする。

(エ) 宛先の電話番号がはつきりしているものは、通信用紙の宛先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に発信者名を忘れずに記入すること。

(オ) その他、非常無線通信の利用並びに取扱いに関しては、鹿児島地区非常無線通信協議会と緊密なる連携のもとに、電波法令等に違反することのないように努めること。

(カ) 総務省非常通信協議会連絡先

九州地方非常通信協議会

熊本県熊本市二の丸1-4 九州総合通信局 陸上課

電 話：096-326-7853 FAX：326-4377

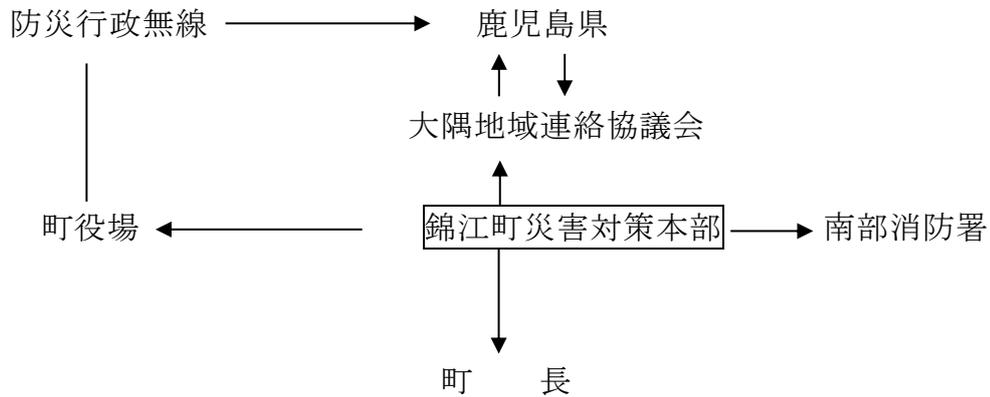
中央非常通信協議会

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室

電 話：03-5253-5888 FAX：5253-5889

(4) 災害通信利用系統図



2 地域内関係機関有線通信施設一覧

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
JA 鹿児島きもつき大根占支所	22-2531	南部消防署	22-1199
JA 鹿児島きもつき田代支所	25-2521	錦江警察署	22-0110
大隅森林組合南大隅支所	24-2005	大隅森林管理事務所大根占事務所	22-0072
肝属農業共済組合根占支所	24-2344	大隅森林管理事務所田代事務所	25-2004
鹿児島県漁業協同組合大根占支所	22-0043		

3 地域外関係機関有線通信施設一覧

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県危機管理課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2256
大隅地域振興局 (大隅地域連絡協議会)	鹿屋市打馬 2 丁目 16-6	0994-52-2083
大隅肝属地区消防組合	鹿屋市新川町 800 番地	0994-52-0199
海上自衛隊第 1 航空群	鹿屋市西原 3-1-2	0994-43-3111
陸上自衛隊第 1 2 普通科連隊	霧島市国分福島 2-4-14	0995-46-0350
自衛隊鹿児島地方協力本部	鹿児島市東郡元町 4 番 1 号	099-253-8920
鹿児島地方气象台予報課	鹿児島市東郡元町 4 番 1 号	0992-50-9912
鹿児島日赤	鹿児島市鴨池新町 1-5	0992-52-0600
NHK 鹿児島放送局	鹿児島市天保山町 19-20	0992-59-4111
指宿海上保安署	指宿市山川福元 6713	0993-34-2999
鹿児島海上保安部	鹿児島市泉町 18-2-50	099-222-6680
第 10 管区海上保安本部	鹿児島市東郡元町 4 番 1 号	099-250-9800
大隅河川国道事務所	肝属郡肝付町 1013-1	0994-65-2541

第 5 節 災害広報計画

本計画は、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、災害広報の迅速化を図るものとする。

1 広報担当主管課

災害広報は総務管財対策部本部連絡班（防災交通担当）と総務管財対策部広報班（総務TL）の主管とする。各対策部の広報事項はすべて本部対策部に連絡しなければならない。

2 広報資料の収集

総務課及び広報班は災害情報その他の広報資料の収集にあたり、災害現場の写真撮影、その他の取材活動を積極的に実施しなければならない。

3 住民に対する広報

収集した災害情報及び広報事項は内容に応じ、次の媒体を利用して行う。

- (1) 広報車
- (2) 防災行政無線及び有線放送
- (3) 報道機関
- (4) 広報紙
- (5) 南日本放送（MBC）との「防災パートナーシップに関する協定」による地上デジタル放送（データ放送）、「MBCアプリ」利用者へのプッシュ型情報配信、MBCラジオ及びMBCホームページへの情報公開
- (6) その他

4 報道機関に対する情報発表の要領

別冊「災害時報道対応マニュアル」のとおり。

報道機関に対する情報発表は、すべて総務管財対策部広報班が行うものとする。

5 災害広報の内容

広報の内容は、おおむね次を基準とする。

- (1) 警戒レベル3～4（地震・津波を除く。）及び高齢者等避難又は避難指示
- (2) 災害対策本部の設置又は解除閉鎖
- (3) 災害防止の事前対策と応急対策
- (4) 警戒レベル5（地震・津波を除く。）及び緊急安全確保
 - ア 災害の種別
 - イ 災害の発生日時、区域
 - ウ 災害による被害の状況
 - エ 被害復旧の見込み
- (5) その他必要と認める事項

6 放送機関に対する広報要請

〔放送要請の要領〕

総務対策部広報班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。

放送機関への放送の依頼は、原則として鹿児島県が事前に締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、町長が県知事に依頼するものとする。

- (1) 風水害等に関する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難指示又は緊急安全確保
- (2) 災害に関する重要な伝達及び予想される災害の事態並びにこれに対してとるべき措置
- (3) 災害における混乱を防止するための指示
- (4) その他必要な情報

第6節 避難計画

本計画は災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、災害から住民を保護するため、町長等が判断を行う避難情報、避難場所、避難所並びに避難の方法等について必要な事項を定めるものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、災害対策基本法第60条の規程に基づき災害時における住民の「警戒レベル3、高齢者等避難」、「警戒レベル4、避難指示」並びに「警戒レベル5、緊急安全確保」に応じた避難措置を実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合において、知事が権限を町長に委任したとき又は、緊急を要し知事の実施を待つ暇がないときの避難所の開設及び避難者の収容は町長が行う。
- (3) 町内小中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。
- (4) 各種法律に基づく関係機関の避難指示権者は次のとおりとする。

避難指示 全災害について町長（災害対策基本法第60条3項）

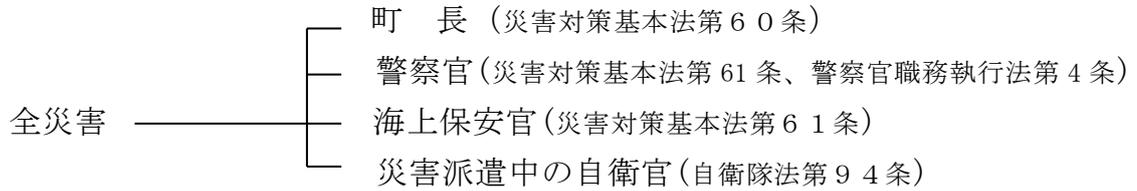
洪水災害 { 水防管理者及びその要請を受けた警察職員（水防法第22条）
水防団長（消防団長）及び水防団員（消防団員）（水防法第21条）

地すべり災害： 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）

（避難及び立ち退きの指示を行ったときは、錦江警察署長に

届け出る。)

急傾斜地崩壊災害： 国土交通大臣、知事及び町長（急傾斜地の崩壊による災害の防止法第20条、災害対策基本法第60条）



ウ 避難所の開設及び収容 知事又は町長（災害救助法第23条）

2 「警戒レベル3、高齢者等避難」、「警戒レベル4、避難指示」及び「警戒レベル5、緊急安全確保」の発表基準

避難情報の発表基準は、災害の種類、地域その他により異なるが、おおむねの基準は次のとおりとする。

(1) 「警戒レベル3、高齢者等避難」の発表基準（別表第8参照（P.130））

河川からの外水氾濫又は降水による内水氾濫等による浸水、土砂災害、地すべり等が予想される地域からの避難、大規模火災による出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高くなった状況で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、避難行動要支援者等を事前に避難させる。また、避難行動要支援者等以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。発表の基準は、次のとおり。

ア 暴風の場合

風速の上昇に伴い、短時間に災害の発生が予想される場合（風速20m/s程度となり、更に強くなっていくと予報される時など。）

イ 豪雨の場合

大雨警報（土砂災害）が発表されるなど、短時間に災害の発生が予想される場合（連続雨量100mmを超えると予想されるとき、又は時間雨量が50mm超えると予想される等、これ以上の天候悪化が要配慮者の避難に影響を及ぼす恐れが生じたとき。）

気象庁防災情報提供システム及び鹿児島県河川砂防情報システム等により、土砂災害警戒危険度分布（キキクル）及び豪雨域のスネーク判定図等を観察し、2時間先までに「大雨警報（土砂災害）」の警報基準に達すると予想される場合

ウ 洪水・高潮の場合

神ノ川では、洪水警報が発表されるなど、氾濫注意水位（2.5m）を突破し2.8mに達し、さらに増水が予想される場合。洪水害又は浸水害危険

度分布（キキクル）も併せて参考とする。

気象庁防災情報提供システムにおいて、神ノ川の流域雨量指数が2時間先に「警報基準Ⅱ」を超えると予想される場合

雄川（上流部）及び麓川等については、洪水警報が発表されるなど、その水位が堤頂を超えることが予想される場合

河川以外の海岸については、高潮警報（2.4m）が発表された場合。また、台風の接近と満潮時刻が重なる等、高潮による被害が予想される場合

エ 津波の場合

南海トラフ地震臨時情報（「巨大地震警戒」又は「巨大地震注意」）が発表された場合、沿岸地域及び河口から内陸部の河川沿いにかけての地域に所在する高齢者等について、後発地震に伴う津波への警戒を呼びかける場合。

なお、発表の際に「警戒レベル3」は付さない。

オ その他の場合

警戒体制に入り、周囲の状況（近隣市町村から得られた情報を含む。）から判断して危険が予想される場合。また、気象庁防災情報提供システム及び鹿児島県河川砂防情報システムによる指標を考慮する。

カ 住民に求められる行動

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を有する者及びその介助者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、避難行動要支援者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

自身の周囲に危険を感じて避難が必要と考える者は、自主避難を行う。

(2) 「警戒レベル4、避難指示」の発表基準（別表第8参照（P.131））

ア 暴風の場合

引き続き風速が強くなり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が近づいてきた場合（風速20m/sを超え、更に強くなっていくような場合）

イ 豪雨の場合

土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害、洪水害又は浸水害危険度分布（キキクル）による危険度がさらに高まるなど、住民等の生命身体の危険が強まってきた場合（連続雨量100mm以上となり、更に今後も雨量が見込まれる場合、又は時間雨量30mm以上の雨量が見込まれ、更に連続して降雨がある場合などが考えられる。）

降水に関する避難指示発表の基準は次のとおり。

前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき。
前日までの雨量が40～100mmの場合	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき。
前日まで降雨がない場合	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm

	以上の強い雨が予想されるとき。
防災情報提供システム 県河川砂防情報システム	土砂災害、洪水害又は浸水害危険度分布（キキクル）及び土砂災害警戒情報の発表若しくは豪雨域のスネーク判定図を観察し、2時間後の予報が土砂災害警戒情報の基準（CL）に達すると予想される場合

ウ 洪水・高潮の場合

神ノ川では、3mを突破し、さらに増水が予想され、氾濫危険水位（3.5m）に到達することが見込まれるとき。

気象庁防災情報提供システムから、神ノ川の2時間後の流域雨量指数を確認し、「基準Ⅲ」を上回った場合

その他の河川や海岸等では、増水状態が続き洪水並びに高潮の危険（2.4m以上）が迫ってきたとき。（満潮と南西からの風が一緒になったとき）

エ 津波

錦江町沿岸に大地震に伴う津波警報等（津波注意報以上）が発表された場合、沿岸地域及び河口から内陸部の河川沿いにかけての地域に所在する住民等について、速やかな避難を促す必要が生じた場合。

なお、発表の際に「警戒レベル4」は付さない。

オ その他の場合

警戒体制が続き、周囲の状況（近傍市町村から得られた情報を含む。）が「警戒レベル3、高齢者等避難」の段階より悪化し、相当な危険が近づいてきたとき。また、土砂災害警戒情報や気象庁災害情報提供システム及び鹿児島県河川砂防情報システムによる危険指標を考慮する。

カ 住民に求められる行動

通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。

指定された地域の危険な場所にあり、立退き避難が可能な者は、この時点で指定避難所又は指定避難場所、若しくは安全な場所にある知人宅等へ避難を開始し、この段階で避難を完了させる。また、洪水、高潮などの場合、指定された地域内にあっても上階まで浸水せず、水流による家屋等の倒壊又は流出が防げる堅固な建造物又は浸水や家屋の倒壊流出が及ばない地区にいる者については、屋内安全確保も可能とする。（津波については、絶対に立退き避難を行い、土砂災害に関しては立退き避難を前提とする。）

ただし、浸水深よりも高い位置に居室が確保され、かつ、水が引くまでの間を持ち堪えられるだけの食糧、飲料水、その他生活必需品の備蓄がなされている場合に限る。

(3) 「警戒レベル5、緊急安全確保」の発表基準（別表第8参照(P.132)）

ア 発表基準

災害対策本部（支部）が、氾濫発生情報の発表や、管轄地域内において災害発生の実を確認した場合又は大雨特別警報が発表されるなど、災害の発生が切迫しており緊急の避難若しくは住民自身が緊急の安全確保を行うよう指示する必要がある場合、可能な限り防災無線等を通じて「警戒レベル 5、緊急安全確保」を発表することを標準とする。

イ 住民に求められる行動

未だ避難していない対象地域の住民は、緊急の避難を行うか安全な場所へ移動する。屋外に出ること自体が危険と判断した場合は、生命を守る最善の行動（洪水、高潮については、建物の最上階又は屋根・屋上等への移動や近隣の少しでも高い若しくは頑丈な施設等への移動を行い、加えて土砂災害の危険からの回避手段として、最上階の崖とは反対側の部屋への移動等）をとる。

3 警戒レベル、避難情報の発表要領

- (1) 住民への避難情報は、原則として「警戒レベル 3、高齢者等避難」、「警戒レベル 4、避難指示」、の 2 段階に分け発表するものとするが、急を要する場合は、段階を経ずに直ちに「警戒レベル 4、避難指示」を発表する。

「警戒レベル 4、避難指示」を発表しても、当該地域の避難行動の進捗が芳しくない、又は天候の悪化が急激な場合など、状況により「警戒レベル 4、避難指示」を継続して発表するものとする。

- (2) 避難情報の発表は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け、日中の安全に避難が行える時間帯になるように発表する。また、発表の際は、昼夜を問わず避難用の食糧、貴重品の確保、火の始末等、避難の状況に応じた準備を併せて呼びかけるものとする。
- (3) 町長は、避難情報の発表を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（県危機管理課及び大隅地域振興局）に報告又は通知する。担当は総務管財対策部とする。また、報道機関にも情報を提供するものとし、担当は同じく総務管財対策部とする。

4 自主避難（別表第 8 参照（P.132））

住民は、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたとき、自主的判断により速やかに避難するとともに、その事実を遅滞なく役場、警察又は消防に通報する。（災害対策基本法 5 4 条）

(1) 崖崩れ

ア 崖に亀裂ができる。

イ 崖から水が湧いてくる。

ウ 小石がパラパラと落ちてくる。

(2) 地すべり

ア 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。

イ 地面にひび割れができる。

ウ 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。

(3) 土石流

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが堰き止められている恐れがあるため。）

資料編 1－5 「土石流危険予想箇所」(P.109) 参照

(4) 洪水

ア 河川堤防にひび割れが生じた。

イ 急激な河川の増水が生じた。

(5) その他

災害による被災を避けるため、必要と判断した場合

5 災害時避難行動要支援者の避難対策

町は、「錦江町災害時避難行動要支援者の避難支援プラン」を関係機関と協力しながら作成し、下記の点に留意し、また、地域の実情に応じた災害時避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 一人暮らしや寝たきりの高齢者、病人、身体障害者、外国人等のいわゆる災害時避難行動要支援者の避難については、日頃から対象者の把握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び避難誘導方法について特に配慮するものとする。

(2) 避難所においては、高齢者や身体障害者などの設備や備品についても配慮に努めるものとする。

(3) 外国人等に対しては、登録の際などに防災についてのリーフレット等を配布するとともに避難所の表示板についても多言語化又は「やさしい日本語」の利用を推進していくものとする。

6 警戒レベル、避難情報の伝達方法

当該住民に対する避難情報の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により周知徹底を図る。

(1) 防災行政無線による伝達

(2) サイレンによる伝達

- (3) 広報車の呼び掛けによる伝達
- (4) 自治会放送、電話、特使等による伝達
- (5) 報道機関及びSNSによる伝達
- (6) 洪水及び高潮による避難の指示は次の信号による。

サ イ レ ン 信 号			
約1分(吹鳴)			約1分(吹鳴)
●	休止	●	休止
	約5秒		約5秒

7 避難の方法

(1) 避難の誘導

ア 各地区の避難誘導は、当該地区の消防分団が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。

イ 避難場所への経路については、災害の状況等によって、誘導責任者が決定するものとするが、この場合次の事項について十分留意するものとする。

(ア) 暴風の場合はできるだけ山かげ、堅牢な建物に沿った経路を選ぶこと。

(イ) 豪雨の場合は、崖下及び低地等の危険な場所を避けること。

ウ 避難の誘導にあたっては、次の事項に留意すること。

(ア) 避難場所が遠距離の場合は、あらかじめ集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 誘導にあたっては、ロープその他を利用し、安全の確保に努めること。

(ウ) 避難経路中の危険箇所には、標識、ロープ張りをするなどし、警戒員を配置する。

(エ) 携帯品や幼児はできるだけ背負い、行動の自由を図るよう指導すること。

エ 地域毎の誘導員、責任者、避難経路はあらかじめ定めておくものとする。

(2) 避難誘導の優先順位

ア 避難誘導の優先順位は、避難行動要支援者を優先する。

イ 地域的避難の順序は、災害発生の時期、状況等を判断の上、先に災害が発生すると予想される地域内の居住者から優先するものとする。

8 避難所の設置

(1) 避難予定場所

地域別の町指定避難所は次のとおりとする。災害の状況により避難所を変更したときは、その都度周知を図るものとする。 (令和3年10月現在)

避難所	避難地域	対象人員	収容人員	施設管理者	分団名
大根占小学校体育館	麓、弓場下・鳥井戸・木場・大橋全区	995	200	大根占小校長	中央
錦江中学校体育館	瀬戸山・六反田・中園・宮脇・中西・上之字都・木原・寺前・山之口	893	350	錦江中校長	中央
錦江町総合交流センター	神之浜全区・本町・京町・栄町・旭町・塩屋・城ヶ崎	860	300	町長	中央
神川小学校体育館	皆倉・桜原・神川中原	223	150	神川小校長	神川
神川地区体育館	鳥浜・神川城・神川中・神川新町 神川上	773	150	同	神川
池田小学校体育館	松坂・毛下・笹原・川南・川北	323	150	池田小校長	池田
池田地区体育館	半下石・白井・安水・壱崎・大久保・馬場中原・段中野	246	150	同	池田
宿利原コミュニティセンター	宿利原・牧原・協和・岩元・厚ヶ瀬	217	150	町長	宿利原
宿利原地区体育館	笑喜・令和・才原・命苦	188	150	宿利原小校長	宿利原
田代保健福祉センター	麓地区・上部地区、川原地区	929	200	町長	麓
錦江町田代開発センター	麓地区・上部地区、川原地区	465	100	町長	麓
花瀬でんしろ館	花瀬地区	266	150	町長	川原
大原小学校体育館	大原地区	355	150	大原小校長	大原
各自治会公民館	その他の地域	—	各10~20	自治会長	—

*ただし、避難者が過多となる場合は、その都度公共施設を解放するものとする。

(2) 避難所の開設及び管理

ア 避難所の開設は、民生対策部が消防団と協力して行う。避難所開設当初は、職員又は消防団員を駐在させて避難所の管理と収容者の保護に当たる。細部は「錦江町避難所運営マニュアル」及び同別冊「錦江町避難所における新型コロナウイルス感染症等拡大予防に関する対応について」による。

イ 避難所開設当初、避難所駐在の職員又は消防団員は、避難状況（避難者数を含む。）及び避難所内の状況を記録し適宜、民生対策部長に報告する。

ウ 避難行動要支援者のための二次避難所として業務提携をしている福祉避難所は下表のとおり。

なお、各施設の収容可能員数は、その時の各施設において収容可能な員数（空床利用を基本）とする。

番号	施設名	住所	電話番号
1	特別養護老人ホーム南松園	田代川原 369	0994-25-2174
	通常定員：55名、余剰床面積から算出された収容できる最大員数：30名		
2	グループホーム南松園	田代川原 430-1	0994-25-2364
	通常定員：9名、余剰床面積から算出された収容できる最大員数：5名		
3	特別養護老人ホーム青山荘	城元 3724-1	0994-22-3388
	通常定員：78名、余剰床面積から算出された収容できる最大員数：50名		
4	グループホーム青山荘	同上	0994-22-3389
	通常定員：9名、余剰床面積から算出された収容できる最大員数：5名		

エ 福祉避難所の利用対象者は、錦江町災害時避難行動要配慮者の避難支援プランに基づく対象者であって、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度の者で、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者とする。

オ 避難所においてはプライバシーの確保や男女双方の視点に配慮することは

もちろん、性的少数者にもできるだけ寄り添った避難所運営管理等の避難生活整備の充実に努める。

カ 避難生活が安定した時期を見て、避難所における被災者の生活の長期化に備え、避難所の自治・運営は避難者に任せることとする。避難所に居住する避難者の中から代表者を選出し、給食、衛生（ゴミ処理、清掃、トイレ問題等を含む。）及び避難者の要望のとりまとめ等を行い、町の担当部と相互に連絡を行う。

避難者の代表は、「錦江町避難所運営マニュアル」を参考に地域の事情に合わせた、避難所の運営に努める。

(3) 災害救助法による避難所の開設及び内容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等は、「錦江町避難所運営マニュアル」及び県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

ア 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のため、人件費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費は災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。

イ 次に該当する場合は、当該各号に掲げる額の範囲内において、それぞれ前項アの額に加算する。

冬期（10月から3月まで）の燃料費は、別に定める額を加算する。

(4) 避難所を設置したときは、一般にその旨を広報し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(5) 避難所を設置したときは、知事へ直ちに次の事項を報告するものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び各避難所の収容人員

ウ 開設期間の見込み

(6) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

9 小中学校児童・生徒の集団避難

町内の小中学校児童生徒の集団避難計画は、次によるものとする。

(1) 実施の基本

ア 教育長は、町内各小中学校の集団避難計画策定を指導し、各学校長はこれに基づき学校の実情に適した具体的計画を作成しなければならない。

イ 各学校長は、前記計画の作成にあたっては、児童生徒の心身の発達過程を考慮すると共に、生命の安全、健康の保持に重点を置かなければならない。

(2) 実施方法

ア 教育長は、災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置

をとらせるものとする。

イ 各学校長は、教育長の指示に基づき、又は緊急を要する場合は自らの判断により児童生徒を安全な場所に避難させなければならない。

ウ 教育長は、児童生徒が学校の管理外にある場合、状況を判断の上、臨時休校の措置を講ずるものとする。

(3) 実施要領

ア 教育長から行う避難の指示等は、町長の指示により行うほか、避難実施上の安全を考慮し、町長からの指示を待たず早期に実施することができるものとする。

イ 教育長から行う避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順に指示すること。

ウ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病等の罹患及び避難に際して配慮を必要とする児童・生徒を優先して行うこと。

エ 避難が比較的長期にわたると判断されたときは、避難情報の種別を考慮し、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すこと。

オ 災害の種別、被災の状況等を想定し、児童・生徒及び職員の集団避難の手順並びに経路等をあらかじめ定めておくこと。

(4) 留意事項

ア 教育長の各学校への通報連絡は迅速かつ確実に行われるよう、かねてから連絡網を整備しておくこと。

イ 学校長は、概ね次の事項について計画し、集団避難が安全かつ迅速に行われるようにすること。

(ア) 災害の種別に応じた避難情報の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難手順及び避難場所等までの誘導責任者

(エ) 児童・生徒の携行品

(オ) 書類、備品等の搬出計画

ウ 学校長は、2階建て以上の校舎については、特に普段から非常口の使用等について訓練をさせておくこと。

エ 学校長は、災害が学校内又はその付近に発生した場合、速やかに関係機関に通報すること。

オ 学校長は、災害の種別、程度により児童・生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によること。

(ア) 集落担任教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所に誘導すること。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、危険箇所（崖崩れ、危険

橋梁)の通行を避ける等必要な指示を与えること。

カ 児童・生徒が家庭にある場合における臨時休校の通知方法及び連絡網を児童・生徒及び保護者に徹底しておくこと。

キ 火災、台風、地震・津波等、災害種別に応じた避難訓練をかねてから実施しておくこと。

(5) 避難場所

ア 教育長は、町地域防災計画等を基にして、災害の種別、程度に応じた学校別の避難場所を定めるものとする。

イ 学校が町地域防災計画等に定める避難所又は避難場所に指定されている場合、児童・生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童・生徒はその保護者に引き渡すものとする。

第7節 避難行動要支援者対策

第1 一般家庭等における避難行動要支援者

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「錦江町災害時避難行動要配慮者の避難支援プラン」により、その支援体制の整備を図る。

1 安全対策

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、災害対策基本法第49条の十一第2項に示す避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力し、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、災害対策基本法第49条の十に基づき避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を「個人情報保護に関する法律」に基づき作成・運用するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

ア 要介護3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く。）

ウ 療養手帳Aを所持する知的障害者

エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

オ 医療的ケアの必要な障害児・者

- カ 特定疾患治療研究事業における医療費助成認定を受けている難病患者
- キ 上記以外で町長が支援の必要を認める者

(2) 避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 所属自治会
- ク 避難所（避難先）
- ケ 個別支援計画の有無
- コ 危険種別（危険地域の種別を記載）
- サ 上記に掲げるほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

災害発生時を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合はこの限りでない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 自治会
- キ その他、錦江町災害時避難行動要配慮者の避難支援プランに定める団体等

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(5) 名簿の更新

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(6) 名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法第49条の十三に基づき、避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする

(7) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(8) 避難体制の確立

ア 町は、避難行動要支援者名簿に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

イ 町は、避難行動要支援者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるように特に配慮しなければならない。

ウ 町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 町は、避難行動要支援者を収容する避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

第2 社会福祉施設等における避難行動要支援者対策

1 入所者・利用者の安全確保

各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

町は、施設機能を低下させない範囲内で支援の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に移送する。

2 県、町への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及び人材の不足数について、県及び町に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 町の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業所へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め人材を確保すること。

4 県の支援活動

県は、町及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第8節 救難・救助計画

災害発生時には、同時に多数の遭難者及び傷病者が発生し、通常のカン・救助活動とは異なる対応が求められる。このため、錦江町をはじめとする関係各機関の緊密な連携と協力が必要である。災害発生時の各機関における救難・救助活動の役割等については次のとおりとする。

1 災害発生時における救難・救助活動関連機関の役割

(1) 錦江町

- ア 役場消防隊の派出（後述の消防団と共同する。）
- イ 各消防団への派出要請の実施
- ウ 災害対策本部等の設置
- エ その他、必要な作業

(2) 南部消防署（消防隊）

- ア 災害現場への急行と状況把握
- イ 大隅肝属地区消防組合を通じ、その他の関係機関への連絡及び応援の要請
- ウ 消火活動又は遭難者の捜索及び救助
- エ 消防団及び役場消防隊の活動の指揮

- オ 現場における傷病者のトリアージ及び救命救急処置の実施
- カ 応急救護所の設置と搬送されてくる傷病者への救急処置及び救急搬送
- キ 現場指揮本部の設置
- ク その他、必要な作業

(3) 消防団

現場指揮本部の指揮の下、役場消防隊と共同し、以下の作業を行う。

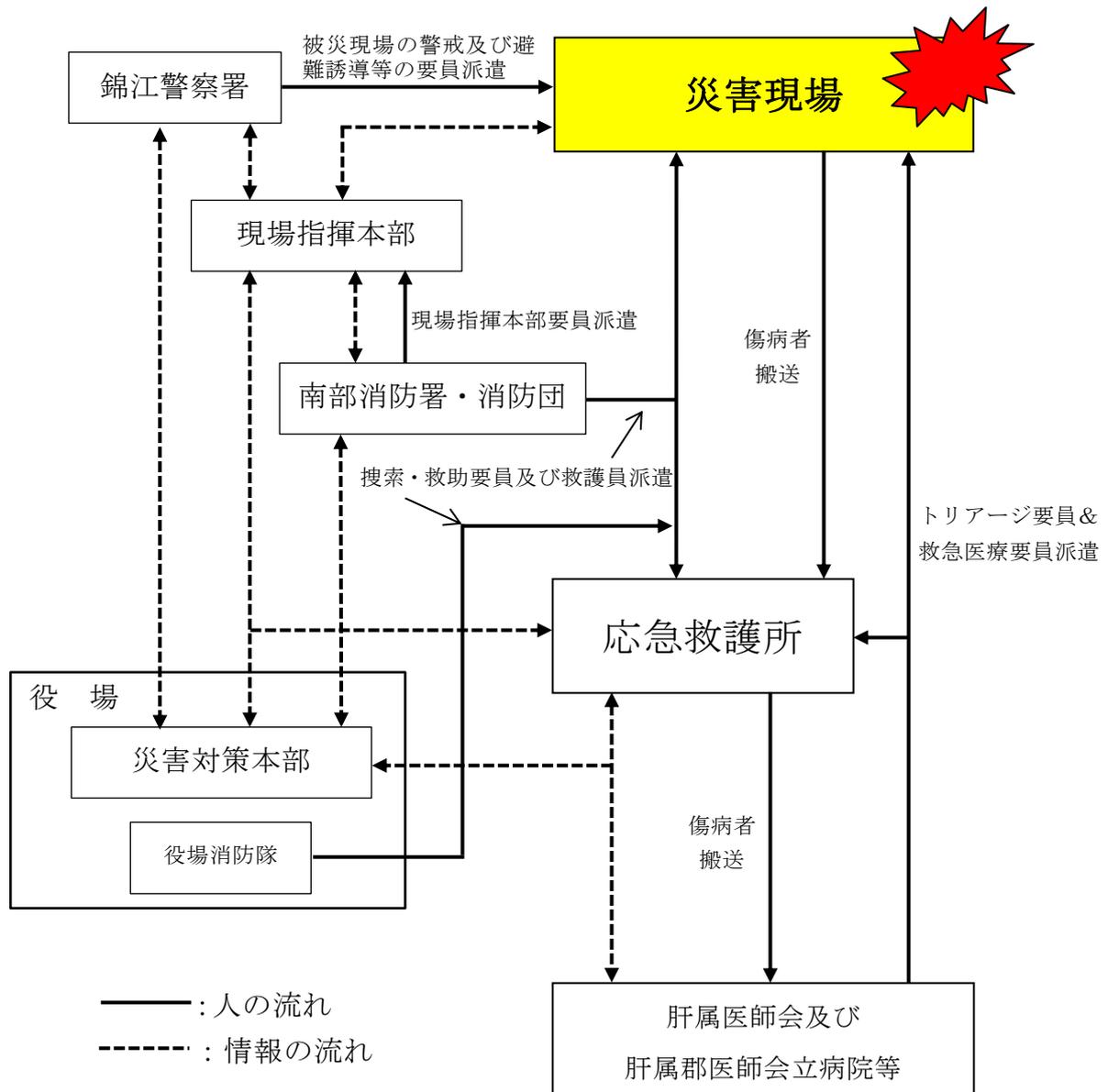
- ア 消火活動又は遭難者の捜索及び救助活動の実施
- イ 傷病者の応急救護所への搬送
- ウ その他必要な作業

(4) 錦江警察署

- ア 現場周辺住民に対する警察官職務執行法第4条に基づく避難指示の実施
- イ 災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定（交通規制等を含む。）
- ウ 遭難者の捜索・救助
- エ 現場周辺地域の治安維持
- オ その他必要な作業

(5) 肝属郡医師会及び肝属郡医師会立病院

- ア 現場消防隊からの要請に基づく災害現場への医師及び看護師の派出（一次トリアージと現場での救命救急医療活動）
- イ 応急救護所における二次トリアージ及び救命救急医療活動
- ウ 応急救護所から搬送されてくる傷病者への各医療機関における医療活動



災害発生時の各機関の役割等の相関図

2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被害者の救助、救急活動を行うとともに、救助、緊急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 救助、救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材に不足が生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期す。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等については、民間業者から調達するも

のとする。

- (4) 搬送する重傷者が多数で、救急車等の車輛が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車輛を確保する。

4 救急車・救助工作車の配備状況

大隅肝属消防組合南部消防署	救急車	2 台
	林野（救助）工作車	1 台

第9節 水防計画

水防計画は、水防法に基づき別に定める「錦江町水防計画」による。

第10節 土砂災害防止計画

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、土砂災害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険溪流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害による被害防止の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続き崖崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、町において応急的な崩壊防止措置を講ずる。また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合、災害対策基本法第六十三条第1項に基づき当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要

に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

4 土砂災害の警戒避難体制

(1) 避難情報の発令基準

本章第6節第2項のとおり。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について

	急傾斜（箇所）		土石流（箇所）	
	警戒	特別	警戒	特別
錦江町	211	211	106	95

地区	公民館区域	自治会名	自治会数
大根占	馬場	麓、弓場下、鳥井戸、木場、大橋上、大橋下、木原、寺前、山之口、中西	10
	城元	神之浜一区、神之浜二区、本町、京町、栄町、旭町、塩屋、城ヶ崎、瀬戸山六反田、中園、宮脇、上之宇都	13
	神川	鳥浜、神川城、神川上、神川中神川新町、皆倉、神川中原、桜原	8
	池田	松坂、毛下、笹原、半下石、川南、川北、白井、安水、壱崎、大久保、馬場中原、段中野	12
	宿利原	笑喜、令和、才原、宿利原、牧原、協和、岩元、命苔、厚ヶ瀬	9
田代	麓	下、馬場、東ノ原、長谷、西中郡、東中郡、橋ノ口、中村、麓住宅、昇陽	10
	上部	山下、岩崎、表木、折小野、上山ノ口	5
	大原	大原、中尾、新田、内ノ牧、重岳、鶴戸野、久木野、盤山、富田	9
	川原	平石、柴立、上柴立、上原早瀬、郷ノ原、辺志切、鶴園	8
	花瀬	原沢、池野、瀬戸口、猪鹿倉、鳥淵	5

(3) 避難情報の発令対象区域

自治会（自主防災組織）や事業所毎とする。

(4) 情報の収集及び伝達体制

情報の収集については、鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同発表する「土砂災害警戒情報」に特に注意するとともに、自治会（自主防災組織）等から入る土砂災害の前兆現象等の情報を収集する。住民への伝達方法については、次表へ記載する。

土砂災害警戒区域毎の避難の体制整備について

自治会名	伝達方法	ハザードマップ の配布状況	避難誘導 担当消防分団	自主 防災 組織	最寄避難所
麓自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
弓場下自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
鳥井戸自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
木場自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
大橋上自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
大橋下自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
木原自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
寺前自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
山之口自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
中西自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	大根占小学校体育館
神之浜一区自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
神之浜二区自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
本町自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
京町自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
栄町自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
旭町自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
塩屋自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
城ヶ崎自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
瀬戸山自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
六反田自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
中園自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
宮脇自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
上之宇都自治会	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
鳥浜自治会	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
神川城自治会	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
神川上自治会	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
神川中自治会	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
神川新町自治会	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
皆倉自治会	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
神川中原自治会	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
桜原自治会	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
松坂自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
毛下自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
笹原自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
半下石自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
川南自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
川北自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
白井自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
安水自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
壱崎自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
大久保自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
馬場中原地区	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
段中野自治会	防災無線	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館

笑喜自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
令和自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
才原自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
宿利原自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
牧原自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
協和自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
岩元自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
命苦自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
厚ヶ瀬自治会	防災無線	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
下自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
馬場自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
東ノ原自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
長谷自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
西中郡自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
東中郡自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
橋ノ口自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
中村自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
麓住宅自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
昇陽自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
山下自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
岩崎自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
表木自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
折小野自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
上山ノ口自治会	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
大原自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
中尾自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
新田自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
内ノ牧自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
重岳自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
鶴戸野自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
久木野自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
盤山自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
富田自治会	防災無線	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館
平石自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
柴立自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
上柴立自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
上原自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
早瀬自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
郷ノ原自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
辺志切自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
鶴園自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
原沢自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	花瀬でんしろろ館
池野自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	花瀬でんしろろ館
瀬戸口自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	花瀬でんしろろ館
猪鹿倉自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	花瀬でんしろろ館
鳥淵自治会	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	花瀬でんしろろ館
青山荘	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター

錦江園	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
すずしろの里	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
大根占小学校	22-0007	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
錦江中学校	22-0009	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
※藤崎クリニック	防災無線	令和5年4月配布	中央分団	有	総合交流センター
※肝属医師会立病院	22-3111	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
※みなみかぜ	防災無線	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
※神川小学校	22-0201	令和5年4月配布	神川分団	有	神川小学校体育館
池田小学校	29-0002	令和5年4月配布	池田分団	有	池田小学校体育館
宿利原小学校	23-0001	令和5年4月配布	宿利原分団	有	宿利原地域コミュニティセンター
※田代小学校	25-2002	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
田代中学校	防災無線	令和5年4月配布	麓分団	有	田代保健福祉センター
※南松園	防災無線	令和5年4月配布	川原分団	有	田代保健福祉センター
大原小学校	25-2003	令和5年4月配布	大原分団	有	大原小学校体育館

※：土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設。その他の町内要配慮者利用施設（学校を含む。）にもハザードマップを配布した。（令和5年4月）

（5）避難所の開設・運営

避難所の開設及び運営については、第6節第8項（2）と同様とする。

（6）避難行動要支援者への支援

町は、「錦江町避難行動要支援者の避難支援プラン」を関係機関と協力しながら作成するとともに下記の点に留意し、また、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

ア 一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、病人、身体障害者、外国人等の避難行動要支援者については、日頃から対象者の把握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び避難誘導方法について特に配慮するものとする。

イ 避難所においては、高齢者や身体障害者などの設備や備品についても配慮に努めるものとする。

ウ 外国人等に対しては、登録の際などに防災についてのパンフレット等を配布するとともに避難所の表示板についても多言語化を推進していくものとする。

（7）防災意識の向上

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された住民に対して、土砂災害マップの配布やその他の広報媒体を通じて、今居住している地域は土砂災害が発生する恐れのある地域であることを認識してもらう。また、自治会や自主防災地域が土砂災害に対する避難訓練を実施するよう働きかけていくとともに、支援を行う。

（8）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者及び所有者に対し土砂災害防止法第8条の二に定める「避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施を支援するものとする。土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は次の表のとおり。

	施設の所在地	電話番号
肝属郡医師会立病院	錦江町神川 1 3 5 - 3	0994-22-3111
藤崎クリニック	錦江町城元 9 6 - 6	0994-22-2238
介護老人保健施設みなみかぜ	錦江町神川 8 8 - 1	0994-22-3100
グループホーム南松園	錦江町田代川原 4 3 0 - 1	0994-25-2364
神川小学校	錦江町神川 3 2 9 5	0994-22-0201
田代小学校	錦江町田代麓 5 8 6 - 1	0994-25-2002

第 11 節 消防計画

本計画書は、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう活動の組織、方法及び関係機関との協力体制の確立について必要な事項を定めるものとする。

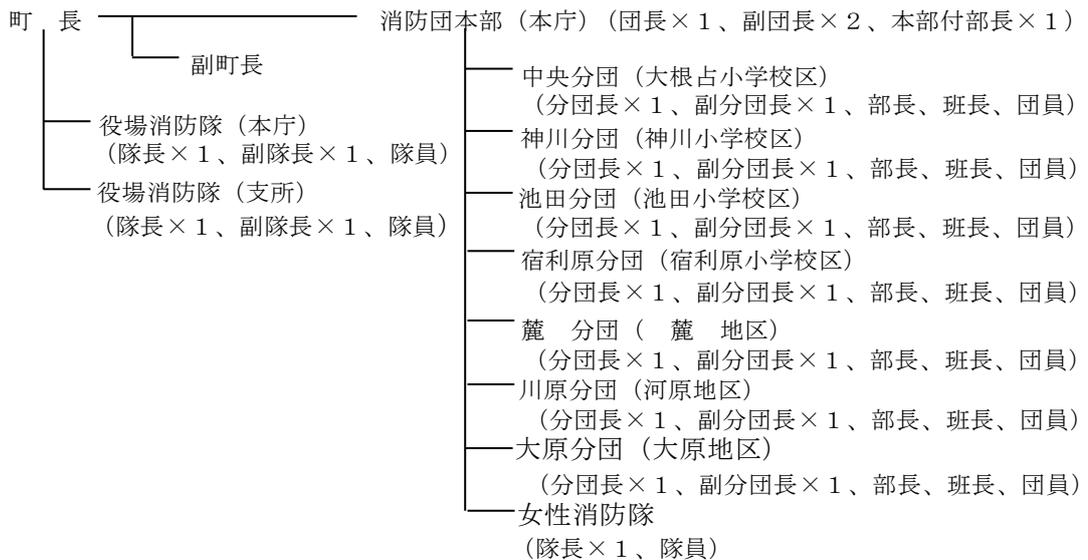
1 消防組織の編成及び定数

(1) 消防団の定数

消防団定員

団	長	：	1 名
副 団	長	：	2 名
本 部 付 部	長	：	1 名
分 団	長	：	7 名
副 分 団	長	：	7 名
部	長	：	2 8 名
班	長	：	6 3 名
団	員	：	1 5 6 名
合	計	：	2 6 5 名

(2) 消防団の編成



※ 役場消防隊は、それぞれ災害対策本部及び同支部の指揮下に入る。

2 消防活動

(1) 火災予防活動

火災警報発令時の対策

火災警報が発令された場合は、各分団長は機械器具の整備点検を十分にし、常に出動の態勢を整えておかなければならない。

ア 危険区域の予防査察

火災危険区域の火災予防のため、所轄分団は随時次の事項を実施する。

(ア) 旅館、飲食店、その他公衆の多数出入りする場所の予防査察

(イ) 石油、プロパンガス等危険物取扱店の予防査察

(ウ) 消火栓、防火水槽等消防水利の点検整備

(2) 消火活動

ア 消防団による消火活動については、安全に十分配慮した上で迅速かつ統制のとれた活動を行わなければならない。

イ 消火活動は、次に掲げる事項について実施ものとする。

(ア) 召集、出動

(イ) 消火活動、飛火警戒、破壊消防等

(ウ) 避難誘導、現場警戒

(エ) 現場保存

(3) 火災以外の消防活動

ア 災害応急対策活動

災害応急対策のため出動を命ぜられた各分団は、直ちに現場に出動し団長の指揮により活動しなければならない。

イ 被災者救出及び遺体捜索活動

第12節の記載による。

ウ その他の活動

町長または団長の指示、命令により活動するものとする。

(4) 作業安全の確保

消防団員は、出動に際してヘルメット、耐切創手袋など、消防作業に相応しい装備を装着するとともに、各種車両・機材等の安全に関する規則を厳守し、事故防止に万全を期すること。また、役場消防隊もこれに準じて安全確保を行うものとする。

3 相互応援協定

災害が大規模で、町単独で対応できない場合等に備え、次の相互応援協定を締結している。

協定の内容	締結年月日	締結相手方
鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	1998. 6. 26	県下43市町村、17消防本部
大隅肝属地区消防相互応援協定	2006. 3. 15	鹿屋市、東串良町、南大隅町、肝付町
大隅肝属地区消防組合と鹿屋市及び肝属郡4町の消防無線に関する協定書	2006. 3. 15	鹿屋市、東串良町、南大隅町、肝付町、大隅肝属地区消防組合
鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	2007. 6. 27	鹿児島県⇔鹿児島県市町会⇔鹿児島県町村会⇔鹿児島県
救急業務応援協定	2009. 10. 1	鹿児島市
災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定	2010. 3. 5	鹿児島県LPガス協会大隅支部
災害時における物資供給に関する協定	2011. 8. 30	NPO法人コメリ災害対策センター
鹿児島県ドクターヘリ運航事業における救急車搬送に関する相互応援協定	2011. 12. 22	県内全市町村
災害時における錦江町内郵便局と錦江町との相互協力に関する協定	2015. 8. 1	日本郵便株式会社九州支社長又は大根占郵便局長
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	2014. 1. 28	第一機械産業株式会社
錦江町地区災害復旧に関する覚書	2017. 4. 1	九州電力株式会社鹿屋配電事業所長
鹿児島県消防相互応援協定	2018. 12. 30	県下43市町村、11消防本部等
防災パートナーシップに関する協定	2020. 12. 1	南日本放送
大規模災害等における代替施設使用に関する協定	2021. 1. 20	錦江警察署
出水市・錦江町災害時相互応援協定（敵に塩を送る協定）	2021. 1. 26	出水市

第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬計画

本計画は、災害により行方不明になっている者（生存確定者、生死不明者、死亡推定者の全て）の捜索を計画的、合理的に行なう体制の確立と、遺体の収容、処理、埋葬等の円滑な処理を図るための計画である。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、町長が消防署、県警察本部及び第十管区海上保安本部と協力して行ない、遺体の収容、処理、埋葬等の措置は町長が行なうものとする。

担当対策部は次のとおりとする。

行方不明者の捜索……総務管財対策部

遺体の収容処理……民生対策部

2 捜索隊の編成

捜索隊の編成は災害の規模、捜索対象者数、捜索範囲、その他の事情に基づき町消防団及び民間協力者をもっておおむね次のとおり編成する。

(1) 第1種捜索隊

関係消防分団及び自治会協力者（自主防災組織員等）により編成

(2) 第2種捜索隊

隣接消防分団及び自治会協力者により編成

(3) 第3種捜索隊

町消防団全員及び町協力者により編成

3 関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに錦江警察署、池田・田代駐在所及び南部消防署に通報し、捜索を依頼するものとする。この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、併せて第十管区海上保安本部（指宿海上保安署を含む。）に通報し、捜索を依頼するものとする。また、通報に際しては、次の事項を併せて通報するものとする。

(1) 行方不明者の人数

(2) 性別、特徴

(3) 事故発生の年月日、時刻等

(4) 事故発生の場所及び区域

(5) その他行方不明者の状況

4 捜索の方法

行方不明者の捜索にあたっては、消防署、警察及び海上保安庁の捜索隊と町捜索隊と事前に任務及び区域の分担を協議して行なうものとする。

5 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者の収容

町捜索隊が捜索の結果、負傷者、病人等救護を必要とする者を発見したとき、または警察等により救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

ア 遺体の収容

町捜索隊が捜索の結果、災害による遺体を発見したとき、または警察署等から遺体の引き渡しを受けたときは、収容器具により直ちに予定された町施設、寺院等の遺体収容所に収容するものとする。

遺体収容予定先

場 所	住 所	収容可能数
神川地区体育館 (旧神川中学校体育館)	神川 3 3 0 6 番地 4	100 体
宿利原地区体育館 (旧宿利原中学校体育館)	神川 7 2 5 8 番地	同
池田地区体育館 (旧池田中学校体育館)	城元 5 5 0 2 番地	同
大原地区体育館 (旧大原中学校体育館)	田代麓 4 5 6 7 番地 8	同

イ 医療機関との連携

捜索に際しては、負傷者の救護及び遺体の検索等が円滑に行なわれるよう関係の医療機関と前もって緊密な連絡をとるようにする。

(医療機関は、できるだけ第 1 7 節第 4 項「医療及び助産計画」(P. 70) の医療機関とする。)

6 遺体の処理

- (1) 小災害時において、遺体の個人の特定が可能であり、警察等により事件性がないと判断された場合で、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡すものとする。
- (2) 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱している場合等は、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、県、警察、消防及び医療機関及び民間業者に処理を依頼するものとする。
- (3) 死亡の確認及び死因究明のため検案を行う必要がある場合、救護班が「医療及び助産計画」に基づき関係機関に連絡を実施して行うものとする。ただし、遺体が多数の時又は救護班が他の業務で多忙な時等は一般開業医により行うものとする。
- (4) 遺体の識別、身元の究明等に長時間を要するとき又は遺体多数で埋葬に長時間を要する場合等は、遺体を一時保存する必要があるので本節第 5 項 (2) のに示す場所に一時保管するものとする。

7 遺体の埋葬

- (1) 町は、身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で当該遺族等が引き取ることができない遺体、並びに災害時の混乱の際死亡したもので事情により当該遺族が埋葬できない遺体について埋葬を行うものとする。
- (2) 埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その地域の事情及びその

時の状況に応じ火葬、又は土葬等の方法により行うものとする。

埋 葬 予 定 場

墓 地 等	所 在 地	面 積	埋葬可能数
落司平共同墓地	錦江町城元 2283-4	4,024 m ²	納骨堂 50

8 災害救助法による基準

(1) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対して行う。

イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇、その他救出のため機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者を救出する期間は、災害発生の日から原則として3日以内とする。

(2) 遺体の捜索

ア 遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 遺体の捜索のため支出する費用は、舟艇、その他捜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 遺体の捜索をする期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

(3) 遺体の処理

ア 遺体の処理は、災害によって死亡した者について処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 遺体の処理は、次の事項について行う。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検 案

ウ 検案は原則として救護班によって行う。

エ 遺体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処理のための費用は、災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該建物の借上費について当該地域における通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。この場合において、遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算

することができる。

(ウ) 検案が救護班によって行うことができない場合、当該地域の慣行料金の額以内で対応する。

オ 遺体の処理を行う期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

(4) 埋葬

ア 埋葬は、災害によって死亡した者の遺体に関する処置を行う。

イ 埋葬は次の範囲内において、なるべく棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬の処理（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。

エ 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から原則として3日以内とする。

第13節 食糧計画

本計画は、被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の給与のための食糧の調達、炊出し、配給等の迅速、確実を期するための計画である。

1 実施責任者

災害による被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の調達供給は町長が行うものとする。（災害救助法により知事が委任した場合も同様とする。）

食糧の調達は産業対策部を担当とし、配給は民生対策部を担当とする。

2 主食（米）の調達

(1) 通常の場合の調達

ア 町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（農産園芸課）に対し、主食の応急配給申請を行い、配給を受けるものとする。

(ア) 被災者に対する炊き出しを行う場合

(イ) 災害により配給機関が通常の配給ができないため、その機関を通じないで配給を行う場合

(ウ) 災害地における救出作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ 応急配給申請は文書によるが、緊急の場合は電話で行う。

ウ 応急配給申請にあたっては、必要数量及びその基礎となる罹災者数、災害

応急対策要員等、所要事項を連絡するものとする。

なお、必要数量の算定にあたっては、次を配給数量の基礎とする。

(ア) 被災者に対する炊き出し……………1人1食あたり精米200g 範囲内

(イ) 正式機関を経由しない配給……………1人1日あたり精米400g 範囲内

(ウ) 応急対策従事者に対する給食………1人1食あたり精米300g 範囲内

エ 受領方法

(ア) 販売業者が正常で、その保管米の配給を受ける場合は、知事から「米穀類臨時購入切符」の交付を受け、指定された販売業者から現金で購入する。

(イ) 災害救助法が発動され、政府倉庫の保管米の配給を受ける場合は、知事と鹿児島農政事務所長との売買契約に基づき、政府倉庫の責任者から現物の交付を受ける。

(2) 緊急の場合の調達

町長は、通信、交通等の途絶により知事に主食の応急配給申請ができない場合は、鹿児島農政事務所地域第二課長（支所長に連絡がとれない場合は倉庫責任者である鹿児島農政事務所地域第二課職員）に対して申請するものとする。

通常の通信手段で主食の調達ができない場合、衛星通信装置を用いて知事に申請を行う。

3 主食の調達連絡場所

(1) 知事及び九州農政局鹿屋地域センターの連絡場所

連絡場所	所在地	電話番号	防災行政無線
九州農政局鹿屋地域センター	鹿屋市西原 4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-4136	
鹿児島県農産園芸課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2111	1(2)311-7-2670
大隅地域振興局農林水産部 農政普及課	鹿屋市打馬 2 丁目 16-6	0994-52-2142	1(2)331-7-806

(2) 主食の在庫場所、数量

別表第9「主食の在庫場所及び連絡先一覧」(P. 134)による。

4 他の主食（パン）及び副食、調味料等の調達

米以外の主食及び副食、調味料は、品目及び数量を決定して別表第10 (P. 135)による町内業者及び隣接市町の同業者から調達を行う。

品目	調達先等
調整粉乳 哺乳ビン	町内外薬品販売業者
漬物 味噌 醤油	町内外関係製造販売業者

食 塩	町内外日本たばこ産業(株)取引店
即席めん	町内外関係製造販売業者

5 炊き出し及び食糧の給与

(1) 炊き出し及び食糧の給与対象者

給与対象者はおおむね次のとおりとする。

ア 炊き出し対象者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等のため、炊事のできない者

(ウ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者その他で給食の必要を認める者

(エ) 応急対策従事者等

イ 食糧の給与対象者

被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、民生対策部において必要に応じ社会福祉協議会、日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。

イ 炊き出し材料（米、副食等）の確保は、民生対策部の要請に基づき産業対策部が、本節第2～4項（P.63～64）により行うものとする。

ウ 炊き出しに必要な施設及び器材は、極力次の施設の利用を図るものとする。

名 称	炊き出し能力	電話番号	器材等の状況
錦江町立学校給食センター	1, 0 0 0 食	22-1690	大釜6 大型炊飯器1

6 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食糧の給与のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

7 災害救助法による基準

炊き出し、その他による食品の給与は、次のとおりである。

(1) 炊き出し、その他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水、その他ライフラインの途絶で炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

(2) 炊き出し、その他による食品の給与を実施するため、支出する費用、主食費、副食費及び燃料費は、災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。

(3) 炊き出し、その他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、罹災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

第14節 衣料、生活必需品等物資供給計画

本計画は、被災者に対する生活必需品の調達及び給与並びに応急復旧資材の需給調整を図るため必要な事項を定めるものとする。

- 1 被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は調達は町長が行うものとする。(災害救助法適用により知事から委任された場合)

担当課は次のとおりとする。

生活必需品の調達給与： 民生対策部

応急復旧資材の需給調整： 産業対策部(総務管財対策部)

2 物資調達先

- (1) 衣料品の調達は、別表第11「衣料品等調達先一覧」(P. 136)による。
- (2) 鍋、釜、日用品は、別表第12「日用品等調達先一覧」(P. 136)による。
- (3) 応急復旧資材は、別表第13「応急復旧資材等調達先一覧」(P. 136)による。
- (4) 災害救助法が適用された場合における災害救助法施行細則の基準による衣料、寝具の調達は、知事(福祉政策課)からの給与による。

3 物資の給与及び貸与

- (1) 対象者物資の給与及び貸与の対象者は、住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者とする。
- (2) 給与又は貸与の内容
災害救助法が適用された場合における救助物資は、法の基準によるものとし、その他の場合は、必要に応じて決定するものとする。
- (3) 給与又は貸与の方法

民生対策部は、被災世帯の家族構成、被害程度を調査の上、物資購入計画及び配分計画を作成し、購入については農政対策部に調達要請をする。給与は、民生対策部において物資支給責任者を定め、自治会長の協力を得て実施する。

4 義援物資、金品の保管配分

町に送付されてきた義援物資、金品の保管は民生対策部で行い、被害程度、その他の事情を考慮の上、配分計画を立て配分する。

5 災害救助法による基準

- (1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は住家の全壊、全焼、流失、

半壊、半焼又は床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現品をもって行う。

ア 被服、寝具及び身廻品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は災害発生の日をもって決定する。

住家の全壊、全焼又は流出による被害を受けた世帯、住家の大規模半壊又は半壊(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。)により被害を受けた世帯及び障害物の除去に係る世帯当たりの限度額は、災害救助法施行細則第2条(別表第1)のとおりとする。

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

6 市町村長の要請による法外援護(小規模災害罹災者に対する援護措置要領)

平成24.6.13改正

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊、大規模半壊	13,800円	17,800円	26,200円	31,400円	39,800円	5,900円
又は半壊	4,500円	6,100円	9,200円	11,100円	14,000円	2,000円

7 その他

被災者生活再建支援法(平成15年5月22日。法律第66号)に規定された災害が発生した場合、町は住民からの申請により生活再建資金の交付について、鹿児島県を通じて国に申請を行う。

第15節 応急住宅対策計画

本計画は災害により住宅を失い又は破損し、自力で復旧できない者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の実施につき必要な事項を定めるものとする。

1 実施機関

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は町長が行う。(災害救助法適用時において知事の委任を受けた場合)

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の計画、実施、入居等は民生対策部が行い建設、修理の実施は土木対策部(総務管財対策部)が行う。

2 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、災害により住家が全壊し、自力で住家を建設できない者とする。

(2) 建設戸数、規模その他

応急仮設住宅の建設戸数、1戸当たりの建坪、費用の限度額、供与期間等は災害救助法の基準に基づき、その都度決定する。

(3) 建設用地

応急仮設住宅の建設地は、原則として町有地とするが、罹災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は適当な地を貸与するか、又は被災前の宅地とする。

(4) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、民生対策部と土木対策部(総務管財対策部)が協議の上実施する。建設方法は外注とし、原則として競争入札とする。

資材は業者持ちとするが、災害の状況により業者の調達が困難な場合は、町長は資材の提供又は斡旋を行う。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅応急修理の対象者は、災害により住家が半壊し、自らの資力で応急修理ができないものとする。

(2) 応急修理の方法

応急修理は居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を対象とし、応急仮設住宅の方法に準じて行う。

4 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び応急修理に必要な建設資材について、請負業者の調達が困難な場合は、別表第14「建築資材(木材)調達先一覧」(P.136)による木材業者から町長が調達の上、提供する。関係業者からの調達が困難な場合は、知事に資材の斡旋を要請する。

5 災害救助法による基準

(1) 応急仮設住宅

- ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する。
- イ 応急仮設住宅の設置数は、市町村ごとに住家が全壊した世帯の数の30%の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において設置戸数の融通ができる。
- ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7㎡を標準として、その設置のため支出できる費用は、災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。
- エ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- オ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期間内（最高2年）とする。

(2) 災害にかかった住宅の応急修理

- ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、自らの資力応急修理をすることができない者に対して行う。
- イ 住宅の応急修理の対象数は、市町村ごとに住家が半壊した世帯の30%の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象数の融通ができる。
- ウ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる1世帯当たりの費用は災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。
- エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。

第16節 給水計画

この計画は、給水施設の被災に際し、用水の確保を図るため応急給水の諸方法を定めて被災地に対する給水の円滑を期するものである。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）担当は土木対策部（産業・土木対策部）とする。

2 給水対象者

給水対象は、災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲料に適する水を得ることができない者である。

3 給水施設の応急復旧及び給水活動

給水施設等の応急復旧に際しては、早期給水を図るため必要最小限度の用水確保を目的に実施するものとし、特に病院及び共用栓等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。また、土木対策部においては次表の復旧班を編成し、応急措置、復旧作業及び被災者の救援活動を実施するものとする。

班名	責任者	業務
水道施設班 (土木対策部) (産業・土木対策部)	建設課長 (産業建設課長)	1 復旧作業計画の策定及びその総合調整に関すること。 2 水道施設の防護、復旧作業の実施に関すること。 3 指定工事店に対する応援の要請に関すること。 4 災害区域内の利用者に対する広報活動に関すること。 5 給水状況の把握に関すること。 6 応急給水の実施に関すること。 7 給水の衛生に関すること。

4 給水量

被災地における最低給水量は1人1日200とするが、状況に応じて給水量を増減する。

5 災害救助法による基準 (施行細則別表第1-2-(2))

- (1) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (2) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 飲料水の供給が実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

6 水源地への電力供給

大規模災害発生時に水源地(宮前水源地)への電力供給を確保するため、「防災減災・低酸素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業」に基づき導入した再生可能エネルギー施設(木質バイオマス熱電併給施設)を活用し、震災及び大規模土砂災害等の発生によって孤立する可能性の高い避難所(田代保健福祉センター)及び防災拠点施設(錦江町役場田代支所庁舎)への水道水の供給を確保する。

第17節 医療及び助産計画

本計画は、災害の混乱時における罹災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図

るためのものである。

1 実施機関

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て町長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）医療、助産の担当は、民生対策部とする。

2 医療、助産の対象者

（1）医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

（2）助産の対象者

災害発生の前後 7 日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

3 医療、助産の範囲

（1）医療

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 手術、処置その他の施術

エ 入院又は収容

オ 看護

（2）助産

ア 分娩の介助

イ 分娩の処置

ウ 分娩用衛生材料の支給

4 医療、助産の実施等

（1）医療、助産の実施

医療、助産の実施は、町内の医師及び肝属郡医師会立病院の協力により、救護班を編成して行う。

医師 1 名、看護師 2 名、事務員 1 名、連絡員 1 名、合計 5 名をもって編成する。

町内医療機関 別表第 1 5 - 第 1 項「町内医療機関一覧」(P. 137) を参照

県救護班 別表第 1 5 - 第 2 項「県救護班一覧」(P. 137) を参照

（2）仮設救護所の設置

災害の規模、負傷者等の数により、災害発生地区の最寄りの公的施設に仮設救護所を設置するものとする。

（3）医療、助産活動に必要な資材等の調達

医療、助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき民生対策部において調達する。町内における調達先はおおむね別表第15－第3項「医療、助産資材調達先一覧」(P.137)のとおりとするが、調達不能の場合は、隣接市町の薬局などの調達、県の大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課又は県薬務課の調達斡旋の要請を行うものとする。

5 災害救助法による基準

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に行う。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、灸師等に関する法律及び柔道整復師に規定する、あん摩マッサージ師、はり師、灸師又は柔道整骨師（以下「施術者」という。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ウ 医療は次の範囲内において行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以降7日以内に分娩した者であって、災害のため、助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前及び分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

6 その他の医療体制

(1) 災害派遣医療チーム (DMAT) (以下「DMAT」という。)

DMATは、発災直後の急性期(おおむね48時間以内)に救命救急措置に主眼を置いた災害派遣医療チームであり、派遣については県を經由して近隣各県又は厚生労働省を通じてDMAT指定医療機関に要請することができる。

48時間以上の活動が求められる場合は、2次、3次隊の派遣が行われる。

DMATの活動内容は、被災現場においてのトリアージ、緊急医療CSM(瓦礫の下の医療活動)であり、救急患者の早期搬送の判断及び瓦礫や倒壊家屋の下敷きになった被災者の救命救急活動を主として行う。

現地での活動調整はDMAT都道府県調整本部が実施する。

(2) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) (以下「DPAT」という。)

DPATは、発災後72時間以内に先遣隊が派遣され、必要に応じて増援される。被災者の心的外傷後ストレス障害(PTSD)などの災害ストレス等に対応するものであり、災害対策基本法第74条によって派遣を要請する。

(3) 日本医師会災害医療チーム (JMAT) (以下「JMAT」という。)

JMATは、発災後日本医師会から都道府県医師会への要請によって出動し、被災地医師会と合流し、災害急性期の医療、被災地医師会への支援等を行う。

(4) 必要に応じ、県に対して災害派遣福祉チーム (DCAT又はDWAT) の派遣を要請し、避難所における高齢者及び障害者等への福祉的支援を行う。

(5) 被災圏外からの医療支援団体の受け入れについて、待機場所、休憩所等の用意などを含む諸調整は、県を通じて派遣元と行う。

第18節 防疫、清掃計画

本計画は、災害時における被災地の防疫及び清掃の実施につき必要な事項を定めるものとする。

1 防疫

(1) 実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な処置を行うものとする。

防疫の担当は、民生対策部とする。

(2) 防疫班の編成

防疫実施のため防疫班を編成するものとし、班長は救護班長又は防疫班長とし、職員は民生対策部及び臨時に雇用した者をもって充てる。

(3) 検病検査

感染症患者の発生状況を正確に把握し、未収容の患者、保菌者に対しては、

速やかに感染症指定医療機関への収容、その他適切な措置を講ずるとともに、検病調査班（防疫班）は調査班の稼働能力を考慮し、患者が現に発生している地域、集団避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じ計画的に順次実施し患者の早期発見に努める。

ア 滞水地域においては通常週 1 回以上、集団避難所においてはできる限り頻繁に行うものとする。

イ 実施にあたっては、市町村、地域組織等関係機関の協力を得て情報の適確な把握に努めるものとする。

(4) 感染症予防対策

町は、感染症蔓延防止のため、知事の指示、命令に従って被災地域及びその周辺の地域について臨時の清掃及び消毒を実施する。

この場合、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

(5) 消毒方法

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとし、実施要領は「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第 27 条及び同施行規則第 14 条の定めるとおりとする。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で知事の命令に基づきねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、実施要領は感染症法第 28 条及び同施行規則第 15 条に定めるとおりとする。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次の基準により積算した総量とし、罹災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。

災害の程度	薬剤別・剤型別の基準数量	
	有機燐剤（室内・床面・床上）	トリチクロロルベンゾール剤（便所）
床上浸水、全壊、大規模半壊、半壊	油剤 1 戸当り 2ℓ 乳剤 1 戸当り 2ℓ (20 倍液) 粉剤 1 戸当り 0.5 kg	1 戸当り 40 g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択してさしつかえない。)

(7) 感染症患者に対する措置

被災地で感染症患者又は病原体保有者等を発生したときは、担当する医師及び獣医師は感染症法第 12 条及び第 13 条に掲げる措置を行い、知事に届け出るとともに、速やかに次の感染症指定医療機関に入院させる。知事への届け出の内容を速やかに町長に通知するものとする。

交通途絶、その他やむを得ない事情により感染症指定医療機関に収容できない場合は、自宅待機とするが、この場合は感染症法施行規則第 14 条を厳守させ、特に排泄物の衛生的処理について充分指導するものとする。

また、患者の移送については、同規則第12条を厳守し、次の医療機関に移送する。

感染症指定医療機関名	所在地	電話番号	病床数	備考
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	1	第1種
			6	第2種
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	2	同
県民健康プラザ [※] 鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	4	同

(8) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は民生対策部において、おおむね別表第15-第3項(P.137)の薬店から調達するが、調達不能の場合は隣接市町の薬局等から調達又は大隅地域振興局保健福祉環境部に調達斡旋の要請を行うものとする。

(9) 家用水の供給

知事の指示に基づき従来の家用水の使用を停止している期間中は、継続して町又は関係機関が家用水の供給を行うものとする。

家用水の供給は第16節「給水計画」(P.69)に基づき行うものとする。

(10) 避難所における感染症の予防指導等

避難所は、施設内外の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちであり、感染症発生の原因となることが見込まれるため、県の指導のもとに感染症予防活動を実施するものとする。

この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て避難者の感染症予防に万全を期すとする。

なお、防疫活動の重点項目は次のとおりとする。

- ア 検病検査
- イ 消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

2 清掃

(1) 実施機関

被災地における汚物の収集、処分等の清掃は町長が行うものとし、担当は民生対策部とする。

(2) 清掃班の編成

清掃実施のため清掃班を編成するものとする。班長は衛生チームリーダーとし、民生対策部数人及び臨時に雇用した者をもって編成する。

(3) 清掃方法

ア 排泄物処理

被災地の排泄物処理は、清掃業者委託を原則として、南大隅衛生管理組合で処分する。避難所において使用する仮設トイレについては、別表第16「仮設トイレ等貸し出し業者一覧」を参考に調達する。(P.137)

イ 可燃ごみの処分

可燃ごみの処分は、ごみ焼却場（肝属地区一般廃棄物処理組合（鹿屋市串良町））で焼却するものとする。

ウ 不燃ごみの処分

不燃ごみは、一般廃棄物最終処分場（不燃物－肝属地区大根田最終処分場）へ廃棄する。

(4) 一般廃棄物の収集処理の算出基準

ア 排泄物の要収集、処理量

被災地域の1戸あたり、市街地にあつては約750
農漁村にあつては約1000

イ ごみの要収集、処理量

全壊、流失家屋にあつては、1戸あたり約10t
半壊家屋にあつては、1戸あたり約0.5t
床上浸水家屋にあつては、1戸あたり約0.2t

(5) 収集運搬車の能力と所要人員

ア 排泄物処理車

バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員

1.8トン車 約10kl

所要人員 2名

積車使用の場合の1日平均処理量と所要人員

処理量 約4kl

所要人員 約5名

イ ごみ運搬車

ダンプカー、バックマスター、トラックの場合の1日平均収集所要人員、器材等

処理量 約10トン

所要人員 約5人

所要機材 竹ぼうき2本、フォーク3本、スコップ2本

(6) 死亡獣畜処理方法

災害により死亡した獣畜等の処理は、死亡獣畜を運搬する資格を有する業者が、集積場所までの運搬及び処理の依頼を受け実施するものとする。

ただし、業者が対応できない等、やむを得ない場合は、鹿屋保健所長の指示

を受けて処理する。

ア 埋 却

深さ2.5 m以上の穴に埋没させ、クレゾール水ダイヤジノン乳剤及び石灰等を散布した後、1 m以上土砂で覆うこと。

イ 焼 却

0.5 m以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

(7) 飼養動物の保護収容等

ア 飼養動物の保護収容

放浪している犬、猫等の保護収容等については、可能な範囲で獣医師会、動物保護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所の確保と保護収容に努める。

イ 避難所等における動物の飼養者に対する適正な飼養の指導は、錦江町地域防災計画別冊「錦江町避難所運営マニュアル」によるものとし、併せて獣医師会と協力して獣医師の派遣等についても考慮する。

ウ 危険な動物の逸走対策

飼養者、警察及びその他の機関と連携した情報収集と必要な措置を講じる。

第19節 障害物除去計画

本計画は、被災地域において住家及びその周辺、その他の場所に土石、竹木等の障害物（以下「障害物」という。）が流入し、日常生活上並びに公益上著しい支障を及ぼしているときにこれを除去し、災害の拡大防止と交通路の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

1 実施機関（災害救助法が適用された場合）

救助の実施機関である知事（知事により救助活動を行うこととされた場合又は知事が対応できない場合は町長）が、必要資機材を現物支給するか、又は作業員を動員して実施する。

2 作業要員

除去作業は、地元住民の協力を得つつ、土木対策部、産業対策部（産業・土木対策部）及び消防団が当たる。

ただし、被害が甚大な場合、必要により自衛隊に災害派遣を要請する。

3 除去した障害物の措置

除去した障害物は、災害発生や盗難の恐れがなく、道路交通に支障のない場所を選定し、廃棄又は保管するものとする。

4 資機材、人員の確保

スコップ、ロープ及びその他障害物除去に必要な資機材並びに所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は、別表第17「町内建設業者一覧」(P.138)に定める建設業者の請負工事によるほか、業者の保有する資機材及び人員を調達する。

5 災害救助法による基準

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 対象者

障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物があるため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 対象数

障害物の除去の対象数は、市町村ごとに住家が半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態になったものを含む。)した世帯数の15%以内とすること。

ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において、対象数の融通ができる。

(3) 経費限度額

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ及びその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、並びに輸送費及び人件費等とし、災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。

(4) 除去機関

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

第20節 農林業対策計画

この計画は、農作物及び農林業施設災害の応急対策実施について必要な事項を定めるものとする。

1 実施機関

応急対策の実施責任者は町長とし、鹿児島きもつき農業協同組合、鹿児島県農

業共済組合肝属支所南部事務所の協力を求めて指導に当たるものとする。
担当は、産業対策部とする。

2 実施事項及び方法

農作物及び農林業施設についての応急災害対策はおおむね次のとおりとする。

(1) 農作物病虫害防除

災害によって農作物の病虫害が多発する恐れがある場合は、病虫害防除班を編成し、一斉に病虫害防除を実施するものとする。

病虫害防除の対象とする作物、使用薬剤、実施区域その他の実施細目はその都度決定する。

(2) 種子・種苗の確保

災害により種子、種苗が流失した場合において、町がそれらの確保を図る必要があると認める場合は、町長は町内及び町外から種子・種苗を確保して農家に斡旋するものとする。

(3) 農林業施設の応急対策

災害により、用水路及び農林道その他の農林業施設が破壊された場合において、緊急に応急工事を実施するものとする。実施方法、その他の細目はその都度決定する。

第21節 輸送計画

本計画は、災害における各種応急対策の実施に必要な人員、物資等の輸送を迅速確実に行うため必要な車輛、船舶等の確保を図り、これを有効適切に利用するためのものである。

1 輸送の方法

災害輸送は、次のうち最も適切な方法によるものとする。

(1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送

(2) 船舶等による輸送（陸揚げ等及び海輸送の接岸場所）

場 所：大根占港城ヶ崎地区

所在地：城元1番地

目標物：町営住宅

(3) 航空機による輸送

(4) 民間委託等による輸送

2 輸送力の確保等

町の災害対策上必要とする車輛等の確保は次の方法による。

- (1) 車輛、船舶等の掌握、管理、配車は総務管財対策部が行う。
- (2) 町有車輛等のみで輸送力の確保ができないときは、次により町有車以外の輸送力確保に努めるものとする。

ア 自動車の確保

- (ア) 公共団体の車輛
- (イ) 営業用の車輛
- (ウ) その他の自家用車輛
- (エ) 町内で車輛確保が困難な場合は、隣接市町、県又は九州運輸局鹿児島陸運支局輸送課（電話099-261-9191）に確保の協力又は斡旋の要請を行う。

イ 船舶の確保

- (ア) 公共団体の船舶
- (イ) 営業用の船舶
- (ウ) その他の自家用の船舶
- (エ) 町内において船舶の確保が困難な場合は、隣接市町、県又は九州運輸局鹿児島海運支局管理課（電話099-222-5661）に確保の協力又は斡旋の要請を行う。
- (オ) 緊急に海上輸送を必要とする時、前号までによる確保が困難なときは、海上保安本部に対して船艇の派遣を県危機管理課（電話099-286-2252（危機管理課参事））を通じて要請する。

ウ 航空機による輸送力の確保

海上、陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となったときは第22節「自衛隊派遣要請計画」による自衛隊航空機及び海上保安本部に航空機の確保について県危機管理防災を通じて要請する。

エ 人力による輸送力の確保

車輛、船舶等による輸送が不可能な時は、人力により輸送する。労務の確保は住民の協力（関係法律に基づく協力命令による協力を含む。）、公共職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣を要請等により確保する。

オ 自動車、船舶等の輸送条件

自動車、船舶等の調達にあたっては、次の事項を明示して要請する。

- (ア) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (イ) 輸送を必要とする区間
- (ウ) 輸送の予定日時
- (エ) その他必要な事項

3 災害救助法による輸送及び人件費の基準

(1) 応急救助のため輸送費及び人件費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害に遭った者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の搜索
- カ 遺体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び人件費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び作業員の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

4 町内車輛の状況

別表第18「町有車両及び事業用車両一覧」(P.139)を参照

5 町内船舶の状況

別表第19「町内船舶一覧」(P.141)を参照

第22節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害に際し人命財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣に関する必要な事項を定めるものとする。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣を要するおおむねの基準は、「緊急性」、「公共性」及び「非代替性」を考慮し、次のとおりとする。

- (1) 災害に際して人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察・消防署、消防団等では対処し得ないと考えるとき。
- (2) 災害の発生が目前に迫り、これの予防には派遣要請以外に方法がないと認められたとき。

2 災害派遣要請要領

(1) 町長が自衛隊の災害派遣を要すると認めた場合は、次の事項を明かにし原則

として知事に派遣要請を依頼するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は町長が直接自衛隊に要請するものとするが、この場合も事後速やかに知事あてその旨を報告し、正式要請の依頼をなすものとする。

〔派遣要請要件〕

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を必要とする期間（「〇月〇日から当面の間」のような表現で可）

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考事項

(2) 災害派遣要請の事務は、総務管財対策部が行う。各対策部の所轄事項で派遣要請を必要と認めたときは総務管財対策部に連絡の上、総務管財対策部を通じて要請する。

(3) 知事に対し派遣要請を依頼する場合は、派遣部隊の活動内容に応じて県の各部に通報を行うものとする。

3 関係自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

別表第20「関係自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡先一覧」のとおり。(P.142)

4 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況の把握のほか、知事等からの要請内容、現地に派遣される部隊等の人員規模及び装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両航空機等状況に適した手段によって被害状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難指示が発表され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等、避難の支援を行う。

(3) 遭難者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車、その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。

(7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援

特に要請があった場合には、被災者の応急診療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。

(8) 通信支援

特に要請があった場合又は派遣部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は派遣部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

(10) 炊飯及び給水の支援

要請があった場合又は派遣部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

要請があった場合又は派遣部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲渡する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車輛の交通が輻輳^{ふくそう}する地点において、自衛隊車輛を対象として交通規制の支援を行う。

(13) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(14) その他

その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 派遣部隊の受入れ態勢

町長は、知事から災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

派遣部隊が宿泊施設を必要とするときは、総合交流センター及び田代保健福祉センター又は状況に応じて他の町有施設を充て、車輛機材等の保管場所等に必要な措置をとるものとする。

6 派遣部隊到着後の措置

(1) 作業計画の打合わせ及び誘導

派遣部隊が到着した場合は、直ちに集結地に誘導すると共に、作業計画の打合わせを行い、協議の上必要な措置をとる。

(2) 支援物資等の品目名、数量及び集積場所を派遣部隊指揮官に明示する。

(3) 派遣部隊の到着後速やかに次の事項を県危機管理課へ報告する。

ア 派遣部隊指揮官の官職、氏名

イ 派遣隊員数

ウ 到着日時

エ 作業内容及進捗状況

オ その他参考事項

7 経費の負担区分

(1) 派遣部隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2つ以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

(2) 町が負担すべき経費はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救済活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の現地宿泊に必要な土地、宿舍の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備にかかるものを除く。）

8 ヘリコプターの臨時発着場

(1) 緊急対策のため自衛隊ヘリコプター等の派遣を要請した場合の臨時発着場は別表第21「錦江町ヘリコプター臨時発着場一覧」(P.143)のとおりとする。

(2) 臨時発着場には必要に応じて風向を示す吹流し、着陸地点を示す「H」印等を地面に書き入れる。

(3) 町が指定する臨時発着場の場所、標高、正確な位置（緯度／経度情報）及び主だった離発着の障害となるものについては、平素から近傍の部隊と情報交換を行い明確にしておく。特に海上自衛隊鹿屋航空基地に所在する第1航空群司令部を通じて、在鹿屋基地所在関係部隊（第211教育航空隊及び第212教育航空隊）に周知を図る。

第23節 文教対策計画

この計画は文教施設の被災及び小中学校児童生徒の罹災に対処して応急教育の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

1 実施責任者

- (1) 町内小・中学校の災害復旧 町 長
- (2) 町内学校の児童・生徒の応急教育 町教育委員会
- (3) 災害発生時の学校内の応急措置 各学校長

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 大災害が発生し又は発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協力し必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 休校措置を児童・生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を町防災行政無線、広報車その他の方法等により児童・生徒に周知させるものとする。

ウ 休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じ集落担当教師に引率させる等の措置を講じなければならない。

(2) 学校施設の確保

ア 施設の災害予防

学校長は災害発生の際の恐れのある場合は、被害を最小限度に止めるよう必要な措置を講じなければならない。

イ 施設の応急復旧

被害の程度が比較的軽微な場合は、速やかに応急修理を行い施設の確保に務めるものとする。

ウ 校舎の一部が利用できない場合

特別教室・屋内運動場を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

エ 校舎の大部分が使用できない場合

公民館等の公共的施設又は隣接学校等の利用を図るほか、応急仮設校舎建設を検討する。

オ 町内全域が被害を受けるなど町内での施設の確保が困難なときは、大隅教育事務所を通じて県教育委員会に施設の斡旋を要請する。

(3) 学校職員の確保

町教育委員会は、学校職員の被災状況を把握し、職員又は施設が不足する場合は、次の方法により確保を図るものとする。

ア 学校内での調整

欠員が少数の場合は、学校内で調整する。

イ 町内での調整

学校内での調整が困難なときは、町内学校間において調整する。

ウ 町外との調整

町内における調整が困難なときは、大隅教育事務所を通じて県教育委員会に他市町村との調整を要請する。

エ 災害後の教育再開における留意点

災害後の教育再開にあたっては、次の点に留意して行うものとする。

(ア) 教科書、学用品の損失状況を考慮し、児童生徒の負担軽減を考慮する。

(イ) 教育場所が学校以外の施設による場合は、授業方法及び保健・衛生等を考慮すること。

(ウ) 通学路その他の被害状況に応じ、通学上の危険防止に留意すること。

(エ) 学校が避難所に利用されている場合は、避難者と児童生徒との相互に問題が発生しないよう十分留意する。

(オ) 休校を実施する場合は、自宅学習その他について十分指導する。

3 教科書及び学用品の給与

(1) 給与対象者

学用品の給与対象者は、住家が全半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、或いはその他、災害による事由で学用品を汚損、棄損又は滅失した就学上支障のある小・中学校の児童及び生徒とする。

(2) 調達及び給与

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与対象者及び給与を必要とする学用品の調査を行い、別表第22「町内文具店一覧」(P.144)の調達先から調達の上、学校長を通じて配布する。

町内において調達困難な場合は（教科書等）、県教育委員会に斡旋を依頼するものとする。

(3) 給与品目及び費用

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ、災害規模等を考慮の上その都度決定する。

(4) 災害救助法による基準

ア 学用品の給与は、住家の被災により、学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ）に対して行う。

ただし、災害救助法の基準（住家の被災によるもの）をもって学用品の給与ができない就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒については、町の予算により同様の給与を行う。

イ 学用品の給与は被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物

をもって行う。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、またその承認を得て使用している教科書を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

災害救助法施行細則第2条別表第1のとおりとする。

エ 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から、教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。

4 学校給食対策

災害により町給食センターが被害を受けた場合は、次の応急対策を実施する。

- (1) 被害の程度が軽微な場合は、町給食センター業務を早急に復旧し、復旧に要する期間中は、民間業者の協力により可能な範囲において給食を実施する。
- (2) 被害の程度が大きく、早急に町給食センターの業務が復旧不可能な場合は、状況により給食の中止、又は給食の一部を中止する等、必要な措置を講ずる。

第24節 地震津波災害対策計画

この計画は、南海トラフ地震を含めた大規模な地震又は地震による津波が発生することを想定し、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号。)第5条第2項の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域における地震及び地震による津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項を定め、地震又は地震による津波の被害及びその関連火災による被害を軽減し、住民の安全を図るものである。

1 事前対策

(1) 事前広報

地震発生時における住民の心得及び避難場所及び避難所の周知は、平素からあらゆる機会を捉えて住民に徹底させる。

(2) 観測体制

鹿児島県における観測施設は、次のとおりである。

ア 地震観測所

鹿児島地方気象台、阿久根観測所、枕崎観測所、種子島観測所、屋久島観測所、名瀬観測所、沖永良部観測所

イ 津波地震観測所

大口、鹿児島錫山、鹿児島田代、下甕島、種子島西之表、口永良部島、中之島、奄美大島龍郷、喜界島、徳之島、鹿屋市、薩摩川内市、さつま町、隼人町、志布志市、鹿児島山川町、いちき串木野市、出水市

ウ 火山観測所

霧島（鹿児島地方気象台及び東大火山観測所）

桜島（鹿児島地方気象台、京大火山観測所及び鹿大火山観測所）

(3) 地震・津波による被害の想定

町の地勢から考えた場合、次のような被害を想定することができる。

ア 弱い地盤の上の木造家屋や筋かいが入っていないなど、弱い家屋は倒壊し、他の木造家屋でも半壊程度になるものが多いものと考えられる。

イ 急傾斜地、山腹崩壊危険箇所等をはじめとした地域（馬場の一部、城元の一部、神川の一部）、田代川原地区並びに大原地区が崖崩れの危険が大きいものと考えられる。加えて、国道269号と国道448号がこれらの地域内を縦横断しているため、交通途絶も予想される。

ウ 南北約9kmの海岸線に概ね6割の人口が集中しており、地震による影響で海岸地域（大根占地区の一部、神川地区の一部）においては、津波が予想され、満潮と重なった場合は予想を超える被害が出るものと考えられる。

エ これらの他に、水道施設の破損による断水、電気、通信線の断線等の被害を受けるものと考えられる。

オ 想定される地震や津波の規模は次の表のとおり。

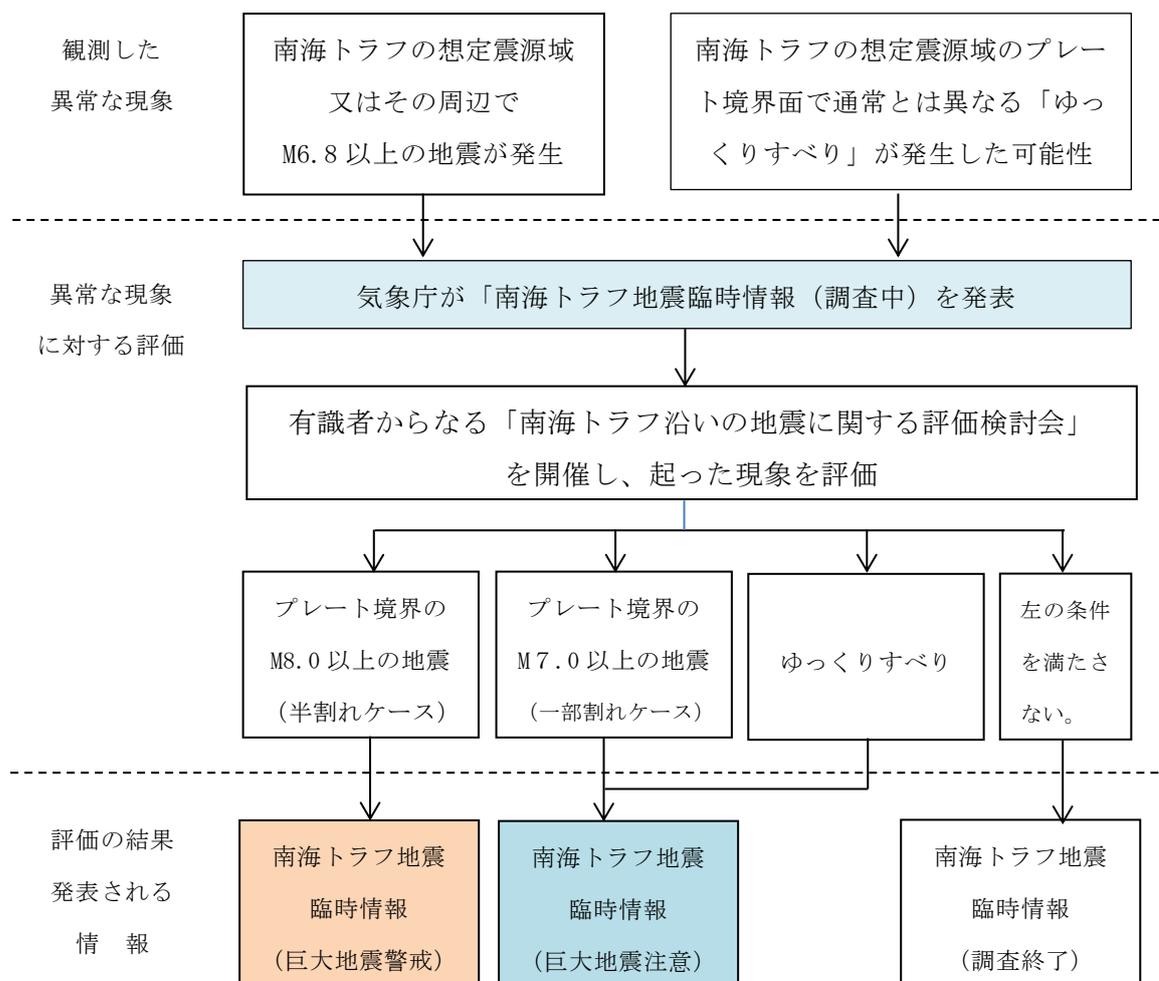
想定される地震の位置（発生地）	想定される震度（観測震度）	想定される津波等
鹿児島湾直下	震度5強	津波到達時間 2.9分 最大津波高 1.85m
県西部直下	震度4	記載なし
甕島列島東方沖	震度4	記載なし 最大津波高 1.87m
県北西部直下	震度4	記載なし
熊本県南部	震度4	記載なし
県北部直下	震度3	記載なし
南海トラフ	震度5弱～5強	津波到達時間 1.15分 最大津波高 3.18m

種子島東方沖	震度 6 弱	津波到達時間 1 0 5 分 最大津波高 2. 0 9 m
トカラ列島太平洋沖	震度 5 弱	津波到達時間 1 0 9 分 最大津波高 2. 5 9 m
奄美群島太平洋沖(北部)	震度 3	津波到達時間 1 9 1 分 最大津波高 2. 3 5 m
奄美群島太平洋沖(北部)	震度 2	津波到達時間 1 9 5 分 最大津波高 1. 9 6 m
南米チリ沖大地震 H22. 2. 27 (日本時間午後 3 時 34 分)	(M8. 8) 観測日：H22. 2. 28 16:30	津波到達時間 2 4 時間 最大遡上標高 0. 5 m 観測値：大泊

出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査公表データ

カ 南海トラフ周辺における地震等発生時の政府の対応

南海トラフ周辺において地震等が発生した場合、政府は以下の手順によって「南海トラフ地震臨時情報」を発表する。各自治体は、同臨時情報に応じた対応を行うよう定められている。



南海トラフ地震関連情報の発表に至るフロー（出典：内閣府ガイドライン）

2 災害対策本部の設置

町における災害警戒本部、災害対策本部の設置組織、編成及び所掌事務は「第3章第1節組織動員計画」(P.20)の定めるところにより、直ちに災害対策本部等を設置し、災害応急対策活動を実施する。

管内に震度4の地震及び津波注意報が発表された場合、又はそれ以上の被害発生するおそれのある場合以下の表を参考に要員を配備する。

(1) 発生時における緊急配備

体制	基準	職員配備	備考
第1地震対策配備	管内に震度4の地震が発生した場合又は気象庁からの「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合	総務課職員 2名 政策企画課職員 2名	情報確認後、総務課員及び政策企画課員が直ちに登庁し職員に連絡の上、次なる予測情報の収集、連絡広報活動に従事する。
第2地震対策配備 災害警戒本部設置 災害対策本部設置	管内に震度5の地震が発生した場合、又はこれ以下であっても災害の発生若しくは津波警報が発表された場合。又は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」若しくは「(巨大地震警戒)」のいずれかが発表された場合	第3章第1節組織動員計画に基づく。 災害警戒本部・支部要員 災害対策本部・支部要員の第1配備、状況に応じて第2配備	勤務時間外は、守衛により連絡を受けた総務課長(支所長兼住民生活課長)が直ちに登庁し総務課及び住民生活課職員並びに役場消防隊に連絡の上、情報の収集、連絡広報活動に従事する。
第3地震対策配備 災害対策本部設置	管内に震度6以上の地震が発生した場合、これ以下であっても大規模災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合。又は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」又は「(巨大地震警戒)」のいずれかが発表された場合	第3章第1節組織動員計画に基づく。 災害対策本部・支部要員の第2配備、状況に応じて第3配備	勤務中は、総務課(政策企画課)から庁舎内放送を通じ各課に連絡し、配備要員は配備につく。 勤務時間外は、各対策部長(主管課長)から連絡を受けた場合、ただちに登庁し情報の収集及び対策に努める。

注) 管内とは、錦江町に地震の影響が及ぶ範囲内のことである。

(2) 地震、津波注意報及び通信連絡対策

別表第6「防災気象情報等の伝達系統図」(P.128)に同じ。

ただし、有線等通信途絶の場合、携帯電話及び鹿児島地区非常通信協議会等の無線通信応援を求めるものとする。

(3) 関係機関との相互応援

鹿児島地方气象台、鹿児島県、鹿児島県警本部、日赤鹿児島、自衛隊、NTT鹿屋営業所、九州電力(株)鹿屋営業所、隣接市町村、報道機関、鹿児島県LPガス協会大隅支部

3 災害に関する状況の収集及び報告

(1) 災害に関する状況の収集は、「第3章第3節災害情報収集報告計画」(P.27)

の定めるところによるが、特に次の措置を講じ、災害の状況把握に努める。

ア 災害発生等の異常現象の通報

(ア) 異常現象を発見した者は、直接又は電話、その他迅速な方法により役場又は消防団長等、錦江警察署、南部消防署に通報するものとする。

(イ) 異常現象発見の通報を受けた消防団長及び団員は、町長に通報するとともに最低限必要な対策を実施する。

(ウ) 異常現象を覚知した町長は、ただちに次の機関に通報するものとする。

a 鹿児島県危機管理防災課

無線電話番号 1 (2) -3 1 1-7-2 2 5 6 ・ 2 2 5 7

無線FAX番号 1 (2) -3 1 1-7-5 5 1 9

電話番号 0 9 9-2 8 6-2 1 1 1

役場側災害優先電話 2 2-0 5 1 3、2 2-0 5 1 4、
2 2-0 5 1 5

b 大隅地域振興局総務企画部 総務企画課

無線電話番号 1 (2) -3 3 1-7-2 0 3、8 0 3

無線FAX番号 1-3 3 1-8 4 0 2-3 1 1-3 3 1-8 4 0

電話番号 0 9 9 4-5 2-2 0 8 3 ・ 2 0 8 7

(エ) 有線、無線の全通信施設が利用不能となった場合は、総務課消防係の携帯電話を利用し防災関係機関に通報するものとする。

(2) 災害に関する広報、報告については第3章第5節「災害広報計画」(P.34)による。

4 避難対策

(1) 津波警報が発令された場合及び大地震が発生した場合における、避難対策は、第3章第6節「避難計画」(P.36)の定めるところによるが、避難情報については次のとおり定めるものとする。

ア 高齢者等避難

災害対策本部長が町に影響が及ぶと判断した場合、防災行政無線を通じ、自主避難の準備等を住民へ呼びかけるとともに、高齢者等、避難に時間を要する住民の避難を開始させる。

イ 避難指示

震度4以下の地震が群発する場合は、災害等の状況により自主避難を含めて住民へ「避難指示」の発表を行う。

津波情報の入手、地震により災害が発生した場合を含め、震度5強以上の地震が発生した場合は、海岸地域を中心に「避難指示」の発表を行う。

(2) 避難行動

津波警報等が発令された場合、海岸沿いに居住する住民は下記の避難場所に避難する。また、地震による道路の損傷、交通事故による道路渋滞発生による逃げ遅れ発生防止のため、津波避難については徒歩を原則とする。しかしながら、津波到達時間や指定緊急避難場所までの避難に要する距離・時間、要配慮者の存在及び避難路の状況等を踏まえ、自動車による避難を実施せざるを得ない場合は、避難経路上で遭遇する徒歩避難者の存在及びその動きに十分注意を払うとともに、徒歩避難者と避難に使用する車両との間隔、徒歩避難者との相対速度を適切に保ちながらの自動車等による避難を可とする。

自治会名	避難場所
皆 倉	皆倉公民館周辺
神川中 神川新町	トロピカルガーデン・町道平下線山手、町道神川中原線山手
神川上	町道神川中原線山手・丸尾方面
鳥 浜	神川城方面・宇都方面
城ヶ崎（港団地） 塩 屋 瀬戸山 本 町 京 町 旭 町 栄 町	瀬戸山方面、運動公園方面・墓地公園方面
神之浜1区 神之浜2区	瀬戸山方面・国道448号線山手、役場庁舎
麓 弓場下 鳥井戸	中西自治会周辺
大橋上 大橋下	宮脇自治会を通り、国道448号線山手
木 場	中西自治会周辺
木 原 寺 前	中西自治会周辺・南大隅町城内方面
山之口	南大隅町城内方面

※津波の高さはP.88の表を参考に、3.18m以上を想定

※大根占小学校校庭は標高6m

(3) 南海トラフ地震臨時情報による避難行動

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

地震に伴う津波への警戒が落ちついた時点で、「半割れケース」の後発地震に伴う津波から、迅速な避難が望めない要配慮者を保護するため、錦江町総合交流センター（地震による被害で使用できない場合は、田代保健福祉センター）を避難所として開放し、馬場、城元及び神川地区の錦江湾沿岸部に居住する避難を希望する要配慮者等を受け入れる。また、自治会長等の協力を得て、沿岸域を避けた地域の自治会公民館等の利用も考慮する。

受け入れる期間は、地震発生後1週間を目途とし、当該臨時情報が「巨大

地震注意」に降格後、さらに1週間の延長を限度とするが、臨時情報（調査終了）が発表となった場合は閉鎖する。（避難者の当面の食糧、飲料水及び寝具等は当該避難者本人による持参又は家族による支援をもって対応する。）

避難者受け入れの際は、「避難準備・高齢者等避難開始」を馬場、城元及び神川地区の沿岸部に発表し、併せて後発地震への警戒と沿岸部要配慮者及び自主避難者の避難受け入れを発表する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

状況に応じ、前項アと同様の対応を行う。受け入れ期間は、地震発生後1週間とするが、臨時情報（調査終了）が発表となった場合は閉鎖する。食糧、飲料水及び寝具等に関する準備についても前項アと同様とする。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表から2週間後以降

総合交流センター等への避難受け入れは終了するが、大地震及び津波発生の警戒が必要なくなったということではないため、住民に対して防災無線等を利用して地震及び津波への警戒を行うよう継続して呼びかける。

(4) 地震発生時における避難情報発表権限の委譲

地震発生時に対策本部長と連絡が取れない場合には、住民に対する避難の指示を実施する権限の委譲は、第3章第1節第3項（1）及び（2）（P.21）による災害対策本部員に与えるものとし、実施者の優先順は副本部長、総務管財対策部長とし、不測の事態に応じ遅滞なく避難の指示を発する体制を維持する。

(5) 強い地震等を感知した場合の避難の指示

強い地震を感知した場合、または1分間以上続く長い揺れを感じた場合、津波警報等の情報が入手できない場合にも、覚知した震度等に応じ避難の指示を行うことができる。

5 公共施設の耐震化

防災拠点となる公共施設等の耐震化

本庁舎、支所庁舎、学校、公民館及び医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点として必要な防災機関施設となるほか、学校、公民館などは避難施設や物資の集積拠点としても利用されることが予想されるため、これら建築物の耐震診断を実施するように努めるとともに、耐震性の劣るものについては、優先順位を付して耐震改修の推進を図るものとする。

6 消火対策

大地震における消火対策は、第3章第11節「消防計画」（P.57）の定めるところによるが、特に次の点に留意して対策を講じる必要がある。

大地震発生後、二次的に同時多発する火災に対しては、次の水利を有効に確保

し効率的な消火に努めるものとする。また、平常の消火区域の区割りは、消防団本部及び各分団長の判断により消火作業を効率的に行える分団が行うものとし、従前の区域に縛られないものとする。この際の、連絡等は全て防災行政無線で行うものとする。

主な取水場所は次のとおり。

神ノ川、雄川、堂之元川、若宮川、麓川その他用水路、鹿児島湾、各小中学校プール

7 その他の計画

地震・津波災害対応に関するその他の計画については、本章の各計画によるものとする。

第25節 海上災害対策計画

本計画は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関相互の連絡を緊密にし、円滑に災害対策を実施するため必要な事項を定めるものである。

1 連絡調整会議

町は、県が連絡調整会議を設置した場合、防災担当者等を派遣し、現地連絡調整所における調整事項の確認を行い、円滑な応急対策を図る。

2 現地連絡調整所

(1) 設置

海上保安部等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助・救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、県と協議の上、町が現地連絡調整所を設置する。

(2) 運営等

現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、「鹿児島県地域防災計画 一般災害対策編 第4部 特殊災害 第1章 海上災害対策」及び「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成18年12月策定）による。

第4章 災害復旧計画

本計画は災害復旧のための融資措置として、被災農林漁業者及び中小企業者、生活困窮者に対し、つなぎ融資の手段を講じるものである。また、併せてあらゆる融資制度を活用し、積極的な資金の融資により施設の復旧と民生の安定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1 農林業関係融資

(1) 担当課は、産業振興課（産業建設課）とする。

(2) 対象となる資金

- ア 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- イ 農林漁業金融公庫資金による災害資金
- ウ 農業振興資金による経営安定資金
- エ 災害復旧つなぎ資金

2 商工業関係融資

(1) 担当課は、産業振興課（産業建設課）経済課及び商工会とする。

(2) 対象となる資金

- ア 国民金融公庫資金
- イ 中小企業金融公庫資金
- ウ 商工組合中央金庫資金
- エ 鹿児島県信用保証協会の保証

3 民生関係の融資

(1) 担当課は、介護福祉課（住民生活課）とする。

(2) 対象となる資金

- ア 世帯更生資金
- イ 災害援護資金

4 住宅関係融資

(1) 担当課は、建設課（産業建設課）とする。

(2) 対象となる資金

- ア 災害復興住宅建設補修資金
- イ 一般個人住宅の災害特別資金
- ウ 地すべり関連住宅資金

5 資金の斡旋

災害復旧資金借入の申請があった場合は、それぞれの資金の担当課は資金融資条件、方法を十分説明し、資金の斡旋・指導に当たらなければならない。

6 資金融資事務の協力

金融機関その他からの資金融資に当たり、調査その他の事務を委託または依頼された場合は、各担当課は積極的に協力しなければならない。

錦江町地域防災計画
参考資料等

錦江町防災会議条例（平成17年3月22日条例第141号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、錦江町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 錦江町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 錦江町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3） 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5人
 - （2） 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - （3） 議会を代表する者 1人
 - （4） 町の職員のうちから町長が指名する者 12人
 - （5） 教育長 1人
 - （6） 大隅肝属地区消防組合 南部消防署長 1人
 - （7） 消防団長 1人
 - （8） 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 2人
 - （9） その他特に必要と認め、町長が任命する者
- 6 前項各号の委員の総数は、24人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

錦江町防災会議委員名簿

委員区別	職 名	住 所	電話番号
会 長	錦江町長	錦江町城元 963	22-0511
1号委員	大隅地域振興局 総務企画部長	鹿屋市打馬 2-16-6	0994-52-2083
1号委員	大隅地域振興局 保健福祉環境部長	同	0994-52-2103
1号委員	大隅地域振興局 農林水産部長	同	0994-52-2133
1号委員	大隅地域振興局 建設部長	同	0994-52-2173
2号委員	錦江警察署長	錦江町馬場 438	0994-22-0110
3号委員	錦江町議会総務委員長	—	—
4号委員	錦江町副町長	錦江町城元 963	0994-22-0511
4号委員	錦江町総務課長	同	同
4号委員	錦江町田代支所長兼住民生活課長	錦江町田代麓 827-1	0994-25-2511
4号委員	錦江町政策企画課長	錦江町城元 963	同
4号委員	錦江町介護福祉課長	同	0994-22-3042
4号委員	錦江町健康保険課長	同	同
4号委員	錦江町住民税務課長	同	0994-22-3037
4号委員	錦江町産業振興課長	同	0994-22-3034
4号委員	錦江町建設課長	同	0994-22-0511
4号委員	錦江町田代支所産業建設課長	錦江町田代麓 827-1	0994-25-2511
5号委員	錦江町教育長	錦江町城元 963	0994-22-0517
6号委員	南部消防署長	錦江町城元 1055	0994-22-1199
7号委員	錦江町消防団長	—	—
8号委員	九州電力送配電(株) 鹿屋配電事業所長	鹿屋市札元 2-3792-5	0994-44-3158
8号委員	(株)NTTフィールドテクノ鹿児島営業所災害対策担当	鹿児島市松原町 4-26	099-227-9689
9号委員	指宿海上保安署長	指宿市山川福元 6713	0993-34-2999

※ 上表の委員区別は、第3条第5項の各号に示す員を表す。

錦江町災害対策本部条例（平成17年3月22日条例第142号）

改正 平成24年9月6日条例第37号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、錦江町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成24年9月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の錦江町災害対策本部条例の規定は、平成24年6月27日から適用する。

第2章 第1節 第1項関連

1-1 洪水危険地域

番号	河川名	危険地域			避難場所	予想される被害程度・危険対象				備考
		地名	左右岸別	延長(m)		面積(ha)	住家数(戸)	人口(人)	雨量(m/日)	
1	神ノ川	神川地区	左・右	600	神川小学校校舎 同校体育館	5	156	418	150	神川分団
2	堂之元川	城元 河口付近	右	1,000	大根占小学校体育館 錦江町総合交流センター		259	678	150	中央分団
3	堂之元川	城元 河口付近	左	1,000	〃		259	678	150	中央分団
4	水流川	神川地区	左・右	1,100	神川小学校校舎 同校体育館		156	418	150	神川分団
5	雄川	柴立・鶴園地区	右 左	1,000 2,000	川原保育園 川原畜産管理センター	2			150	川原分団

第2章 第1節 第2項関連

1-2 火災危険地区

番号	危険地域						備考
	地名	面積	建物総面積(m ²)	密集度	住家数(戸)	危険度	
1	神之浜地区 鳥井戸地区		92,000	建蔽率 70~80%以上	1,155		中央分団
2	中郡地区	1.0km ²	13,200		185		麓分団
3	柴立地区	0.4km ²	5,940		98		川原分団
4	上原地区	0.3km ²	3,300		60		川原分団
5	大原地区	0.5km ²	7,590		126		大原分団

(注)神之浜地区(神之浜一自治会～塩屋自治会)

鳥井戸地区(弓場下自治会～木原自治会)

1-3 山腹崩壊危険地区

番 号	保安林	他の法令等に指定	荒廃状況(崩壊等)	避難場所	治山事業進捗状況	位 置		公共施設			危険度			備 考
						大字	字	人家	道 路		山腹崩壊危険度	被災危険度	危険地区危険判定	
									種別	数量 m				
1	無	無	有	神川小学校 体育館	無	神川	栗山	0	国道	200	B	C	C	
2	無	無	有	神川小学校 体育館	無	神川	皆倉上	7	町道	300	B	B	B	
3	無	有	有	神川小学校 体育館	無	神川	皆倉上	11	国道	400	C	A	B	
4	無	無	無	神川小学校 校舎	無	神川	神川中	52		300	A	A	A	
5	無	有	有	神川小学校 校舎	無	神川	神川上	50	町道	200	B	A	A	
6	無	無	無	鳥浜公民館	一部概成	神川	鳥馬場	0	町道	200	B	C	C	
7	無	無	無	神川小学校 校舎	無	神川	神川上	6	町道 国道	200 300	B	B	B	
8	無	無	有	神川小学校 校舎	無	神川	城	20	町道	400	B	A	A	
9	有	無	無	鳥浜公民館	一部概成	神川	鳥浜	7	町道	400	C	B	C	
10	無	無	無	錦江町 総合交流センター	一部概成	城元	塩屋	8	町道	200	B	B	B	
11	無	無	無	錦江中学校 体育館	一部概成	城元	瀬戸山	40	県道	200	A	A	A	
12	有	無	無	錦江中学校 体育館	一部概成	城元	六反田	9	国道	300	C	B	C	

13	無	無	有	錦江中学校 体育館	無	城元	上之宇都	15	町道	200	C	A	B	
14	無	無	無	旧池田中学校 体育館	無	城元	壺崎	10	町道	300	C	A	B	
15	有	無	有	池田小学校 体育館	一部概成	馬場	松坂	5	町道	200	C	B	C	
16	有	無	無	池田小学校 体育館	一部概成	馬場	毛下	10	町道	200	C	A	B	
17	無	無	有	池田小学校 体育館	無	馬場	毛下	10	町道	200	C	A	B	
18	無	無	有	旧池田中学校 体育館	無	馬場	浜射場	0	町道	100	C	C	C	
19	無	無	無	錦江町 総合交流センター	無	城元	脇ノ平	8	町道 国道	300 100	B	B	B	
20	無	無	無	宿利原小学校 体育館	無	神川	赤迫	2	町道	200	C	C	C	

番号	保安林	他の法令等に指定	荒廃状況(崩壊等)	避難場所	治山事業進捗状況	位置		公共施設			危険度			備考
						大字	字	人家	道路		山腹崩壊危険度	被災危険度	危険地区危険判定	
									種別	数量 m				
21	無	無	有	宿利原小学校 体育館	一部概成	神川	命苦	5	町道	200	C	B	C	
22	無	無	有	宿利原小学校 体育館	一部概成	神川	命苦	2	町道	300	C	C	C	
23	有	無	有	鳥浜公民館	一部概成	神川	向平鳥 馬場	15	町道 国道	200 100	B	A	A	病院
24	無	有	有	錦江町 総合交流センター	無	神川	高城	15	国道	200	A	A	A	
25	有	無	無	川原畜産管理 センター	一部概成	田代川原	辺志切	10	町道		B2	A2	A	488-0001
26	有	無	無	川原畜産管理 センター	一部概成	田代川原	鎮守ヶ迫	0	町道		B3	C2	C	488-0002
27	無	無	無	田代保健福祉 センター	無	田代麓	東ノ谷	2	町道		B2	C2	C	488-0003
28	有	無	無		一部概成	田代麓	堀ノ瀬戸	0	町道		B2	C2	C	488-0004
29	有	無	無		一部概成	田代麓	寺山ノ首	0	町道		B2	A2	A	488-0005
30	無	無	無	川原畜産管理 センター	一部概成	田代川原	堂ノ後	0	町道		B2	A2	A	488-0006
31	無	無	無	川原畜産管理 センター	一部概成	田代川原	堂ノ後	11	町道		B2	A2	A	488-0007
32	無	無	無	田代保健福祉 センター	無	田代麓	山下	0	町道		C2	C2	C	488-0008
33	無	無	無	川原畜産管理 センター	無	田代川原	柴立	35	県道		C2	A2	B	488-0009
34	無	無	無	川原畜産管理 センター	無	田代川原	上原頭	13	県道		B2	A2	A	488-0010

35	有	無	無	川原畜産管理センター	一部概成	田代川原	小路	17	県道		B2	A2	A	488-0011
36	有	無	無	川原畜産管理センター	一部概成	田代川原	小路	5	町道		B2	B2	B	488-0012
37	有	無	無	でんしろろ館	一部概成	田代川原	原沢	16	町道		B2	A2	A	488-0013
38	無	無	無	でんしろろ館	無	田代川原	川路	28	町道		B2	A2	A	488-0014
39	有	無	無	でんしろろ館	無	田代川原	猪鹿倉	0	町道		B2	C2	C	488-0015
40	無	無	無	川原畜産管理センター	一部概成	田代川原	小路	13	県道		A2	A2	A	488-0016
41	無	無	無	でんしろろ館	未成	田代川原	先中野	18	町道		C2	B2	B	488-0017
42	無	無	無	でんしろろ館	一部概成	田代川原	瀬戸口	5	町道			B2	C	488-0018
43	無	無	無	川原畜産管理センター	一部概成	田代川原	鎮守ヶ尾	7	町道		C2	B2	C	488-0019
44	無	無	無	川原畜産管理センター	概成	田代麓	建平	5	町道		C2	B2	C	488-0020
45	無	無	無	でんしろろ館	一部概成	田代川原	上ノ平原	6	町道		C2	B2	C	488-0021
46	無	無	無	田代保健福祉センター	一部概成	田代麓	山之口	21	町道		B2	A2	A	488-0022
47	無	無	無	田代保健福祉センター	一部概成	田代麓	みょう荷谷	4	町道		C2	C2	C	488-0023
48	無	無	無	大原小学校体育館	一部概成	田代麓	松ノ崎	5	町道		C2	B2	C	488-0024
49	無	無	無	川原畜産管理センター	一部概成	田代川原	岩蹄	0	町道		B2	C2	C	488-0025
50	無	無	無	でんしろろ館	一部概成	田代川原	鳥淵	10	町道		C2	A2	B	488-0026
51	無	無	無	大原小学校体育館	無	田代麓	久木野	2	町道		B2	C2	C	488-0027
52	無	無	無	大原小学校体育館	概成	田代麓	久木野	2			B2	C2	C	488-0028

53	無	無	無	田代保健福祉 センター	概成	田代川原	東柳田		町道		A 2	C 2	B	488-0029
54	無	無	無	川原畜産管理 センター	概成	田代川原	坂元	2	町道		C 2	C 2	C	488-0030
55	無	無	有	川原畜産管理 センター	未成	田代川原	西柳田	4	町道		C 2	C 2	C	488-0031

1-4 崩壊土砂流出危険地区

番号	保安林	他の法令等に指定	荒廃状況(崩壊等)	避難場所	治山事業進捗状況	位置		公共施設			危険度			備考
								人家	道路		山腹崩壊危険度	被災危険度	危険地区危険判定	
						種別	数量m							
1	無	無	有	神川小学校体育館	無	神川	梅ノ木	0	町道	600	C	C	C	
2	有	無	有	宿利原小学校体育館	一部概成	神川	椎ノ木	9	町道	500	C	B	C	
3	有	無	有	宿利原小学校体育館	一部概成	神川	中萩	3	町道	500	C	C	C	
4	有	無	有	宿利原中学校体育館	一部概成	神川	村ノ後	0	町道	500	C	C	C	
5	有	無	有	神川小学校校舎	一部概成	神川	猿越	50	町道 国道	700 200	C	A	B	
6	有	無	有	宿利原小学校体育館	無	神川	金吹 谷岡	20	町道 国道	500 300	C	A	B	
7	無	無	有	神川小学校校舎	一部概成	神川	壺ケ内	0	県道	300	C	C	C	
8	有	無	有	旧池田中学校体育館	一部概成	城元	姫木場	0	町道	500	C	C	C	
9	有	無	有	鳥浜公民館	一部概成	神川	戸崎	20	町道	300	C	A	B	
10	有	無	有	旧宿利原中学校 体育館	一部概成	神川	中尾	6	町道	300	C	B	C	
11	有	無	有	旧池田中学校体育館	一部概成	馬場	白井	15	町道	500	C	A	B	
12	無	無	有	旧池田中学校体育館	無	馬場	瀬戸	0	県道	500	C	C	C	
13	無	無	有	旧池田中学校体育館	無	馬場	日当平	22	県道	400	C	A	B	
14	無	無	有	旧池田中学校体育館	無	馬場	井手草	0	県道	200	B	C	C	
15	無	無	有	錦江中学校体育館	無	城元	上之宇都	33	町道	400	C	A	B	
16	有	無	有	旧池田中学校体育館	一部概成	馬場	廻渕	7	町道 国道	100 200	C	B	C	
17	無	無	有	宿利原小学校体育館	一部概成	神川	上小牧	20	町道 国道	1000 300	C	A	B	
18	有	無	有	神川小学校体育館	無	神川	西道原	40	町道	800	C	A	B	

19	有	無	有	旧宿利原中学校 体育館	無	神川	竹山	15	町道	800	C	A	B	
20	無	無	有	旧池田中学校体育館	無	城元	横井ノ口	3	県道	500	C	C	C	
21	無	無	有	池田小学校体育館	無	城元	川北	15	県道 町道	200 300	C	A	B	
22	無	有	有	旧池田中学校体育館	無	馬場	下原	0	町道	200	C	C	C	
23	無	無	有	池田小学校体育館	一部概成	馬場	南迫	0	町道	200	C	C	C	
24	有	無	無	川原畜産管理センター	一部概成	田代川原	灰床岩淵	0	林道		C2	C2	C	488-0001
25	有	無	無	田代保健福祉センター	一部概成	田代麓	尾立山	12	町道		C2	A2	B	488-0002
26	有	無	無	田代保健福祉センター	一部概成	田代麓	柞ヶ平	7	町道		B2	B2	B	488-0003
27	無	無	無	田代保健福祉センター	無	田代麓	川前谷	0	町道		B2	C2	C	488-0004
28	有	無	無	田代保健福祉センター	一部概成	田代麓	八ノ尾	14	県道		B2	A2	A	488-0005
29	有	無	無	田代保健福祉センター	一部概成	田代麓	長野	1	町道		C2	C2	C	488-0006
30	有	無	無	大原小学校体育館	一部概成	田代麓	松ヶ崎	25	林道		C2	A2	B	488-0007
31	有	無	無	大原小学校体育館	一部概成	田代麓	大牟礼	26	県道		C2	A2	B	488-0008
32	無	無	無	川原畜産管理センター	無	田代川原	早瀬	10	町道		B2	A2	A	488-0009
33	有	無	無	でんしろう館	一部概成	田代川原	白桃ヶ谷	0	農道		B2	C2	C	488-0010
34	無	無	無	でんしろう館	無	田代川原	瀬戸口	4	町道		C2	C2	C	488-0011
35	無	有	無	田代保健福祉センター	一部概成	田代麓	石ワタセ	50	町道		C2	A2	B	488-0012
36	無	無	無	田代保健福祉センター	無	田代麓	大根田	5	町道		A2	B2	A	488-0013
37	無	無	無	田代保健福祉センター	無	田代川原	柴立	50	町道		C2	A2	B	488-0014
38	無	無	有	大原小学校体育館	無	田代麓	大牟礼I	1	林道		B2	C2	C	488-0015
39	無	無	有	大原小学校体育館	無	田代麓	大牟礼II	0	林道		C2	C2	C	488-0016
40	無	無	無	大原小学校体育館	概成	田代麓	川床	1	町道		C2	C2	C	488-0017
41	無	無	無		一部概成	田代川原	高岩	8	町道		C2	B2	C	488-0018
42				川原畜産管理センター		田代川原	辺志切							488-0019

第2章 第1節 第5項関連

1-5 土石流危険予想箇所

番号	地区名	所在地	危険区域の世帯数			避難場所	対象雨量 (mm/日)	面積 (ha)	備考
			世帯数	人口	避難所要 支援者数				
A 1	皆倉地区	神 川	8	1 8	1 1	神川小学校体育館	1 6 5	1 0	皆倉第4小川
A 2	皆倉地区	神 川	8	1 8	1 1	神川小学校体育館	1 6 5	0. 2	皆倉第1小川
A 3	皆倉地区	神 川	1 2	3 7	1 5	神川小学校体育館	1 6 5	0. 6	皆倉第2小川
A 4	皆倉地区	神 川	1 2	3 7	1 5	神川小学校体育館	1 6 5	5	皆倉第3小川
A 5	神川新町地区	神 川	5	6	5	神川小学校校舎	1 6 5	0. 2	第1小川
A 6	神川新町地区	神 川	1 4	3 7	1 0	神川小学校校舎	1 6 5	1 1	神川第1小川
A 7	神川中地区	神 川	1 3	5 0	2 1	神川小学校校舎	1 6 5	0. 3	神川第3小川
A 8	神川中地区	神 川	1 5	3 4	1 4	神川小学校校舎	1 6 5	7	神川第2小川
A 9	神川上地区	神 川	1 5	3 4	1 4	神川小学校校舎	1 6 5	7	神川上谷
A10	大久保地区	馬 場	8	2 5	3	旧池田中学校体育館	1 6 5	4	大久保谷
A11	壱崎地区	城 元	6	1 6	3	旧池田中学校体育館	1 6 5	4	壱崎谷
A12	半下石地区	馬 場	10	2 8	1 0	旧池田中学校体育館	1 6 5	0. 7	後谷川
A13	神川城地区	神 川	5	2 4	7	神川小学校校舎	1 6 5	3	神川城谷
A14	塩屋地区	城 元	5	1 0	5	錦江町 総合交流センター	1 6 5	0. 8	塩屋谷
A15	塩屋地区	城 元	5	1 0	5	錦江町 総合交流センター	1 6 5	0. 2	若宮川
A16	瀬戸山地区	城 元	7	2 5	5	錦江中学校体育館	1 6 5	0. 5	瀬戸山川
A17	中西地区	馬 場	6	1 3	5	錦江町 総合交流センター	1 6 5	指定済	中西川
A18	山之口地区	馬 場	4	1 5	1	錦江中学校体育館	1 6 5	2	長谷谷
B 1	桜原地区	神 川	6	1 1	4	神川小学校体育館	1 6 5	2. 1	桜原谷
B 2	皆倉地区	神 川	1 2	3 7	1 5	神川小学校体育館	1 6 5	3	皆倉谷
B 3	半下石地区	馬 場	2	7	2	旧池田中学校体育館	1 6 5	国有林	足光谷1
B 4	半下石地区	馬 場	2	7	2	旧池田中学校体育館	1 6 5	国有林	足光谷2
B 5	毛下地区	馬 場	3	1 0	4	池田小学校体育館	1 6 5	0. 3	毛下谷1
B 6	毛下地区	馬 場	3	8	4	池田小学校体育館	1 6 5	国有林	毛下谷2
B 7	毛下地区	馬 場	5	1 3	1	池田小学校体育館	1 6 5	4	崩原谷
B 8	鳥浜地区	神 川	1 0	3 0	9	鳥浜公民館	1 6 5	9 4	宇都谷

	大根田地区	麓	6	16		田代保健福祉発センター	165	0.07	大根田谷2
	山下地区	麓	30	81		田代保健福祉発センター	165	0.1	山下ノ小川
	平石地区	川原	5	13		川原畜産管理センター	165	0.02	平石谷3
	平石地区	川原	11	29		川原畜産管理センター	165	0.05	平石谷4
	上柴立地区	川原	15	40		川原畜産管理センター	165	0.07	柴立川
	大原地区	大原	8	21		大原小学校	165	0.17	大原谷
	内ノ牧地区	大原	9	24		大原小学校	165	0.11	内ノ牧谷
	内ノ牧地区	大原	9	24		大原小学校	165	0.11	宮川
	内ノ牧地区	大原	12	32		大原小学校	165	0.07	内ノ牧の小川
	猪鹿倉地区	川原	7	18		でんしろう館	165	0.02	猪鹿倉谷川3
	猪鹿倉地区	川原	16	43		でんしろう館	165	0.14	川路川
	大根田地区	麓	6	16		田代保健福祉発センター	165	5	大根田谷1
	永田地区	麓				田代保健福祉発センター	165	1	永田谷1
	永田地区	麓				田代保健福祉発センター	165	1	永田谷2
	長谷地区	麓				田代保健福祉発センター	165	3	長谷川
	小梅枝地区	麓				田代保健福祉発センター	165	3.4	小梅枝谷川
	折小野地区	麓				田代保健福祉発センター	165	6	折小野谷川
	平石地区	川原				川原畜産管理センター	165	2	平石谷1
	平石地区	川原				川原畜産管理センター	165	2	平石谷2
	池野地区	川原				でんしろう館	165	5	池野谷1
	池野地区	川原				でんしろう館	165	7	池野谷2
	池野地区	川原				でんしろう館	165	4	池野谷3
	池野地区	川原				でんしろう館	165	6	池野谷4

1-6 主要交通途絶予想危険箇所

番号	路線名	予想される 災害	区 域	延長 (m)	代替路線名	備 考
1	国道269号	落 石	皆 倉	1, 500	なし	県指定
2	県道鹿屋吾平佐多線	落石・崩土	半下石	5, 000	県道池田根占線	県指定
3	県道神川内之浦線	落石・崩土	丸 尾	1, 500	国道448号線	県指定
4	町道白水線	崩 土	白井～安水	100	町道宮田線	町指定
5	町道馬場中原線	崩 土	松坂～馬場中原	210	県道池田根占線	町指定
6	町道松尾線	落 石	神川上～笑喜	300	県道神川内之浦線	町指定
7	町道厚ヶ瀬線	落石・崩土	塩屋～厚ヶ瀬	1, 000	町道瀬戸山線	町指定
8	国道448号	落石・崩土	瀬戸山～馬場	9, 000	なし	県指定
9	国道448号	落石・崩土	新田峠	500	町道池野新田線	県指定
10	国道448号	落石・崩土	上山ノ口地区	400	町道池野新田線	県指定
11	県道辺塚根占線	落石・崩土	上原地区	200	広域農道	県指定
12	県道鹿屋吾平佐多線	落石・崩土	平石地区	200	広域農道	県指定
13	町道鶴園辺志切線	崩 土	辺志切地区	100	広域農道	町指定
14	町道折小野線	崩 土	折小野地区	200	なし	町指定
15	町道池野・新田線	崩 土	大原地区	100	国道448号	町指定
16	国道269号	落石・崩土	城ヶ崎	1, 100	県道鹿屋吾平佐多線	県指定

1-7 急傾斜地崩壊危険地域

番号	個所名	所在地	地形			世帯数	人口	避難時要配慮者	避難場所	備考
			延長 (m)	傾斜度	高さ (m)					
1	皆倉(3)	神川3499-3	30	35	5	3	6	1	神川小学校体育館	
2	皆倉(2)	神川3520	260	50	60	12	37	15	神川小学校体育館	
3	皆倉	神川3851	250	38	30	8	18	11	神川小学校体育館	県指定 H4. 1. 22 県指定 H5. 2. 17
4	栗山	神川3685	250	42	55	16	31	14	神川小学校体育館	
5	神川1	神川2935	500	48	25	13	50	21	神川小学校校舎	
6	神川2	神川2850	250	45	60	15	34	14	神川小学校校舎	
7	有村	神川2496	100	44	50	8	23	11	神川小学校校舎	
8	鳥浜	神川135-3	250	50	65	1	417	177	鳥浜公民館	医師会立病院
9	神川城	神川793-3	30	50	7	2	2	2	鳥浜公民館	
10	城ヶ崎	城元51	100	45	40	19	47	17	錦江町総合交流センター	県指定 S58. 3. 30
11	瀬戸山	城元100	230	46	15	11	26	10	錦江町総合交流センター	
12	遊喜浦	城元201	150	46	25	7	25	5	大根占中学校体育館	
13	中西	馬場2667	130	30	40	6	13	5	錦江町総合交流センター	
14	上之宇都	城元2013	70	68	35	8	34	7	錦江中学校体育館	
15	宮ヶ原	城元2079	220	43	10	8	21	2	錦江中学校体育館	
16	老崎	馬場5880	70	53	15	6	16	3	旧池田中学校体育館	
17	川北	城元4880	80	30	8	4	6	5	池田小学校体育館	
18	川南	馬場5381	110	44	20	9	20	4	池田小学校体育館	
19	才原	神川6480	30	40	25	1	4	4	宿利原小学校体育館	

67	盤山1								大原小学校	
68	鶴園1								川原畜産管理センター	
69	鶴園2								川原畜産管理センター	
70	柴立2		130	41	20	6	11		川原畜産管理センター	
71	山下								川原畜産管理センター	
72	原沢		150	37	20	6	16		でんしろう館	
73	山口2		70	45	20	21	60		田代保健福祉センター	
74	早瀬5								川原畜産管理センター	

1-8 高潮、津波危険地域

番号	危険地域		予想される被害程度			避難場所	備考
	地名・場所	延長 (m)	面積	住家(戸)	人口(人)		
1	神ノ浜海岸	1, 100		600	1, 370	錦江町総合交流センター	越波(県)
2	馬場海岸	1, 500		650	1, 400	大根占小学校体育館	越波(県)
3	鳥浜海岸	1, 200		130	400	鳥浜公民館	越波(県)
4	神川海岸	1, 000		100	330	神川小学校校舎	越波(県)
5	皆倉海岸	500		70	270	神川小学校体育館	越波

2 消防施設の現況

	自動車 ポンプ	小型ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ	人搬車	広報車	投光機	ガソリン 発電機	タンク車	救急車 (本部車)	消火栓		防火水槽	
										公 設	公設外	40 t 未 満	40 t 以 上
本 部	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
中央分団	3	1	0	0	0	1	1	0	0	114	0	4	16
神川分団	1	1	0	0	0	1	1	0	0	35	0	5	21
池田分団	1	1	0	0	0	1	1	0	0	24	26	2	27
宿利原分団	1	2	0	0	0	1	1	0	0	3	0		24
麓分団	1	1	0	1	0	1	1	0	0	32	0	2	28
川原分団	1		0	1	0	1	1	0	0	36	0	6	26
大原分団	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3	19
支所消防隊	1		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
南部消防署		1	1	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0
合 計	10	8	1	2	2	8	8	2	3	244	26	22	161

(第1章 第4節 第2項関連) 別表第1

錦江町の河川及び山岳

1 河川

二級河川 (長さ (km))			
神ノ川	12.0	長谷川	3.5
雄川	14.8	椎木川	2.0
麓川	7.4	柴立川	1.0
水流川	1.1	堂ノ元川	1.4

準用河川 (長さ (m))					
河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長
神川中原川	2,470	山畑川	2,550	大藤川	2,500
水流川	4,120	毛下川	3,300	鶴戸野川	1,300
笑喜川	3,050	段川	2,600	新田川	1,700
宮田川	850	岩元川	2,530	油木田川	2,100
川北川	2,820	城元川	2,000	長谷川	400
瀬戸谷川	1,750	平野川	2,250	表木川	400
足光谷川	1,150	平石川	1,000		

2 山岳

山岳名	標高 (m)	山岳名	標高 (m)	山岳名	標高 (m)
八山岳	659.4	荒西山	833.8	横尾岳	426.3
大尾岳	940.6	横堀の岡	658.5	高尾	279.1
六郎館岳	754.1	陣之岡	482.1		

(第1章 第4節 第3項関連) 別表第2

錦江町の過去の災害

旧大根占町			旧田代町		
年月日	災害名	被害概要	年月日	災害名	被害概要
安政 2 年	神之浜大火	住家他 45 棟			
昭和 13 年 10 月 14～ 15 日	風水害	半下石地区死者 17 人・行方不明 12 人、神川地区死者 2 人・行方不明 3 人、住家全壊 32 棟・半壊 19 棟・流失 44 棟・床上浸水 125 棟・床下浸水 108 棟	昭和 13 年 10 月 14 日 ～15 日	日雨量 450 mm 最大風速 20m/s	住宅全半壊 45 戸、死者 8 人、浸水家屋 740 戸、重軽傷者 34 人
昭和 26 年 10 月 14 日	ルース台風	海岸線一帯住家全壊 60 棟・半壊 133 棟・流失 29 棟	昭和 24 年 6 月 20 日 (台風デラ)	日雨量 232 mm	
昭和 34 年 10 月 16 日	台風 18 号	海岸堤	昭和 24 年 8 月 15 日 (台風ジュデス)	連続雨量 513 mm 最大風速 20m/s	
昭和 38 年 2 月 12 日	神之浜火災	死者 3 名・5 棟全焼 根占・田代の応援あり	昭和 25 年 9 月 13 日 (台風ギジア)	日雨量 232 mm 最大風速 26m/s	
			昭和 26 年 10 月 14 日 (台風ルース)	日雨量 360 mm 最大風速 40m/s	
昭和 41 年 7 月 7～9 日	集中豪雨	8 日～9 日日雨量 362mm、遊喜村町営住宅全壊外住家全壊 14 棟・半壊 7 棟・床上浸水 19 棟 被害総額 148, 168 千円	昭和 29 年 8 月 15 日 (台風 5 号)	日雨量 350 mm 最大風速 25m/s	
昭和 44 年 8 月 21～22 日	台風 9 号	21 日～22 日連続雨量 196mm、住家全壊 3 棟半壊 24 棟・床下浸水 5 棟 被害総額 83, 425 千円	昭和 29 年 9 月 7 日 (台風 13 号)	日雨量 106 mm 最大風速 20m/s	
昭和 46 年 8 月 5 日	台風 19 号		昭和 29 年 9 月 12 日～ 14 日 (台風 12 号)	連続雨量 350 mm 最大風速 20m/s	

昭和 51 年 9 月 9 日	台風 17 号	9 日～13 日雨量 437mm 床下浸水 18 棟	昭和 30 年 9 月 28 日～ 30 日 (台風 22 号)	連続雨量 384 mm 最大風速 50m/s	校舍全壊 260 坪、半壊 153 坪、 軽傷 8 人、住宅全壊 113 戸、 半壊 409 戸、非住家全半壊 684 戸、橋梁流出 2 箇所、道路決壊 20 箇所、耕地流出埋没
昭和 54 年 9 月 30 日	台風 16 号	29 日～30 日日雨量 137mm 床 上浸水 1 棟・床下浸水 6 棟 被害総額 584, 694 千円	昭和 39 年 8 月 16 日	連続雨量 316.5 mm 最大風速 43m/s	軽傷 2 人、住家全半壊 10 戸、 非住家全半壊 30 戸、耕地流出 35 ha、道路河川決壊 1 1 箇所
昭和 54 年 10 月 18 日	台風 20 号	床上浸水 1 棟・床下浸水 1 棟 被害総額 179, 109 千円	昭和 41 年 7 月 8 日	連続雨量 551 mm	住家全壊 2 戸、非住家半壊 7 戸、軽傷 1 人、田代中 耕地決壊 1 箇所、道路決壊 51 箇所、用水路決壊 1 箇所、農 地埋没 10 ha
昭和 55 年 10 月 13 日	台風 19 号	13 日 時間雨量 81.5mm 床上浸水 1 棟・床下浸水 1 棟 被害総額 687, 827 千円	昭和 43 年 9 月 24 日 (台風 16 号)	日雨量 76 mm	大原小学校ガラス被害、住家 半壊 1 箇所
昭和 57 年 8 月 25～27 日	台風 13 号	落河崖崩れで 1 名死亡 床下浸水 1 棟	昭和 43 年 9 月 28 日	連続雨量 159 mm	床上浸水 8 戸、床上浸水 32 戸、山下橋（永久橋）流出、 道路決壊 22 箇所、水田流出 5 ha、水田埋没 8 ha、普通水稻 冠水 65 ha
昭和 60 年 8 月 31 日	台風 13 号	住家全壊 1 棟・半壊 1 棟・ 一部破損 263 棟 被害総額 270, 771 千円	昭和 46 年 8 月 3 日 (台風 19 号)	3 日 31 mm 4 日 164 mm 5 日 426 mm 6 日 69 mm	死亡 1 名（白桃進氏）8 月 5 日、午前 5 時 50 分 大根占～田代間道路不通土木 災害 20 件、耕地災害 15 件 その他農産物被害甚大
平成元年 7 月 27 日	台風 11 号	床下浸水 1 棟 被害総額 351, 376 千円	昭和 51 年 9 月 9 日 (台風 17 号)	連続雨量 550 mm	
平成 2 年 9 月 18 日	台風 19 号	被害総額（農産被害中心） 453, 980 千円	昭和 53 年 7 月 27 日～ 28 日 (台風 8 号)	連続雨量 571 mm	
平成 2 年 9 月 29 日	台風 20 号	床上浸水 4 棟・床下浸水 6 棟被 害総額 608, 198 千円	昭和 54 年 9 月 26 日～30 日(台風 16 号)	連続雨量 400 mm	床上浸水 2 戸、床下浸水 16 戸、道路決壊 50 箇所河川決壊 6 箇所被害総額 172, 962 千 円
平成 2 年 10 月 6 日	台風 21 号	被害総額（農産被害中心） 180, 531 千円	昭和 54 年 10 月 16 日・19 日(台風 20 号)	連続 331 mm 18 日 247 mm	道路決壊 5 箇所、橋梁決壊 1 箇所 被害総額 6, 707 千円
平成 3 年 9 月 27 日	台風 19 号	被害総額（農産被害中心） 113, 865 千円	昭和 55 年 9 月 10 日・11 日 (台風 13 号)		道路決壊 2 箇所、橋梁決壊 1 箇所 被害総額 60, 108 千円

平成 4 年 2 月 24 日	山之口火 災	死者 2 名 住家 2 棟 非住家 2 棟全焼	昭和 55 年 10 月 13 日・14 日 (台風 19 号)	連続 189 mm 日 50 mm	道路決壊 4 箇所 被害総額 149,181 千円
平成 5 年 8 月 9 日	台風 7 号	9 日～10 日 日雨量 186.5mm 重 傷者 1 名軽傷者 3 名 住家全壊 5 棟・半壊 1 棟・床下浸水 11 棟 被害総額 141,247 千円	昭和 56 年 7 月 30 日・31 日 (台風 10 号)	連続 163 mm	田冠水 5 ha、河川決壊 3 箇所 被害総額 13,436 千円
平成 5 年 9 月 3 日	台風 13 号	2 日～3 日 日雨量 240mm 軽傷者 4 名 住家半壊 12 棟・床下浸水 8 棟・ 一部破損 387 棟 被害総額 1,073,893 千円	昭和 57 年 8 月 25 日・27 日(台風 13 号)	日雨量 310 mm	家屋全壊 1 棟、家屋一部破損 7 棟、公共建築物破損 20 棟、床 下浸水 8 棟、道路決壊 10 箇所 被害総額 26,821 千円
平成 6 年 3 月 25 日		気象観測機器設置 雨量・風速 2,183,600 円	昭和 57 年 8 月 30～31 日 (台風 13 号)	連続 120 mm 30 日 26 mm 31 日 94 mm 最大風速 15m/s	住家半壊 2 棟、一部破損 34 棟、非住家全壊 15 棟、半壊 7 棟、一部破損 48 棟、公共建物 一部破損 5 棟、文教施設 4 箇 所、道路決壊 3 箇所、崖崩 10 箇所 被害総額 368,106 千円
平成 6 年 6 月 13 日	6・13 豪 雨	被害総額 700,000 円 待機：総務・企画・建設・農整	昭和 62 年 7 月 15～17 日(台風 5 号)	15 日 32 mm 16 日 146 mm 17 日 135 mm	道路決壊 3 箇 河川決壊 4 箇所 被害総額 12,900 千円
平成 6 年 8 月 12～13 日	台風 14 号	全職員自宅待機被害総額 4 7,182,000 円	平成元年 7 月 27～28 日(台 風 11 号)	連続 412 mm 27 日 142 mm 28 日 270 mm	住家一部破損 14 棟、非住家一 部破損 3 棟、水田冠水 16 ha、 畑流出・埋没 10 ha、道路 9 箇 所、文教施設 2 箇所、河川 2 箇所、崖崩 18 箇所被害総額 164,295 千円
平成 7 年 9 月 23 日	台風 14 号	被害なし	平成元年 9 月 19 日 (台風 22 号)	連続 84 mm 18 日 23 mm 19 日 61 mm 最大風速 14m/s	河川決壊 1 箇所、道路決壊 1 箇所 被害総額 25,409 千円
平成 8 年 7 月 18 日	台風 6 号	負傷者 1 名 被害額：農産物 352,555 千円 林 産物 34,000 千円 施 設 64,764 千円 住 家 4,759 千円 非住家 10,040 千円 全戸停電	平成 2 年 9 月 18～19 日(台風 19 号)	連続 208 mm 17 日 20 mm 18 日 80 mm 19 日 108 mm	田冠水 3 ha、道路決壊 2 箇所 避難者 5 世帯 13 人 (2 箇所) 被害総額 42,497 千円

平成 8 年 8 月 8 日	台風 12 号	避難者 18 世帯 34 名 住家被害 18 万円 非住家被害 112,000 円 農産物 6,249 千円 道路 2,000 千円	平成 2 年 9 月 29 日 (台風 20 号)	29 日 269 mm 最大時間雨量 9 月 29 日 15 時 43 mm	住家全壊 1 棟 (3 人)、床上 浸水 6 棟 (15 人)、床下浸水 43 棟 (98 人) 非住家一部破損 1 棟、水田埋没 9.3 ha、冠水 17.6 ha、畑埋没 9.3 ha、道路 決壊 52 箇所、崖崩 54 箇所、 河川決壊 2 箇所 被害総額 561,406 千円
平成 9 年 6 月 27~28 日	台風 8 号	農産物被害 227,514 千円	平成 2 年 10 月 6~7 日 (台風 21 号)	連続 117 mm 6 日 12 mm 7 日 105 mm	道路決壊 3 箇所、河川決壊 2 箇所 避難者 9 世帯 18 人 (2 箇所) 被害総額 28,608 千円
平成 9 年 9 月 14~16 日	台風 19 号	総雨量 619mm 最大瞬間風速 50.4km/S 時間最大雨量 54mm 被害 2 棟半壊・4 棟一部破損・ 床下浸水 32 棟 被害総額 564,227 千円	平成 3 年 8 月 20~23 日 (台風 12 号)	連続 207 mm 22 日 125 mm	道路決壊 3 箇所、納地崩壊 3 箇所 被害総額 27,467 千円
平成 16 年 8 月 30 日	台風 16 号	避難勧告発令 神川中、上、新町	平成 3 年 8 月 28~29 日 (台風 13 号)	連続 185 mm 28 日 165 mm	農林水産施設 被害総額 3,000 千円
平成 16 年 9 月 6 日	台風 18 号		平成 3 年 9 月 12~14 日 (台風 17 号)	連続 72 mm	農産物被害被害総額 6,844 千 円
平成 16 年 9 月 29 日	台風 21 号		平成 3 年 9 月 25~29 日 (台風 19 号)	連続 68 mm	道路決壊 2 箇所、橋梁決壊 2 箇所、畜舎 2 棟 被害総額 14,005 千円
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号		平成 4 年 8 月 7~8 日 (台風 10 号)	連続 149 mm	道路決壊 7 箇所、護岸決壊 1 箇所、畜舎 4 棟 被害総額 44,982 千円
平成 17 年 3 月 22 日		田代町と大根占町合併により 錦江町誕生	平成 5 年 8 月 9~10 日 (台風 7 号)	連続 267 mm	住家一部損壊 7 棟、非住家公 共施設半壊 1 棟、一部破損 6 棟、公共建築物以外半壊 1 棟、 公立文教施設その他総額 97,819 千円 自主避難 4 箇所 23 人
			平成 5 年 9 月 3 日 (台風 13 号)	連続 123 mm	軽傷 7 人、住家全壊 5 棟、半 壊 7 棟、一部破損 111 棟、非 住家公共建築物半壊 1 棟、一 部破損 6 棟、公共建築物以外 全壊 40 棟、半壊 10 棟、一部 破損 60 棟、文教施設 6 箇所、 公共土木その他 被害総額 1,696,528 千円

			平成 6 年 8 月 13 日 (台風 14 号)	連続 230 mm	住家一部破損 11 棟、道路破損 4 箇所、河川 1 箇所 被害総額 28,199 千円
			平成 8 年 7 月 18 日 (台風 6 号)	連続 247 mm 最大風速 37m/s	住家一部破損 2 棟、非住家公 共建築物以外全壊 3 棟、半壊 1 棟、一部破損 2 棟、文教施 設 7 箇所、道路 9 箇所、河川 5 箇所、田流出・埋没 3 ha 畑流 出・埋没 1 ha、崖崩 1 箇所、電 話不通 25 回線被害総額 735,907 千円
			平成 8 年 8 月 14 日 (台風 12 号)	連続 191 mm	農林水産業施設 16,500 千円 農産被害 18,846 千円 その他 120 千円 崖崩れ 1 箇所、停電 26 戸
			平成 9 年 6 月 27 日 (台風 8 号)	連続 140.5 mm 時間 21.0 mm	農林水産業施設 200 千円 公共土木施設 4,300 千円 農産物被害 58,561 千円
			平成 9 年 9 月 15~16 日 (台風 19 号)	14 日~16 日 の連続雨量 717mm 最大日雨量 386mm 時間最大雨 量 16 日 4:00~5:00 で 49mm 最大瞬間風 速 16 日 8:00 ~9:00 で 45m 気圧 16 日 7:00~9:00 で 952hPa	死亡者 3 名、負傷者 3 名 全壊 4 棟、半壊 1 棟、一部損 壊 1 棟、床上浸水 2 棟、床下 浸水 6 棟 避難者 65 世帯 120 名

錦 江 町			
年 月 日	災 害 名	災害の状況	災害の概況
平成 17 年 9 月 5 日～ 6 日	台風 14 号	連続雨量 689mm 最大瞬間風速 54m 災害警戒本部 9 月 4 日 12:00～ 5 日 9:00 災害対策本部 9 月 5 日 9:00～ 7 日 15:00	避難者数（大根占 170 名）（田代 61 名） 全壊 11 棟、半壊 3 棟、一部損壊 46 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 29 棟 道路決壊等 26 ヶ所 避難勧告（城ヶ崎自治会 9 世帯 15 名・神ノ川流域 31 世帯 51 名）
平成 18 年 8 月 17～ 18 日	台風 10 号		14 世帯 14 人避難
平成 18 年 9 月 17 日	台風 13 号		58 世帯 90 人避難
平成 19 年 6 月 22 日	豪 雨		総雨量 218.5mm 時間最大雨量 床上床下浸水発生 城ヶ崎（国道 269 号崩壊）5 日間通行止め
平成 19 年 7 月 13 日	台風 4 号 （マンニエー）		
平成 19 年 8 月 2 日	台風 5 号 （ウサギ）		
令和 2 年 7 月 8 日	令和 2 年 7 月豪雨	数日來の降雨により、 国道 269 号線（城ヶ崎） 斜面が崩落 災害警戒本部 7 月 8 日 08:00～ 7 月 10 日 15:55 城ヶ崎付近の 03:00～ 07:00 までの 5 時間累計 雨量 138mm	斜面崩落に軽自動車 1 台が巻き込まれ道路下へ転落。負傷者:1 名 城ヶ崎（国道 269 号線）11 日間通行止め。

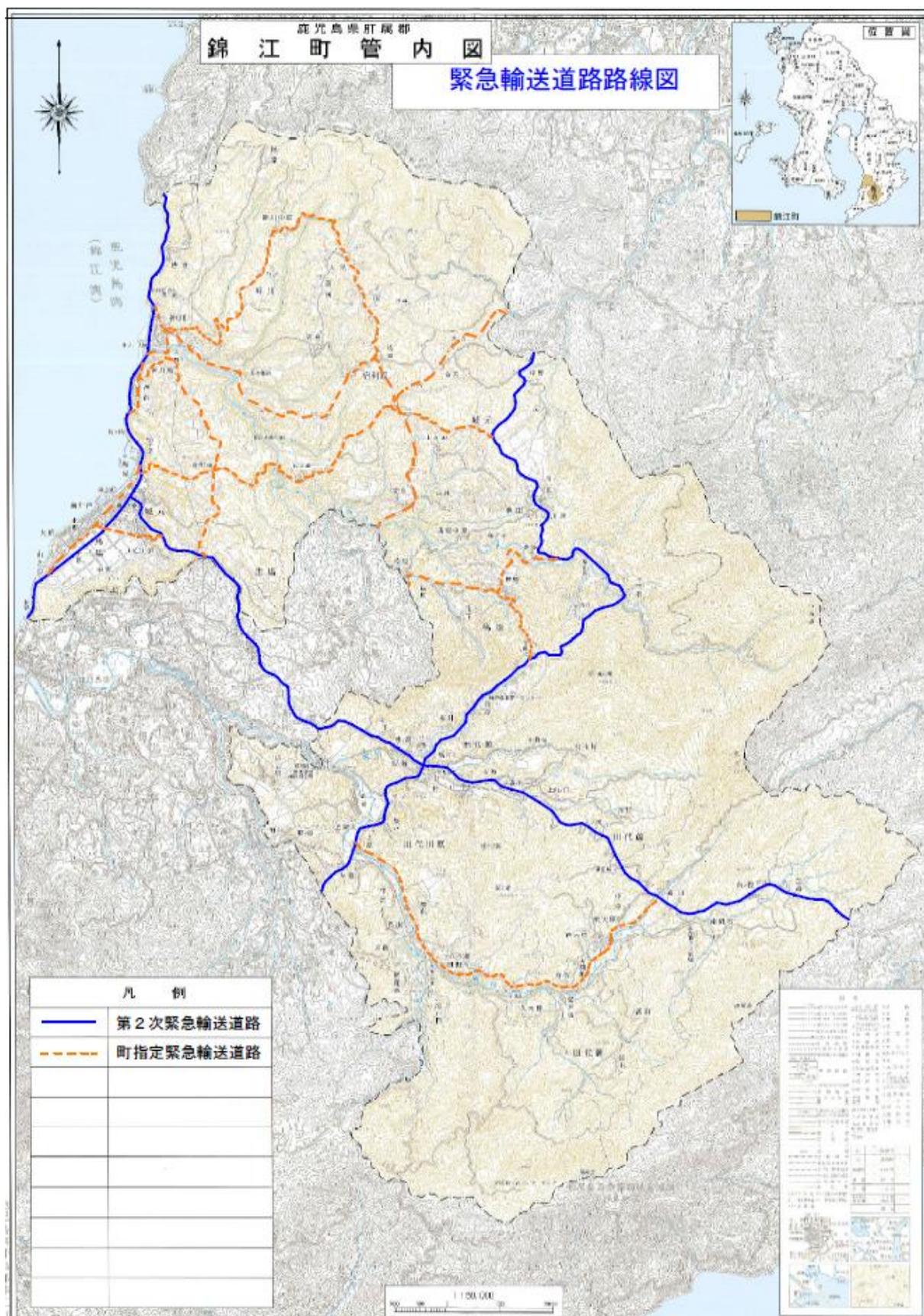
錦江町無線施設一覧

1 錦江町防災行政無線通信施設

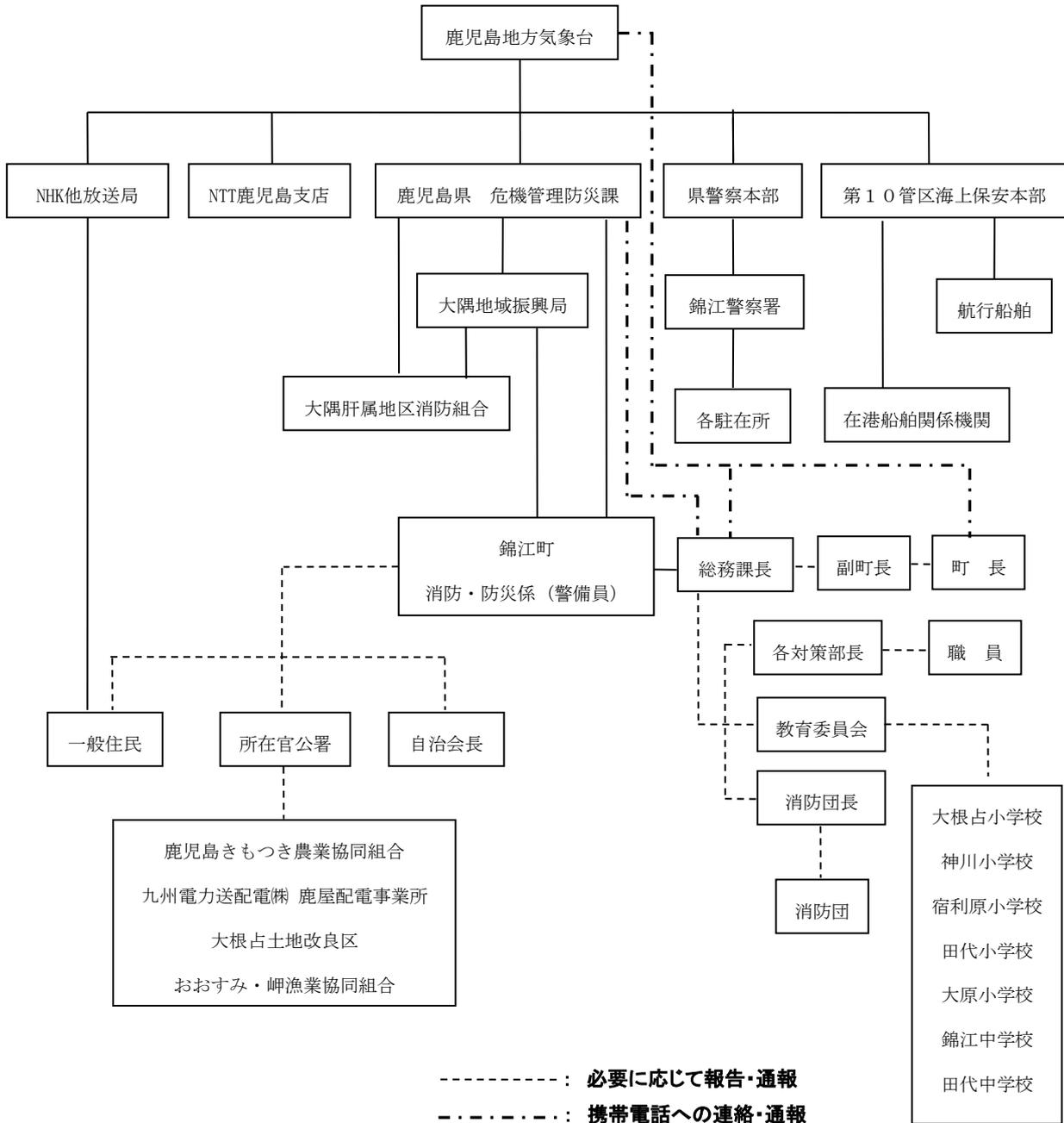
親局	錦江町役場
中継局	MCA(デジタル業務用移動通信・横尾岳)

2 屋外受信子局設置場所

番号	地区	場所	番号	地区	場所
1	大根占地区	山之口公民館	18	池田地区	川北公民館
2		大橋公民館	19		笹原公民館
3		大根占小学校	20		壱崎公民館
4		錦江町役場	21		半下石公民館
5		上之宇都	22		段中野(鹿屋吾平佐多線沿)
6		塩屋公民館	23		宿利原地区
7	神川地区	鳥浜公民館	24	岩元公民館	
8		神川上公民館付近	25	才原公民館	
9		にしきの里	26	笑喜	
10		皆倉公民館	27	宿利原小学校	
11		神川中原公民館	28	厚ヶ瀬公民館	
12		桜原神社	29	田代地区	田代支所
13	運動公園	30	大原公民館		
14	池田地区	安水公民館	31		花瀬公園管理事務所
15		大久保公民館	32		鶴園公民館
16		白井公民館	33		表木グラウンド
17		崩原	34		内ノ牧



防災気象情報等の伝達系統図



避難情報発表基準

1 「警戒レベル3、高齢者等避難」の発表基準等

(1) 発表基準表

対象災害	地域等	判断基準
暴風災害	対象地域（全般）	○ 風速が継続して強くなり、災害の発生、町民の生命財産に危険が近づいてきたと判断されるとき。（風速 20m/s 程度となり、さらに風が強まると予想される等、これ以上の天候悪化が要配慮者の避難に影響を及ぼす恐れが生じたとき。）
豪雨災害 （土砂災害）	対象地域（全般）	○ 大雨警報（土砂災害）が発表されるなど、短時間に災害の発生が予想される場合（連続雨量が 100mm を超える又は時間雨量が 50mm を超えると予想される等、これ以上の天候悪化が要配慮者の避難に影響を及ぼす恐れが生じたとき。） ○ 気象庁防災情報提供システム、鹿児島県河川砂防情報システム等から、2時間先までに大雨警報（土砂災害）の警報基準に達すると予想される場合
洪水・高潮 災害	神ノ川周辺地区	○ 洪水警報が発表されるなど、神ノ川が氾濫注意水位（2.5m）を超え 2.8m に達し、さらに増水が予想されるとき。 ○ 気象庁防災情報提供システムで神ノ川の流域雨量指数を確認し、2時間先の予報が「基準Ⅱ」を上回った場合
	神ノ川以外の河川周辺	○ 洪水警報が発表されるなど、雄川及び麓川の水位が堤頂を超えることが予想される場合
	河川域以外の沿岸地域	高潮警報（2.4m）が発表されたとき。
津波	海岸沿い地域、河口から内陸部	「南海トラフ地震臨時情報」発表の場合 なお、警戒レベルは付さないで発表する。
その他の場合	—————	○ 警戒体制に入り、近隣周辺市町等の状況から判断して危険が予想されるとき。 ○ 気象庁災害情報提供システム及び鹿児島県河川砂防情報システム等による指標を考慮し、これ以上の天候悪化が要配慮者の避難に影響を及ぼす恐れが生じたとき。

(2) 町民に求められる行動

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、安全な場所にある知人宅又は計画された避難所等への避難行動を開始し、避難行動要支援者以外

の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
 避難が必要と考える者は自主避難を行う。

2 「警戒レベル4、避難指示」の発表基準等

(1) 発表基準表

対象災害	地域等	判断基準
暴風災害	対象地域（全般）	高齢者等避難発表基準を超え、風速 20m/s を超え更に風が強まる等、災害の発生が予想され、町民等の生命・身体に危険が及ぶと予想される時。
豪雨災害 (土砂災害)	対象地域（全般）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日までの連続雨量が 100mm 以上となり、当日の雨量が 50mm を超え、さらに時間雨量 30mm 以上の強い雨が予想される時。 ○ 前日までの連続雨量が 40～100mm 以内であるが、当日雨量が 80mm を超え、時間雨量 30mm 以上の強い雨が予想される時。 ○ 前日まで降雨がない場合であっても、当日の雨量が 100mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の強い雨が予想される時。 ○ 土砂災害警戒情報の発表や気象庁防災情報提供システム及び鹿児島県河川砂防情報システム等から、大雨警報（土砂災害）の危険度分布やスネーク判定図で2時間先までに土砂災害警戒情報の基準（CL）に達すると予想される場合
洪水・高潮 災害	神川地区	<p>神ノ川が水位 3m を突破し、さらに増水が予想され、氾濫危険水位（3.5m）に到達することが見積もられる時。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁防災情報提供システムで神ノ川の流域雨量指数を確認し、2時間先の予報が「基準Ⅲ」を上回った場合
	その他の河川域 及び沿岸地域	増水が続き、洪水並びに高潮の危険（2.4m 以上）が迫ってきた時。（満潮と南西風の卓越が重なった時はさらに警戒を要する。）
津波	海岸沿い地域、 河口域から内陸部	津波注意報以上が発表されたとき。 なお、警戒レベルは付さないで発表する。
その他の 場合	—————	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒体制が続き、近隣周辺市町等においても状況が高齢者等避難の段階から悪化し、相当な危険が近づいていると判断される時。 ○ 土砂災害警戒情報や気象庁防災情報提供システム及び鹿児島県河川砂防情報システムによる危険指標を考慮し、避難指示の発表が必要と判断される時。 ○ 避難指示を発表した地域の避難行動が芳しくない場合には、重ねて避難指示を発表すると共に、災害発生の可能性について警告を発する。

(2) 町民に求められる行動

通常の避難行動ができる者は、安全な場所にある知人宅又は計画された避難所等への速やかに避難行動を開始するとともに、この段階で避難を完了する。

洪水、高潮などの場合においては、住宅構造の高層化や想定される浸水深が明らかな場合は、災害リスクのある地域に所在する住宅・施設等において上階への避難や高層階へ留まること等による「屋内安全確保」を可とする。

ただし、洪水の水流による家屋の流出や地盤の流出による家屋の倒壊などの恐れがなく、浸水深よりも高い位置に居室を持ち、かつ、洪水又は高潮の水が引くまでの間を凌ぐための十分な飲料水や食料等を確保しており、洪水又は高潮による孤立に耐えられる場合以外は、安全な場所又は指定避難所等への立退き避難を行うものとする。

津波については、必ず立退き避難を行う。

3 「警戒レベル5、緊急安全確保」の発表基準

(1) 発表基準

災害対策本部（支部）が氾濫発生情報又は大雨特別警報の発表や管轄地域内で災害が発生したことを確認した場合、防災無線等を通じて住民に対して災害の発生について情報を発表することを基準とする。また、災害の発生が切迫しており、緊急の避難若しくは住民自身が緊急の安全確保を行うよう指示する必要が生じた場合にも発表する。

(2) 住民に求められる行動

未だ避難していない対象地域の住民は、緊急の避難を行うか、安全な場所に移動する。屋外に出ること自体が危険と判断した場合は、生命を守る最善の行動（洪水、高潮については、建物の最上階又は屋根・屋上等への移動や近隣の少しでも高い若しくは頑丈な施設等への移動を行い、加えて、土砂災害の危険からの回避手段としては、最上階の崖とは反対側の部屋への移動等を行う。

4 自主避難の目安（土砂災害）

住民は、以下の現象を目撃（又は聴知）したら、速やかに自主避難を行うとともに、その情報を遅滞なく役場又は警察・消防等へ通報する。（災害対策基本法第54条）

(1) 崖崩れ

- ア 崖に亀裂ができる。
- イ 崖から水が湧いてくる。
- ウ 崖から小石がパラパラ落ちてくる。

(2) 地すべり

ア 池や沼の水位が急に減ったり増えたりする。また、井戸水が濁るなど、地下水の様子に変化が起きる。

イ 地面に亀裂が生じる。

ウ 地面の一部が落ち込む、又は盛り上がる。

(3) 土石流

ア 立木の裂ける音が聞こえる。大きな岩が下流へ流れる音が聞こえる。

イ 溪流の流水が急激に濁りだす。また、流木が混ざり始める。

ウ 降雨が続いているにも関わらず、溪流の水位が急激に低下し始める。(上流で崖等の崩落が発生し、流れが堰き止められている恐れがあるため。)

(4) 洪水

ア 河川堤防にひび割れが生じた。

イ 急激な河川の増水が生じた。

(5) その他

災害による被災を避けるため、必要と判断した場合

(第3章 第13節 第3項関連) 別表第9

主食の在庫場所及び連絡先一覧

在庫場所	所在地	電話番号	備考
前田商店	城元 526	22-0138	
飯隈商店	城元 303-2	22-0021	
徳留工業	神川 3117	22-0587	
毛下酒店	城元 5343	29-0234	
原田商店	神川 7517	23-0260	
鹿児島きもつき農協根占支所	南大隅町根占川北 1729	24-3131	食糧庁の許可が必要
ケーオー・ニシムタ大根占店	城元 333	22-2111	
タイヨー大根占店	馬場 2096-1	22-2294	
ショッピングセンターほりうち	田代川原 231-1	25-3211	
ストアークまさき	田代麓 739	25-2278	

(第3章 第13節 第3項関連) 別表第10

他の主食(パン)、副食及び調味料等の在庫場所一覧

在庫場所	所在地	電話番号	調達品目
新鮮倶楽部おおやま	城元 895-2	22-0047	缶詰等
ケーオー・ニシムタ大根占店	城元 333	22-2111	〃
タイヨー大根占店	馬場 2096-1	22-2294	〃
前田商店	城元 526	22-0138	〃
原 菓子舗	神川 54-1	22-0014	〃
菓心まとはら	城元 815	22-2133	〃
山ヶ城商店	城元 816	22-0125	〃
毛下酒店	城元 5343	29-0234	〃
原田商店	神川 7517	23-0260	〃
ファミリーショップ ひごし	田代麓 1450	25-3245	〃
ストアークまさき	田代麓 739	25-2278	〃
ショッピングセンターほりうち	田代川原 231-1	25-3211	〃
スーパーマルマサ	田代麓 4876	25-3025	〃

(第3章 第14節 第2項関連) 別表第11
衣料品等調達先一覧

調 達 先	所在地	電話番号	調達品目
タイヨー大根占店	馬場 2096-1	22-2294	毛布、シャツ、作業服、子供服他
ケーオー・ニシムタ大根占店	城元 333	22-2111	〃
ラモードひさなが	城元 627	22-0031	〃
福山商店	神川 3333	22-0229	〃
日の出屋	田代麓 652-1	25-2029	〃
ひごし衣料品店	田代川原 474	25-2173	〃

(第3章 第14節 第2項関連) 別表第12
日用品等調達先一覧

調 達 先	所在地	電話番号	調達品目
ホームセンターひろくま	馬場 422-5	22-2345	鍋、釜、バケツ、食器他
(有)カネヤマ	馬場 263	22-0101	〃
ケーオー・ニシムタ大根占店	城元 333	22-2111	〃
コメリハード&グリーン大根占店	馬場 2141	28-3611	〃

(第3章 第14節 第2項関連) 別表第13
応急復旧資材等調達先一覧

調 達 先	所在地	電話番号	調達品目
(有)カネヤマ	馬場 263	22-0101	釘、トタン等
ケーオー・ニシムタ大根占店	城元 333	22-2111	〃
コメリハード&グリーン大根占店	馬場 2141	28-3611	〃

(第3章 第15節 第4項関連) 別表第14
建設資材(木材)調達先一覧

調 達 先	所在地	電話番号	備 考
原一林業(株)	田代麓 5138-759	25-2543	木材製品
原一林業(株)川原製材所	田代川原 674	25-1333	〃

(第3章 第17節 第4項関連) 別表第15

1 町内医療機関一覧

名 称	所在地	電話番号	診 療 科 目	病床数
肝属郡医師会立病院	神川 135-3	22-3111	総 合	196
大根占医院	馬場 445-2	22-2658	外 科	0
長浜医院	城元 895-12	22-0137	内科、外科、耳鼻咽喉科	0
藤崎クリニック	城元 96-6	22-0116	内科・外科	0
濱畑クリニック	田代川原 403	25-2575	外科・整形外科	0

2 県救護班一覧

施 設 名	所 在 地	電話番号	備 考
日赤鹿児島県支部	鹿児島市鴨池新町 1-5	099-452-0600	
鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	

3 医療、助産資材調達先一覧

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	調 達 品 目
川口薬局	馬場 423-3	22-2265	包帯、ガーゼ、脱脂綿、ヨードチンキ他
川越薬局	城元 585-1	22-0005	〃
〃	城元 734	22-3316	〃
〃	城元 100-5	28-3155	〃
川田薬局	城元 812	22-0104	〃
セイムス	城元 1101-1	28-3922	〃
コスモス	馬場 351-1	28-3011	〃
おおすみ薬局	田代川原 433-4	25-1446	〃

(第3章 第18節 第2項関連) 別表第16

仮設トイレ等貸し出し業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
第一機械産業(株)	南大隅町根占川北 8480	0994-24-5520
(有)ベルキャンバス鹿児島	鹿屋市西祓川 165-1	0994-40-2004
(株)ベルキャンバス	鹿屋市大浦町 11479-16	0994-45-6162

(第3章 第19節 第4項関連) 別表第17

町内建設業者一覧

建設業者名	所在地	電話番号
(株)桑原組	城元 520-1	22-0218
(有)矢崎組	城元 1045	22-0240
(有)馬込建設	馬場 4474-1	29-0259
(有)大山組	城元 100-5	22-0338
(株)松下工務店	神川 2279	22-2525
(有)大栄建設	馬場 2652-1	22-2436
一花建設(株)	馬場 56 番地 3	22-3920
(株)田代建設	田代麓 3105	25-2132
(株)三共建設	田代麓 3355-1	25-2551
柴立建設(有)	田代川原 5170-口	25-3077
(有)丸重建設	田代麓 3297-5	25-2562
(有)徳留工業	神川 3117	22-0587
丸三建設	馬場 2708	22-2492

(第3章 第21節 第4項関連) 別表第18
町有車輛及び事業用車両一覧

1 町有車両一覧

所轄課名	用途種別	乗車定員	登録番号	通称等	備考
総務課	マイクロバス	29	鹿児島22 す 1768		
	普通乗用車	5	鹿児島300 む 4576	プリウス	リース
	普通乗用車 (ワゴン)	5	鹿児島501 ほ 6774	カローラ	リース
	普通乗用車 (ワゴン)	8	鹿児島501 ち 3095	ステップワゴン	
	軽乗用車	4	鹿児島480 て 5850	グランドゴルフ号	
	軽ワゴン	4	鹿児島480 く 5903		旧地籍号
政策企画課	軽ワゴン	4	鹿児島43 か 9090		
未来づくり課	乗用車	5	鹿児島480 な 9834	アクア	
	軽ワゴン	4	鹿児島501 め 766	ハイゼット	
住民税務課	軽乗用車	4	鹿児島581 ふ 9740		徴収
	軽トラック	2	鹿児島43 か 9091		環境衛生
	2tダンプ	3	鹿児島400 せ 3264		
	塵芥車	3	鹿児島800 す 4393		
介護福祉課	ステーションワゴン	10	鹿児島300 み 847	ハイエース (ファソラ)	
	軽貨物	2	鹿児島480 え 7520		後部座席 乗車不可
	軽貨物	2	鹿児島480 え 7521		後部座席 乗車不可
	軽ワゴン	4	鹿児島480 き 6827	福祉号	
	軽ワゴン	4	鹿児島43 さ 9532		
	軽乗用	4	鹿児島582 け 2401		リース車両
	軽貨物箱型	4	鹿児島480 ほ 1937		リース車両
	軽貨物箱型	4	鹿児島480 ほ 1938		リース車両
	軽乗用	4	鹿児島53 け 5561		社協から借受
	軽貨物	4	鹿児島480 け 1140		社協から借受
健康保険課	軽ワゴン	4	鹿児島480 て 267		
	軽ワゴン	4	鹿児島480 は 5765		
	軽ワゴン	4	鹿児島480 て 2285	診療所号	
産業振興課	乗用車	5	鹿児島301 す 159	スバル	基盤

	軽ワゴン	4	鹿児島 480 ま 1998	ダイハツ	基 盤
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 な 8869	ダイハツ	林 務
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 な 8870	ダイハツ	茶
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 え 2301	スバル	畜 産
建設課	乗用車	5	鹿児島 301 す 4662	パトロール車	
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 す 3216		住宅管理
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 ひ 4135		水道事業
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 め 6575		水道事業 (支所から)
	軽トラック	2	鹿児島 480 そ 8977		水道事業
	ダンプカー	3	鹿児島 46 ふ 9034		シルバー人材 センターへ貸与
教育課	スクールバス	2 9	鹿児島 200 さ 890		
	スクールバス	2 9	鹿児島 200 さ 889		
	スクールバス	4 6	鹿児島 200 は 176		
	普通乗用車	7	鹿児島 300 に 3117		
	軽トラック	2	鹿児島 480 せ 3240	キャリー	
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 て 1535		
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 に 76		
	軽乗用	4	鹿児島 581 た 8437	ムーブ	
	普通貨物	3	鹿児島 100 す 5830		給食運搬車
	普通貨物	3	鹿児島 100 す 5831		給食運搬車
	普通貨物	3	鹿児島 100 す 5832		給食運搬車
住民生活課	普通乗用	5	鹿児島 502 さ 5020	ヴィッツ	
	軽乗用	4	鹿児島 580 え 5946	ムーブ	
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 は 2461	ハイゼットカーゴ	
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 は 2621	エブリイ	
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 つ 9681		保健指導車
	普通ワゴン	1 0	鹿児島 300 み 4311		ハイエース
	福祉バス	2 3	鹿児島 22 す 7598		
	マイクロバス	2 6	鹿児島 580 す 1627		
観光交流課	軽乗用	4	鹿児島 580 え 5946	ムーブ	
	軽トラック	2	鹿児島 480 ね 1159	キャリー	
	普通乗用車 (ワゴン)	5	鹿児島 501 も 9252	カローラ フィールダー	

産業建設課	軽ワゴン	4	鹿児島 480 そ 5904		
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 そ 8262		
	軽ワゴン	4	鹿児島 480 ぬ 7956		
	軽トラック	2	鹿児島 480 ち 4698		

2 事業用車輛一覧

調 達 先	所 在 地	電話番号	車 種	備 考
(株)染川産業	城元 837-4	22-0029	トラック	
(有)楠元運送	田代川原 5710	25-3848	〃	

その他、車輛の調達については、別表第 1 7 「町内建設業者一覧」にある業者に要請するものとする。

(第 3 章第 2 1 節第 5 項関連) 別表第 1 9 町内船舶一覧

所 有 者	所在地	電話番号	備 考
(株)染川産業	城元 837-4	22-0029	
(有)坂下水産	鳥浜 750-15	22-0708	

その他、必要に応じ町漁業協同組合員所有船（電話 22-0043）、町遊漁船協会会員船（事務局電話 22-0517）に要請依頼をする。

(第3章 第22節 第3項関連) 別表第20

関係自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡先一覧

自衛隊等要請関係機関		所在地	電話番号	県防災 無線番号
自衛隊及び関係機関各部	主管課			
陸上自衛隊 第12普通科連隊	本部第3科	霧島市国分福島 2丁目4-14	099-546-0350 内線380	1-1-5021 (2)
海上自衛隊 第1航空群	司令部幕僚室 (群当直士官)	鹿屋市 西原3-11-2	0994-43-3111 内線2222 又は 2223	1-1-5951 (2)
自衛隊 鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市 東郡元町4番1号	099-226-5560 226-5561	
国土交通省九州整備局 大隅河川国道事務所	—	肝属郡肝付町 1013-1	0994-65-2541	
鹿児島県 危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市 鴨池新町10-1	099-286-2111 直通286-2256	1(2)-311- 7-2111.814
〃 環境生活部	生活文化課	〃	直通286-2518	1(2)-311- 7-2140
〃 保健福祉部	社会福祉課	〃	直通286-2824	1(2)-311- 7-2517
〃 農政部	農政課	〃	直通286-3085	1(2)-311- 7-2617
〃 土木部	監理課 河川課	〃	直通286-3483 直通286-2586	1(2)-311- 7-3063
〃 林務水産部	林務水産課	〃	直通286-3327	1(2)-311- 7-2961
〃 教育委員会	総務福利課	〃	直通286-5188	1(2)-311- 7-3813
〃 出納室	会計課	〃	直通286-3765	1(2)-311- 7-3231
〃 警察本部	警備課	〃	直通206-0110	
大隅地域振興局 総務企画部	総務企画課	鹿屋市 打馬2-16-6	代表0994-52-2083	1(2)-331- 8-331-803

(第3章 第22節 第8項関連)別表第21

錦江町ヘリコプター臨時発着場一覧

発着場	所在地	緯度/経度	備考 (ft) は、およその対地高度
錦江中学校 校庭	錦江町 城元 940	31° 14.5 N/ 130° 47.3 E	E側高い丘、S側校舎(60ft)、W側体育館(40ft) 照明塔(N, NE, SE側40ft)、S側に立木(50ft)、地質:土。進入方向:SEから。面積:UH×2機 or CH-47×1機
錦江町 運動公園	錦江町 神川 1807-3	31° 15.1 N/ 130° 48.3 E	陸上トラック照明なし。野球場N及びS側に照明(40ft)。地質:芝・土。進入方向:W側からのみ。面積:UH×4機 or CH-47×2機。アクセス道路は広いが途中に土石流警戒区域あり。併設の「サトーム」は物資の一時集積のみ可
旧神川中学校 校庭	錦江町 神川 3306-4	31° 16.3 N/ 130° 47.6 E	NSEW側に照明(40ft)、N側校舎と体育館(30ft)、S側は高い立木(40ft)。地質:芝・土。進入方向:E or W側から(特に夜間はW側。ただし照明塔あり。)。面積:UH×4機 or CH-47×2機。標高低く水災時は使用不可の可能性大。アクセス道路が狭隘
池田運動公園 (旧池田中学校) (池田林業センター)	錦江町 城元 5600	31° 14.5 N/ 130° 52.0 E	NSEW側に照明(40ft)、N側に旧校舎と体育館(30ft)。地質:芝。進入方向:N, W, SW方向から(照明塔に注意)。面積UH×2機 or CH-47×1機。アクセス道路狭隘
宿利原校区 運動公園 (宿利原研修センター)	錦江町 神川 7257	31° 26.9 N/ 130° 83.2 E	S&E側に照明(40ft)、E側に建物、S側に高い立木(40ft)。地質:土。進入方向:W⇔Nのみ。面積:UH×2機 or CH-47×1機。アクセス道路狭隘(大型トラック不可)
田代中学校 校庭	田代麓 5624	31° 11.8 N/ 130° 50.6 E	S側に校舎と体育館と照明(40ft)。周囲に立木(20~30ft)。地質:土。進入方向:S側以外。面積:UH×1機 or CH-47×1機。アクセス道路急勾配。駐車スペース狭隘
田代 中央運動公園	錦江町 田代麓 674-1	31° 12.0 N/ 130° 50.6 E	NSEW側に照明(30ft)、地質:芝(トラック内)。進入方向はNW~S側から(W⇔SW側に高い立木あり(80ft))。面積UH×1機 or CH-47×1機。アクセス道路は広いが、物資集積能力なし。完全舗装駐車場隣接
旧大原中学校 校庭	錦江町 田代麓 4567	31° 10.0 N/ 130° 52.7 E	照明なし。N側に旧校舎等(40ft)、S側に立木(20ft)。地質:土(水はけ悪い)。面積:OH-6クラス小型ヘリに限り昼間1機のみ発着可。アクセス道路非常に狭隘。物資集積能力なし。
花瀬自然公園 多目的広場	錦江町 田代 川原	31° 09.9 N/ 130° 51.0 E	照明なし。NE側丘陵地、SE側立木(20ft)。進入方向NE側以外。地質:芝。面積:UH×2 or CH-47×1。アクセス道路広い。物資集積能力なし。

(第3章 第23節 第3項関連) 別表第22

町内文具店一覧

調 達 先	所在地	電話番号	調 達 品 目
大山文具店	本 町	22-3121	ノート、鉛筆、消しゴム等学用品全般

改定記録			
改定年月日	改定理由	改定方法	改定者
2019. 3. 14	法令等改正のため。	防災会議承認	防災専門監
2020. 4. 17	避難勧告等基準改正のため。	防災会議会長専決	防災専門監
2021. 11. 1	災害対策基本法等改正のため。	防災会議会長専決	防災専門監
2023. 6. 29	災害救助法等改正のため。	防災会議会長専決	防災専門監